

令和6年度決算特別委員会 提出資料

令和7年9月24日提出

NO	決算書 頁	費 目		資 料 名	担 当 課	頁
1	48	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	国有提供施設等所在市町村助成交付金の推移・概要	税 務 課	7
2	49 50	負 担 金	総 務 費 負 担 金	負担金それぞれの実績推移（5年間）	関 係 各 課	8
3	50	負 担 金	民 生 費 負 担 金	保育料の他市比較に関する資料	保 育 課	9
4	51	負 担 金	教 育 費 負 担 金	学校給食費助成の状況（福岡県内）	教 育 総 務 課	10
5	51	負 担 金	教 育 費 負 担 金	学校給食費負担金の実績推移（5年間）	教 育 総 務 課	13
6	52	使 用 料	総 務 使 用 料	人権啓発センター使用料の根拠及び実績推移（5年間）	人 権 ・ 同 和 政 策 課	15
7	53	使 用 料	土 木 使 用 料	住宅使用料の収納実績推移（5年間）	住 宅 課	16
8	54	使 用 料	教 育 使 用 料	グラウンドゴルフ場使用料（件数、金額）	ス ポ ー ツ 振 興 課	17
9	54	手 数 料	衛 生 手 数 料	ごみ袋販売実績推移及びし尿処理手数料収納実績推移 （数量、金額）	環 境 対 策 課	18
10	55	国 庫 負 担 金	民 生 費 負 担 金	中国残留邦人支援給付費等負担金（生活・医療・介護） の内訳ごと推移（件数・金額）	社 会 ・ 障 が い 者 社 祉 課	20
11	57	国 庫 補 助 金	衛 生 費 補 助 金	医療施設運営費等補助金の内訳	健 幸 保 健 課	21
12	60	県 補 助 金	民 生 費 補 助 金	住宅新築資金等償還推進事業費補助金の推移（5年間）	住 宅 課	22
13	63	県 補 助 金	商 工 費 補 助 金	宿泊税交付金の推移（事業開始以降）	商 工 観 光 課	23
14	64	県 補 助 金	教 育 費 補 助 金	地域活動指導員設置事業費補助金の実績推移及び配置状 況が暦年でわかるもの	生 涯 学 習 課	24
15	65	委 託 金	総 務 費 委 託 金	地域人権啓発活動活性化事業委託金の実績推移（制度発 足以降）	人 権 ・ 同 和 政 策 課	26

令和6年度決算特別委員会 提出資料

令和7年9月24日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
16	67	寄 附 金 一 般 寄 附 金	一般寄附金、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと応援寄附金の実績一覧（5年間）	特産品振興・ ふるさと応援 社会・障がい 福祉教育総務 課	27
17	67	基 金 繰 入 金	基金ごとの繰入実績一覧（10年間）	財 政 課	28
18	68	基 金 繰 入 金 ふるさと応援基金 繰入	ふるさと応援基金の活用状況	特産品振興・ ふるさと応援 課	29
19	72	雑 入 雑 入	NPO法人長崎街道内野宿冷水峠デザイン研究会解散清算金の根拠と経過	市 民 活 動 支 援 課	35
20	73	雑 入 雑 入	地域スポーツ施設整備助成金の推移	ス ポ ー ツ 振 興 課	37
21	73	雑 入 雑 入	児童クラブ利用料の実績推移（5年間） 児童クラブ利用料の他市比較及び滞納・減免状況	学 校 教 育 課	38
22	74	雑 入 雑 入	いいつかスポーツ・リゾート施設維持費納付金の推移	ス ポ ー ツ 振 興 課	40
23	85	総 務 管 理 費 財 産 管 理 費	伊岐須会館運営費補助金の推移（5年間）及び運営協議会規程	人 権 ・ 同 和 政 策 課	41
24	85 86	総 務 管 理 費 企 画 費	ふるさと応援寄附事業に関する契約内容及び実績一覧	特産品振興・ ふるさと応援 課	43
25	86 87	総 務 管 理 費 地 域 振 興 費	コミュニティバス等運行事業に関する契約状況	地 域 公 共 交 通 対 策 課	44
26	87	総 務 管 理 費 地 域 振 興 費	予約乗合タクシー運行业務委託料の内訳	地 域 公 共 交 通 対 策 課	45
27	89	総 務 管 理 費 交 通 安 全 対 策 費	交通安全施設整備事業の実績	土 木 管 理 課	46
28	89 90	総 務 管 理 費 人 権 推 進 費	人権啓発センター管理運営事業費の内訳について	人 権 ・ 同 和 政 策 課	47

令和6年度決算特別委員会 提出資料

令和7年9月24日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
29	90	総務管理費 人権推進費	部落差別解消推進団体補助金の実績推移	人権・同和政策課	48
30	90	総務管理費 人権推進費	人権推進対策関係補助金、負担金交付団体（目的、規約、決算書）について	人権・同和政策課	49
31	90	総務管理費 人権推進費	補助金交付団体の役員の活動状況（人件費、出勤、業務内容）について	人権・同和政策課	65
32	94	徴 税 費 賦課徴収費	電算入力業務の委託先一覧（5年間）	税 務 課	66
33	100	社会福祉費 社会福祉総務費	社会福祉施設の維持補修の実績	社 会 ・ 障 が い 者 福 祉 課	68
34	101 102	社会福祉費 社会福祉総務費	原油価格・物価高騰対策事業の成果について	臨時特別給付金対策室 調整給付臨時対策室	71
35	103	社会福祉費 高齢者福祉費	長寿祝金・敬老祝品の実績推移及び事務代行手数料の内容	高 齢 者 支 援 課	73
36	104	社会福祉費 高齢者福祉費	シルバー人材センター補助金の実績推移	高 齢 者 支 援 課	74
37	104	社会福祉費 高齢者福祉費	老人クラブ連合会活動推進事業費補助金の実績推移	高 齢 者 支 援 課	75
38	104	社会福祉費 障がい者福祉費	児童発達支援給付費の実績推移 放課後デイサービス給付費の推移と見通し	社 会 ・ 障 が い 者 福 祉 課	76
39	105	社会福祉費 障がい者福祉費	基幹相談支援センター運営事業委託料の推移	社 会 ・ 障 が い 者 福 祉 課	79
40	106	社会福祉費 障がい者福祉費	サン・アビリティーズいづか指定管理委託料の推移及び改修工事実績	社 会 ・ 障 が い 者 福 祉 課	80
41	107	社会福祉費 集 会 所 費	集会所等整備事業の実績と計画	人権・同和政策課	81
42	107 108	児童福祉費 児童福祉総務費	保育士確保対策事業費関係の実績（助成金・補助金・貸付金）推移	保 育 課	82
43	108 109	児童福祉費 児童福祉総務費	児童虐待防止関連事業の内容について	こ ども 家 庭 課	84

令和6年度決算特別委員会 提出資料

令和7年9月24日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
44	113	児 童 福 祉 費 青 少 年 対 策 費	児童クラブ運営等委託料の実績推移	学 校 教 育 課	91
45	113 114	児 童 福 祉 費 青 少 年 対 策 費	児童クラブ運営状況（3年間）	学 校 教 育 課	91
46	113 114	児 童 福 祉 費 青 少 年 対 策 費	児童クラブ遊戯室におけるエアコンの設置状況がわかるもの	学 校 教 育 課	92
47	119	保 健 衛 生 費 健 康 づ くり 推 進 費	産後ケア事業の3年間の内容がわかるもの	こ ど も 家 庭 課	93
48	123	清 掃 費 清 掃 総 務 費	ふくおか県央環境広域施設組合負担金の実績推移及び根拠	環 境 対 策 課	94
49	127	農 業 費 農 業 振 興 費	農業物価高騰対策支援金の成果	農 林 振 興 課	100
50	129	農 業 費 農 業 土 木 費	農村環境整備事業（中畑ため池しゅんせつ工事）に関わる土砂処分について	農 業 土 木 課	102
51	132	商 工 費 商 工 業 振 興 費	各種団体補助金の内訳推移	商 工 観 光 課	103
52	132	商 工 費 商 工 業 振 興 費	筑前茜染協議会補助金	特 産 品 振 興 ・ ふ る さ と 応 援 課	104
53	132	商 工 費 商 工 業 振 興 費	筑前茜染協議会公金外横領に関する資料	特 産 品 振 興 ・ ふ る さ と 応 援 課	105
54	133	商 工 費 商 工 業 振 興 費	企業誘致推進事業費の実績推移（5年間）	企 業 誘 致 推 進 課	107
55	135	商 工 費 商 工 業 振 興 費	貨物運送事業物価高騰対策支援金の成果	商 工 観 光 課	108
56	136	商 工 費 観 光 費	サンビレッジ茜決算関係資料及び国・福岡県との協議状況	ス ポ ー ツ 振 興 課	109
57	140 143 144 145	道 路 橋 り ょ う 費 道 路 橋 り ょ う 費 都 市 計 画 費 新 設 改 良 費 都 市 計 画 総 務 費 公 園 費	菰田・堀池地区活性化事業関連総括	都 市 計 画 課	112

令和6年度決算特別委員会 提出資料

令和7年9月24日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
58	141	河 川 費 河 川 維 持 費	西秋松排水機場の維持・修繕に係る実績と計画	土 木 管 理 課	113
59	146 147	住 宅 費 住 宅 管 理 費	空き家募集と入居状況の推移がわかるもの（5年間）	住 宅 課	114
60	147	住 宅 費 住 宅 建 設 費	相田公営住宅建替事業の実績のわかるもの	住 宅 課	115
61	154	教 育 総 務 費 人 権 教 育 費	NPO人権ネットいづかの状況及び委託料の推移がわかるもの	人 権 ・ 同 和 政 策 課	123
62	154	教 育 総 務 費 人 権 教 育 費	人権問題市民意識等調査委託料に関する資料	人 権 ・ 同 和 政 策 課	135
63	157 161	小 学 校 校 費 教 育 振 興 費	就学援助実施状況推移（小・中別に）	教 育 総 務 課	140
64	167	社 会 教 育 費 図 書 館 費	市立図書館指定管理委託料に係る協定書	生 涯 学 習 課	141
65	174	保 健 体 育 費 学 校 給 食 費	給食調理委託状況の推移	教 育 総 務 課	143
66		総括	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用実績	企 画 政 策 室	146
67		総括	福岡ソフトウェアセンターへの業務委託及び物品調達の一覧（5年間）	関 係 各 課	147
68	180	国民健康保険特別会計	国民健康保険税の他都市比較推移（平成29年度以降）	医 療 保 険 課	152
69	182	国民健康保険特別会計	国民健康保険給付費等準備基金の残高推移（2016年度以降）	医 療 保 険 課	153
70	190	介護保険特別会計	全国・県内介護保険料比較表（第4期～第9期）	介 護 保 険 課	154
71	192	介護保険特別会計	介護保険給付費等準備基金の残高推移（2016年度以降）及び他都市比較資料	介 護 保 険 課	156
72	196 197	介護保険特別会計	介護保険事業に関わる適正化の実績（第7期以降）	介 護 保 険 課	158

令和6年度決算特別委員会 提出資料

令和7年9月24日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
73	200	介護保険特別会計	地域包括支援センター運営委託料の推移	高 齢 者 支 援 課	161
74	200	介護保険特別会計	福祉サービス申請件数及び決算額の推移	高 齢 者 支 援 課	162
75	215	小型自動車競走事業特別会計	JKA交付金の推移表（日本トーターへの包括的民間委託 開始以降）	公 営 競 技 事 業 所	163
76	215 216	小型自動車競走事業特別会計	メインスタンド整備状況について	公 営 競 技 事 業 所	164

国有提供施設等所在市町村助成交付金の推移・概要

税務課

(単位:千円)

年度	交付金額
令和2年度	24,002
令和3年度	23,524
令和4年度	23,547
令和5年度	23,430
令和6年度	24,415

1.飯塚市内の対象施設

陸上自衛隊 飯塚駐屯地(飯塚市津島 282 番地)

2.国有提供施設等所在市町村助成交付金とは

①内容

国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律第二条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金を交付する。
(国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律より)

②対象

合衆国軍隊に使用させている土地、建物及び工作物

自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物

③配分

毎年度予算で定められる金額の範囲内において交付され、総額の 10 分の 7 に相当する額を対象資産の価格で按分した額が配分される。総額の 10 分の 3 に相当する額は、対象資産の種類、用途、市町村の財政状況などを考慮して配分される。

負担金それぞれの実績推移(5年間)

関係各課

(単位:円)

No.	負担金名称	負担金 性質	所管課	決算額				
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	企業局負担金	人件費 物件費	総務課	0	0	0	0	299,928
			人事課	13,911,617	10,795,114	7,392,610	6,661,864	6,862,934
			情報管理課	4,060,974	4,012,149	4,428,049	3,767,824	3,882,374
			契約課	5,500	5,500	546,800	505,065	435,615
			財産活用課	0	0	0	0	108,740
			穂波支所市民窓口課	3,773,658	4,048,023	4,277,122	4,394,065	4,185,378
			会計課	0	0	2,118,327	1,862,135	2,191,386
2	消防組合負担金	人件費	人事課	932,459	0	110,913	142,243	287,944
3	飯塚研究開発機構負担金	人件費	人事課	2,971,657	2,970,433	2,949,975	3,584,191	3,653,732
4	職員組合負担金	物件費	総務課	98,643	100,545	146,270	167,494	164,382
			穂波支所市民窓口課	44,434	56,268	98,141	97,637	94,030
			穎田支所市民窓口課	23,419	24,850	25,312	21,918	25,452
5	公平委員会負担金	人件費 物件費 補助費等	監査事務局	1,458	1,293	13,829	4,555	3,041
6	福岡県自治振興組合負担金	人件費	人事課	0	0	0	8,591,311	8,777,714
7	後期高齢者医療広域連合負担金	人件費	人事課	0	0	6,523,507	6,807,726	0
8	移住促進事業市町村負担金	物件費	総合政策課	58,000	0	0	17,000	114,000
9	職員合同研修・交流事業市町村負担金	物件費 補助費等	人事課	30,216	39,208	185,257	111,743	41,770
10	ふくおか県央環境広域施設組合負担金	人件費	人事課	102,760,112	95,104,658	93,435,458	86,038,359	75,110,311
11	女性活躍研修事業市町村負担金	物件費 補助費等	男女共同参画推進課	0	0	41,600	43,836	99,750
12	戸籍情報システム共同利用市町村負担金	人件費 物件費	市民課	756,000	684,000	813,375	801,000	825,000
合計				129,428,147	117,842,041	123,106,545	123,619,966	107,163,481

保育料の他市比較に関する資料

保育課

令和7年9月11日調査

順位	市町村名	保育料月額(円)	備考
1	田川市	0	※1(平成31年4月1日～)
1	大任町	0	※1(平成31年4月1日～)
1	川崎町	0	※1(令和元年10月1日～)
1	赤村	0	※1(平成31年4月1日～)
1	香春町	0	※1(令和4年4月1日～)
1	添田町	0	※1(令和5年4月1日～)
1	福智町	0	※1(令和5年4月1日～)
1	糸田町	0	※1(令和5年10月1日～)
9	大川市	18,300	
10	みやま市	36,000	
11	豊前市	38,000	※1
12	桂川町	41,010	※1
13	嘉麻市	41,480	※1
14	中間市	43,000	※1
14	八女市	43,000	
16	柳川市	44,000	
17	福岡市	44,600	
18	小竹町	44,800	※1
19	久留米市	45,600	
20	筑後市	45,700	

順位	市町村名	保育料月額(円)	備考
21	大牟田市	47,000	
22	うきは市	47,200	
23	直方市	48,800	※1
23	飯塚市	48,800	※1
23	春日市	48,800	
26	北九州市	49,800	
27	行橋市	50,000	※1
28	宮若市	50,110	※1
29	小郡市	52,000	
30	大野城市	52,700	
31	古賀市	52,700	
32	筑紫野市	53,000	
33	糸島市	54,000	
34	鞍手町	54,900	※1
35	朝倉市	56,600	
36	福津市	56,750	
37	宗像市	61,000	※2
37	太宰府市	61,000	※2
37	那珂川市	61,000	※2

○福岡県内の政令市を含む29市及び筑豊地区の10町村を比較。比較基準 市町村民税所得割額19万8千円 1歳児 第1子 標準時間(最大11時間)利用する場合

※1 筑豊地区

※2 国基準額と同額

学校給食費助成の状況(福岡県内)

教育総務課

学校給食費の無償化等の実施状況(令和7年5月1日現在)

○対象:学校給食を実施する県内市町村教育委員会(吉富町外一市中学校組合を含む)

市町村名 (組合を含む)		完全に無償化	一部を公的負担	実施なし	備考
1	北九州市		○		
2	福岡市		○		
3	大牟田市		○		
4	久留米市		○		
5	直方市		○		
6	飯塚市		○		
7	田川市	○			
8	柳川市		○		
9	八女市		○		
10	筑後市		○		
11	大川市		○		
12	行橋市		○		
13	豊前市			○	
14	中間市		○		
15	小郡市		○		
16	筑紫野市		○		
17	春日市		○		
18	大野城市		○		
19	宗像市		○		
20	太宰府市		○		
21	古賀市		○		

市町村名 (組合を含む)		完全は無償化	一部を公的負担	実施なし	備考
22	福津市		○		
23	うきは市		○		
24	宮若市	○			
25	嘉麻市		○		
26	朝倉市		○		
27	みやま市		○		
28	糸島市		○		
29	那珂川市		○		
30	宇美町		○		
31	篠栗町		○		
32	志免町		○		
33	須恵町			○	
34	新宮町		○		
35	久山町		○		
36	粕屋町		○		
37	芦屋町	○			
38	水巻町		○		
39	岡垣町		○		
40	遠賀町		○		
41	小竹町	○			
42	鞍手町	○			
43	桂川町		○		
44	筑前町		○		

市町村名 (組合を含む)		完全は無償化	一部を公的負担	実施なし	備考
45	東峰村	○			
46	大刀洗町		○		
47	大木町	○	○		第1子是一部補助、第2子以降無償
48	広川町		○		
49	香春町	○			
50	添田町		○		
51	糸田町		○		
52	川崎町		○		
53	大任町	○			
54	赤村	○			
55	福智町	○			
56	荏田町	○			
57	みやこ町	○			
58	吉富町	○			
59	上毛町	○			
60	築上町	○			
61	組合			○	組合立中学校1校
	計(割合)	16(26.2%)	43(70.5%)	3(4.9%)	

※福岡県教育委員会体育スポーツ健康課が行った学校給食費の無償化に係る実態調査結果をもとに令和7年5月1日現在の内容で作成。

※「完全は無償化」は、実施期間や条件の有無を問わず学校給食費の全部を助成した自治体を指す。

※「一部を公的負担」は、実施期間や条件の有無を問わず学校給食費の一部もしくは食材費の一部を助成した自治体を指す。

学校給食費負担金の実績推移(5年間)

教育総務課

(単位:円)

年度	区分		調定額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率
令和2年度	小学校	現年度	300,589,503	296,819,607	0	3,769,896	98.75%
		滞納繰越	20,400,175	2,940,201	163,294	17,296,680	14.41%
		計	320,989,678	299,759,808	163,294	21,066,576	93.39%
	中学校	現年度	163,567,365	161,197,239	0	2,370,126	98.55%
		滞納繰越	14,435,785	1,993,101	61,880	12,380,804	13.81%
		計	178,003,150	163,190,340	61,880	14,750,930	91.68%
	計	現年度	464,156,868	458,016,846	0	6,140,022	98.68%
		滞納繰越	34,835,960	4,933,302	225,174	29,677,484	14.16%
		計	498,992,828	462,950,148	225,174	35,817,506	92.78%
令和3年度	小学校	現年度	325,683,525	322,742,759	0	2,940,766	99.10%
		滞納繰越	21,080,784	2,878,628	7,800	18,194,356	13.66%
		計	346,764,309	325,621,387	7,800	21,135,122	93.90%
	中学校	現年度	176,729,121	174,809,858	0	1,919,263	98.91%
		滞納繰越	14,760,352	1,525,782	23,500	13,211,070	10.34%
		計	191,489,473	176,335,640	23,500	15,130,333	92.09%
	計	現年度	502,412,646	497,552,617	0	4,860,029	99.03%
		滞納繰越	35,841,136	4,404,410	31,300	31,405,426	12.29%
		計	538,253,782	501,957,027	31,300	36,265,455	93.26%
令和4年度	小学校	現年度	326,129,543	323,045,985	0	3,083,558	99.05%
		滞納繰越	21,152,864	2,144,781	0	19,008,083	10.14%
		計	347,282,407	325,190,766	0	22,091,641	93.64%
	中学校	現年度	180,158,710	178,087,126	0	2,071,584	98.85%
		滞納繰越	15,175,525	1,306,005	0	13,869,520	8.61%
		計	195,334,235	179,393,131	0	15,941,104	91.84%
	計	現年度	506,288,253	501,133,111	0	5,155,142	98.98%
		滞納繰越	36,328,389	3,450,786	0	32,877,603	9.50%
		計	542,616,642	504,583,897	0	38,032,745	92.99%

(単位:円)

年度	区分		調定額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率
令和5年度	小学校	現年度	322,317,419	319,058,653	0	3,258,766	98.99%
		滞納繰越	22,110,501	2,267,783	0	19,842,718	10.26%
		計	344,427,920	321,326,436	0	23,101,484	93.29%
	中学校	現年度	180,285,601	177,954,094	0	2,331,507	98.71%
		滞納繰越	15,951,051	997,755	0	14,953,296	6.26%
		計	196,236,652	178,951,849	0	17,284,803	91.19%
	計	現年度	502,603,020	497,012,747	0	5,590,273	98.89%
		滞納繰越	38,061,552	3,265,538	0	34,796,014	8.58%
		計	540,664,572	500,278,285	0	40,386,287	92.53%
令和6年度	小学校	現年度	317,653,767	314,857,275	0	2,796,492	99.12%
		滞納繰越	23,105,494	2,685,723	0	20,419,771	11.62%
		計	340,759,261	317,542,998	0	23,216,263	93.19%
	中学校	現年度	181,358,407	178,684,628	0	2,673,779	98.53%
		滞納繰越	17,290,453	1,473,406	0	15,817,047	8.52%
		計	198,648,860	180,158,034	0	18,490,826	90.69%
	計	現年度	499,012,174	493,541,903	0	5,470,271	98.90%
		滞納繰越	40,395,947	4,159,129	0	36,236,818	10.30%
		計	539,408,121	497,701,032	0	41,707,089	92.27%

人権啓発センター使用料の根拠及び実績推移(5年間)

人権・同和政策課

(単位:人、件、円)

	立岩人権啓発センター					穂波人権啓発センター					筑穂人権啓発センター				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年間利用者	656	1,010	1,686	1,891	1,861	5,117	2,019	3,173	3,502	2,828	1,856	1,779	2,360	2,410	2,568
年間使用料	0	13,600	0	7,700	9,520	30,640	23,910	24,790	46,360	22,430	3,810	3,090	17,230	14,860	13,380
減免件数	50	74	101	102	102	400	157	269	262	249	191	151	293	300	338
減免額	351,210	413,700	694,590	642,860	727,510	265,250	109,300	162,600	136,320	133,540	298,900	289,620	430,750	412,840	352,650

年間使用料推移

(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
立岩人権啓発センター	0	13,600	0	7,700	9,520
穂波人権啓発センター	30,640	23,910	24,790	46,360	22,430
筑穂人権啓発センター	3,810	3,090	17,230	14,860	13,380
計	34,450	40,600	42,020	68,920	45,330

住宅使用料の収納実績推移(5年間)

住宅課

		年度末	区 分	調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	還付未済額 (円)	繰 越 額 (円)	徴収率A (%)	徴収率B (%)
		入居戸数		A	B	C	D=A-B-C	E	D+E	B/A	(B-E)/A
住宅使用料	令和2年度	3,097	現年度分	569,246,000	543,765,867	0	25,480,133	0	25,480,133	95.52%	95.52%
			滞納繰越分	257,740,149	23,276,566	7,729,632	226,733,951	0	226,733,951	9.03%	9.03%
			計	826,986,149	567,042,433	7,729,632	252,214,084	0	252,214,084	68.57%	68.57%
	令和3年度	2,991	現年度分	553,138,600	526,883,520	0	26,255,080	0	26,255,080	95.25%	95.25%
			滞納繰越分	252,214,084	20,078,246	7,854,284	224,281,554	0	224,281,554	7.96%	7.96%
			計	805,352,684	546,961,766	7,854,284	250,536,634	0	250,536,634	67.92%	67.92%
	令和4年度	2,896	現年度分	535,599,300	510,505,520	202,200	24,891,580	15,800	24,907,380	95.31%	95.31%
			滞納繰越分	250,536,634	15,760,555	7,296,651	227,479,428	0	227,479,428	6.29%	6.29%
			計	786,135,934	526,266,075	7,498,851	252,371,008	15,800	252,386,808	66.94%	66.94%
	令和5年度	2,811	現年度分	532,208,700	504,249,300	0	27,959,400	0	27,959,400	94.75%	94.75%
			滞納繰越分	252,386,808	15,034,179	18,179,809	219,172,820	0	219,172,820	5.96%	5.96%
			計	784,595,508	519,283,479	18,179,809	247,132,220	0	247,132,220	66.18%	66.18%
	令和6年度	2,721	現年度分	517,213,100	494,642,740	0	22,570,360	0	22,570,360	95.64%	95.64%
			滞納繰越分	247,132,220	16,772,790	20,315,450	210,043,980	0	210,043,980	6.79%	6.79%
			計	764,345,320	511,415,530	20,315,450	232,614,340	0	232,614,340	66.91%	66.91%

グラウンドゴルフ場使用料(件数、金額)

スポーツ振興課

R6.11.1(供用開始日)～R7.3.31

1 グラウンドゴルフ場利用者数

(単位:人)

月 別	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用者数	1,384	1,237	884	1,178	1,294	5,977

2 グラウンドゴルフ場利用料

(単位:円)

月 別	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用金額	183,200	123,500	85,200	113,400	132,600	637,900

ごみ袋販売実績推移及びし尿処理手数料収納実績推移(数量、金額)

環境対策課

(ごみ袋販売実績推移)

(単位:円、10枚/巻)

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭系ごみ袋 (可燃)	大	金 額(円)	167,259,400	162,244,940	137,868,500	133,364,000	132,126,500
		巻 数(10巻/巻)	217,220	213,600	250,670	242,480	240,230
	中	金 額(円)	92,536,400	102,406,150	88,849,200	82,955,400	82,071,000
		巻 数(10巻/巻)	210,310	235,120	269,240	251,380	248,700
	小	金 額(円)	19,529,400	17,011,555	16,021,500	15,665,100	16,219,500
		巻 数(10巻/巻)	88,770	79,360	97,100	94,940	98,300
	計(金 額)		279,325,200	281,662,645	242,739,200	231,984,500	230,417,000
家庭系ごみ袋 (かん・びん)	大	金 額(円)	4,512,200	3,201,220	3,344,000	3,734,500	3,184,500
		巻 数(10巻/巻)	5,860	5,100	6,080	6,790	5,790
	中	金 額(円)	5,429,600	5,074,960	4,270,200	3,996,300	3,930,300
		巻 数(10巻/巻)	12,340	12,260	12,940	12,110	11,910
	小	金 額(円)	2,516,800	2,139,665	1,942,050	1,815,000	1,768,800
		巻 数(10巻/巻)	11,440	10,340	11,770	11,000	11,770
	計(金 額)		12,458,600	10,415,845	9,556,250	9,545,800	8,883,600
家庭系ごみ袋 (不燃)	大	金 額(円)	10,726,100	8,231,080	7,188,500	6,924,500	6,473,500
		巻 数(10巻/巻)	13,930	11,370	13,070	12,590	11,770
	中	金 額(円)	5,011,600	3,678,400	3,385,800	3,055,800	3,019,500
		巻 数(10巻/巻)	11,390	8,950	10,260	9,260	9,150
	小	金 額(円)	1,755,600	1,357,565	1,339,800	1,273,800	1,273,800
		巻 数(10巻/巻)	7,980	6,700	8,120	7,720	7,720
	計(金 額)		17,493,300	13,267,045	11,914,100	11,254,100	10,766,800
家庭系	合計(金 額)①		309,277,100	305,345,535	264,209,550	252,784,400	250,067,400
	合計(巻 数)		579,240	582,800	679,250	648,270	645,340
事業系ごみ袋 (可燃)	大	金 額(円)	192,577,000	181,245,020	143,404,800	144,667,600	145,399,100
		巻 数(10巻/巻)	175,070	166,780	186,240	187,880	188,830
	中	金 額(円)	3,927,000	3,862,815	3,776,850	3,960,000	4,301,550
		巻 数(10巻/巻)	5,950	6,400	7,630	8,000	8,690
	計(金 額)		196,504,000	185,107,835	147,181,650	148,627,600	149,700,650
事業系ごみ袋 (かん・びん)	大	金 額(円)	2,816,000	1,117,160	1,878,800	2,248,400	2,032,800
巻 数(10巻/巻)		2,560	1,830	2,440	2,920	2,640	
事業系ごみ袋 (不燃)	大	金 額(円)	3,300,000	1,836,670	2,148,300	3,003,000	2,325,400
		巻 数(10巻/巻)	3,000	2,280	2,790	3,900	3,020
事業系	合計(金 額)②		202,620,000	188,061,665	151,208,750	153,879,000	154,058,850
	合計(巻 数)		186,580	177,290	199,100	202,700	203,180
粗大ごみシール	金 額③		27,271,750	27,673,250	26,870,250	25,927,000	25,509,000
	冊 数		9,917	10,063	9,771	9,428	9,276
計(①+②+③)	金 額		539,168,850	521,080,450	442,288,550	432,590,400	429,635,250

【～令和3年度】ごみ袋単価(税込)1枚当たり 家庭系:大:770円、中:440円、小:220円 粗大ごみシール:275円 事業系:大1100円、中:660円

【令和4年度～】ごみ袋単価(税込)1枚当たり 家庭系:大:550円、中:330円、小:165円 粗大ごみシール:275円 事業系:大 770円、中:495円

※令和3年度:令和4年度の料金改定により4月1日に販売店舗の在庫分について差額の調整(販売店舗に歳入より戻入)を行ったことで単価、巻数及び金額が不一致。

(し尿処理手数料収納実績)

(単位:円)

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿処理手数料	数 量		4,902,050	4,834,090	4,641,800	4,668,200	4,648,230
	金額	現年分	56,058,761	55,045,404	53,488,967	53,980,270	58,123,005
		滞納繰越分	107,642	83,358	128,181	113,745	84,936
		計	56,166,403	55,128,762	53,617,148	54,094,015	58,207,941

中国残留邦人支援給付費等負担金(生活・医療・介護)の内訳ごと推移(件数・金額)

実績

社会・障がい者福祉課

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備 考
生活	件数(名)	24	24	24	48	48	令和6年度内訳:4名×12か月
	金額(円)	1,300,280	1,275,074	1,583,681	2,152,839	2,207,784	
医療	件数(件)	68	79	88	138	165	令和6年度:4名受診して請求が来た件数
	金額(円)	873,540	892,940	995,500	2,780,700	5,477,324	
介護	件数(件)	0	0	2	28	24	令和6年度:通所介護、福祉用具貸与の2件×12か月(1名が利用)
	金額(円)	0	0	11,383	159,522	178,518	

※令和4年12月から1世帯(2名)増

歳入(負担金算出の根拠となった件数・金額)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備 考
生活 (葬祭費含む)	件数(名)	24	24	24	48	48	
	件数(名)(葬祭費)	1	1	1	2	2	
	金額(円)	1,532,340	1,530,554	1,506,294	2,633,816	2,670,624	
	負担金(円)	1,149,255	1,147,915	1,129,720	1,975,362	2,002,968	負担金(補助金の補助率は3/4)
医療	件数(件)	件数については積算なし(金額は実績額を参考に算出)。					
	金額(円)	3,486,450	3,339,185	3,090,718	5,722,939	8,224,408	
	負担金(円)	2,614,837	2,504,388	2,318,038	4,292,204	6,168,306	負担金(補助金の補助率は3/4)
介護	件数(件)	件数については積算なし(金額は実績額を参考に算出)。					
	金額(円)	167	1,807	1,807	219,549	180,000	
	負担金(円)	125	1,355	1,355	164,661	135,000	負担金(補助金の補助率は3/4)

※ 歳入の負担金(国費)は、概算払いで翌年精算しているため、実績と見込みでは数字が異なります。

医療施設運営費等補助金の内訳

健幸保健課

1. 補助金の項目

医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱

- 医療施設運営費等補助金(都道府県等)
 - 8020運動・口腔保健推進事業
 - 都道府県等口腔保健推進事業
 - ・ 歯科疾患予防等事業
- 医療施設運営費等補助金(公募)
- 医療施設運営費等補助金(名宛て)
- 中毒情報基盤整備事業費補助金

2. 補助の要件

■ 歯科疾患予防等事業

「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、市町村及び特別区が行う歯科疾患予防等事業

■ 8020運動・口腔保健推進事業実施要綱

● 口腔保健の推進に資するためとなる事業

○ 歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業

・ 歯科疾患予防事業

(事業内容)

う蝕予防のためのフッ化物洗口やフッ化物塗布、歯周病予防のための口腔清掃指導、成人を対象とした歯科検診や個人に対する歯科保健指導等、地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組を行う。



「口腔がん検診」の実施に係る委託料が該当

3. 口腔がん検診の内容

- (1) 「令和6年度 歳入歳出決算書」 P119記載の「がん検診委託料」の内、口腔がん検診 99千円
- (2) 実施回数: 1回／年
- (3) 対象者: 40歳以上の方(当該年度中に40歳に到達する方を含む。)
- (4) 定員: 40名
- (5) 自己負担金: 600円
 - ※ただし、75歳以上の方、非課税世帯又は生活保護世帯に属する方は免除
- (6) 委託先: 一般社団法人 飯塚歯科医師会

住宅新築資金等償還推進事業費補助金の推移(5年間)

住宅課

(単位:円)

	補助対象経費	補助率	補助金額	内 容
令和2年度	1,152,000	$\frac{3}{4}$ $\left(\begin{array}{l} \text{国:} 1/2 \\ \text{県:} 1/4 \end{array} \right)$	864,000	償還金回収のための人件費及び事務費等に要する経費
令和3年度	4,636,000		3,477,000	償還金回収のための人件費及び事務費等に要する経費 債務整理等償還が著しく困難とみなされる未償還分への助成
令和4年度	2,152,000		1,614,000	償還金回収のための人件費及び事務費等に要する経費 債務整理等償還が著しく困難とみなされる未償還分への助成
令和5年度	7,132,000		5,349,000	償還金回収のための人件費及び事務費等に要する経費 債務整理等償還が著しく困難とみなされる未償還分への助成
令和6年度	964,000		723,000	償還金回収のための人件費及び事務費等に要する経費

【事業概要】国の施策に基づいて、歴史的・社会的理由により生活環境等の改善や安定向上が阻害されている地域の住環境改善を図るため、当該地域に係る住宅の新築・改修・宅地の取得を促進するために必要な資金の貸付けを行い、もって公共の福祉に寄与することを目的に市町村が行っていた貸付事業で、現在は貸付業務は終了し債権の回収事務のみ行っています。

宿泊税交付金の推移(事業開始以降)

商工観光課

1. 宿泊税について

- (1) 目 的 観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光振興を図る施策に要する費用に充てるため。
- (2) 納税義務者等
- ・旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)
 - ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)
 - ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(新法民泊)
- (3) 税 率 宿泊者一人一泊につき200円(県単独で課税。北九州市、福岡市域以外)
- (4) 税収の使途
- ① 県が主体的に行う施策
 - ・宿泊施設の多言語案内・情報発信、バリアフリー化等に対する支援
 - ・インバウンド向け体験プログラムを含む旅行商品造成支援 など
 - ② 市町村に対する施策(交付金事業)
 - ・市町村が創意工夫を凝らして実施する観光振興施策への財政的支援(宿泊税を課す市町村を除く)

2. 宿泊税交付金について

- (1) 目 的 市町村がそれぞれの地域の現状と課題を踏まえ、創意工夫を凝らした観光振興施策を実施できるよう、宿泊税を活用した財政的支援を行うことで、県全体の観光の底上げを図る。
- (2) 交付対象者 県内市町村(独自に宿泊税を課す市町村を除く)
- (3) 交付対象事業
- ① 令和2年度以降新たにまたは拡充して実施する観光振興事業
 - ② ①の事業のうち、令和3年度以降に継続して実施する事業
 - ③ ①または②の事業を実施するため、基金に積み立てる事業(基金積立年度から起算して3年後までに実施する事業に限る)

3. 宿泊税交付金の受入の推移について

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10,466,000円	11,379,000円	12,521,000円	17,564,000円	22,949,000円
・筑前茜染協議会関連事業 ・デジタルミュージアム整備事業 ・観光集客推進事業 ・旧伊藤伝右衛門邸公衆無線LAN整備事業 ・飯塚市歴史資料館公衆無線LAN整備事業 ・旧伊藤伝右衛門邸リーフレット制作事業	・サンビレッジ茜整備事業 ・筑前茜染協議会関連事業	・サンビレッジ茜整備事業 ・筑前茜染活用事業	・筑前茜染活用事業 ・飯塚カップ開催事業	・人流データ収集事業 ・筑前茜染体験事業 ・飯塚カップ開催事業 ・観光地域づくり法人設立事業 ・飯塚観光協会補助事業 ・無人観光案内所設置事業 ・観光マイスター協会事業 ・(基金積立)飯塚市観光地域づくり法人設立準備事業

地域活動指導員設置事業費補助金の実績推移及び配置状況が暦年でわかるもの

生涯学習課

○実績推移表

(単位:円)

年度	例月報酬 月賃金のみ	例月報酬 手当・賞与	社会保険料 年間総額	市職員の 人件費総額	県費補助対象額 (上限額) 内示額	補助率	県費 補助金額 (地域活動指導員設置事業費補助金)	前年度比	配置人員数 ※配置した人数
平成27年度	23,592,720	3,977,253	4,338,336	31,908,309	25,376,000	9/10	22,838,400	0.20%	嘱託11名 臨時1名
平成28年度	22,687,080	3,696,137	4,149,377	30,532,594	25,385,000	8/10	20,308,000	△11.1%	嘱託10名 臨時2名
平成29年度	23,243,235	3,877,366	4,308,706	31,429,307	25,385,000	8/10	20,308,000	±0%	嘱託10名 臨時2名
平成30年度	22,811,760	3,867,927	4,264,385	30,944,072	25,394,000	8/10	20,315,200	0.03%	嘱託11名 臨時1名
令和元年度	23,730,960	4,529,348	4,595,718	32,856,026	25,403,125	8/10	20,322,500	0.03%	嘱託11名 臨時1名
令和2年度	24,136,072	5,097,389	4,744,111	33,977,572	30,516,600	2/3	20,344,400	0.10%	会計年度任用12名
令和3年度	24,294,200	4,863,946	4,684,163	33,842,309	30,536,100	2/3	20,357,400	0.06%	会計年度任用12名
令和4年度	23,858,960	4,778,193	4,662,199	33,299,352	30,525,600	2/3	20,350,400	△0.03%	会計年度任用12名
令和5年度	21,985,557	4,269,720	4,520,276	30,775,553	30,590,100	2/3	20,393,400	0.20%	会計年度任用11名
令和6年度	28,073,280	8,274,493	5,993,662	42,341,435	30,645,600	2/3	20,430,400	0.18%	会計年度任用12名

○配置状況(令和6年度)

雇用形態	担当地区	配置場所	日数	主な業務内容
会計年度任用職員1	飯塚	立岩人権啓発センター	17日	人権教育啓発活動
会計年度任用職員2	飯塚	立岩人権啓発センター	17日	人権教育啓発活動
会計年度任用職員3	飯塚	立岩人権啓発センター	17日	人権教育啓発活動
会計年度任用職員4	穂波	穂波交流センター	17日	人権教育啓発活動
会計年度任用職員5	穂波	穂波交流センター	17日	人権教育啓発活動、放課後子ども教室
会計年度任用職員6	穂波	穂波交流センター	17日	放課後子ども教室
会計年度任用職員7	筑穂	筑穂交流センター	17日	人権教育啓発活動
会計年度任用職員8	筑穂	筑穂交流センター	17日	放課後子ども教室
会計年度任用職員9	庄内	庄内交流センター	17日	人権教育啓発活動
会計年度任用職員10	庄内	庄内交流センター	17日	放課後子ども教室
会計年度任用職員11	潁田	潁田交流センター	17日	人権教育啓発活動、放課後子ども教室
会計年度任用職員12	潁田	潁田交流センター	17日	放課後子ども教室

地域人権啓発活動活性化事業委託金の実績推移(制度発足以降)

人権・同和政策課

(歳入)

(単位:千円)

科 目 名 称	款	県 支 出 金																
	項	委 託 金																
	目	総 務 費 委 託 金																
	節	総 務 管 理 費 委 託 金																
	細節	地域人権啓発活動活性化事業委託金																
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
	30	130	156	146	156	202	167	168	141	88	64	113	48	73	136	97	99	2,014

一般寄附金、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと応援寄附金の実績一覧(5年間)

特産品振興・ふるさと応援課
社会・障がい者福祉課
教育総務課
文化課

一般寄附金

(単位:件、円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	16	6	15	14	11
寄附金額	3,775,400	772,931	2,068,091	3,570,742	2,325,596

ふるさと応援寄附金

(単位:件、円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	376,968	574,043	780,190	872,784	391,883
寄附金額	4,376,539,454	6,563,981,400	9,085,571,100	10,512,727,800	6,604,632,000

企業版ふるさと応援寄附金

(単位:件、円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	2	4	8	6	10
寄附金額	12,000,000	45,300,000	34,100,000	108,800,000	36,850,000

基金ごとの繰入実績一覧(10年間)

財政課

(単位：千円)

区分			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	(参考) R6年度末 基金残高	
積立基金	一般会計	財政調整基金	0	500,000	810,000	500,000	0	700,000	0	1,000,000	2,000,000	800,000	7,314,279	
		減債基金	0	0	0	0	735,126	735,686	0	0	916,954	0	7,964,767	
		公共施設等整備基金								0	0	0	1,579,115	
		地域振興基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000,000	
		人材育成基金	6,356	6,632	7,618	7,575	0	0	0	207	11,098	10,826	73,272	
		飯塚霊園施設管理基金	0	0	0	0	145	292	148	712	6,369	1,421	270,836	
		かんがい施設整備基金	11,300	28,100	5,800	7,100	35,700	8,100	45,200	23,900	30,700	35,100	2,534,377	
		公園等施設整備基金	0	0	0	8,491	0	0	0	0	819	979	18,071	
		ふるさと水と土保全基金	0	0	0	26,590	21,450	30,360	22,880	7,315	0	0	485	
		環境保全推進基金	4,604	7,134	3,713	9,236	8,709	12,888	10,135	2,778	10,619	4,229	14,614	
		サンビレッジ茜整備基金	0	0	0	6,834	2,674	0	0	0	0	0	12,880	
		調整池施設管理基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,636	
		森林整備基金					4,598	13,445	18,641	15,178	12,703	27,254	59,274	
		宿泊税交付金基金										0	14,726	
		ふるさと応援基金					1,304,741	3,493,737	5,618,479	8,438,289	9,132,702	6,320,612	4,998,626	
		企業版ふるさと応援基金							0	10,100	56,901	23,262	71,239	
		小 計	22,260	541,866	827,131	565,826	2,113,143	4,994,508	5,715,483	9,498,479	12,178,865	7,223,683	28,930,197	
	特別会計	住宅	住宅特別会計減債基金	0	0	0	0	0	681,844					
		汚水	汚水処理施設整備基金	0	0	0	0	0	0	0	5,500	5,700	0	104,579
		国保	国保給付費等準備基金	0	0	0	0	0	0	0	7,500	40,000	110,000	798,678
			国保出産費支払資金貸付基金	0	0	3,011								
		介護保険	介護給付費等準備基金	0	0	0	0	77,626	133,243	0	0	0	0	1,063,570
		小型自動車	小型自動車競走場施設改良基金	0	0	0	0	40,000	0	0	0	0	0	1,656,030
		駐車場	市営駐車場整備基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	0	0	3,011	0	117,626	815,087	0	13,000	45,700	110,000	3,622,857	
	積立基金 計		22,260	541,866	830,142	565,826	2,230,769	5,809,595	5,715,483	9,511,479	12,224,565	7,333,683	32,553,054	
運用基金	一般会計	土地開発基金	0	0	0	0	797,210	0	0	0	0	20,564	1,895,952	
		高額療養費支払資金貸付基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,804	
		奨学資金貸付基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	504,416	
	運用基金 計		0	0	0	0	797,210	0	0	0	0	20,564	2,422,172	
合 計		22,260	541,866	830,142	565,826	3,027,979	5,809,595	5,715,483	9,511,479	12,224,565	7,354,247	34,975,226		

※森林整備基金及びふるさと応援基金は令和元年度、企業版ふるさと応援基金は令和3年度、公共施設等整備基金は令和4年度、宿泊税交付金基金は令和6年度に新規設置。

※国保出産費支払資金貸付基金は平成29年度、減債基金(住宅新築資金特別会計)は令和2年度で廃止。

ふるさと応援基金の活用状況

特産品振興・ふるさと応援課

(単位:千円)

応援メニュー	事業名	事業費決算額	ふるさと応援基金 活用分
まちづくりの推進	まちづくり協議会活動推進事業	34,679	12,805
	協働のまちづくり応援事業	2,183	797
	目尾地域振興基本計画事業	1,645	1,645
	颯田交流センター整備事業	310,446	3,246
	行政協力員等関係事業	128,903	53,115
	自治公民館等建築補助事業	7,948	7,948
	犯罪被害者等支援事業	33	14
	住宅取得移住奨励事業	97,728	78,979
	災害時避難所運営事業	482	199
	穂波庁舎改修事業	333,927	333,927
	合計額	917,974	492,675
地域経済の活性化	海外展開支援補助事業	562	562
	外国人材雇用支援事業	1,374	539
	戦略的広域観光振興事業	4,294	1,019
	市有財産売却事業	12,199	4,787
	企業立地促進補助事業	299,876	117,100
	工業用水道事業	18,709	7,342
	起業家育成事業	5,241	2,017
	先端情報技術開発支援事業	4,608	39
	海外販路開拓事業	3,283	158
	嘉飯桂地域未来の地域リーダー育成事業	1,100	432
	農業施設管理事業	9,981	3,917
	林業施設長寿命化事業	27,768	5,588
	合計額	388,995	143,500

応援メニュー	事業名	事業費決算額	ふるさと応援基金 活用分
教育・文化・スポーツの充実	多層指導モデル推進事業	1,045	439
	35人学級編成対応事業	48,293	48,293
	教職員用情報機器管理事業	75,618	31,701
	教職員情報機器更新事業	45,149	45,149
	小学校ICT教育推進事業	25,749	10,741
	プログラミング教育推進事業	3,497	1,680
	教育用情報機器管理事業	46,571	19,440
	中学校ICT教育推進事業	14,871	6,204
	体験型キャリア教育事業	1,679	704
	小学校外国語教育推進事業	28,601	11,990
	経済体験学習事業	2,902	703
	中学校外国語教育推進事業	48,212	20,211
	生活設計体験学習事業	2,810	718
	中学校文化体育活動出場補助事業	8,881	7,150
	全国大会等出場報奨事業	4,070	1,706
	スポーツツーリズム推進事業	379	379
	小学校スクールバス運営管理事業	14,912	6,251
	小学校運営管理事業	7,005	3,503
	各小学校整備事業	38,045	38,045
	中学校運営管理事業	3,687	1,843
	二瀬中学校大規模改造事業	79	79
	各中学校整備事業	33,196	33,196
	保健体育施設管理事業	657	657
	市民公園運動広場施設整備事業	30,328	14,328
	市民公園テニスコート施設整備事業	17,065	17,065
	グラウンドゴルフ場整備事業	400,768	38,668
	コミュニティセンター改修事業	18,810	18,810
	合計額	922,879	379,653

応援メニュー	事業名	事業費決算額	ふるさと応援基金 活用分
健幸(健康)・子育ての充実	家事・育児シェア啓発事業	236	48
	未来の地域人財応援事業	127,146	121,946
	子ども・子育て支援事業計画策定事業	3,253	3,253
	子ども家庭総合支援拠点運営事業	2,609	37
	ヤングケアラー支援事業	809	12
	こども家庭センター運営事業	9,937	3,886
	私立認定保育所施設型給付事業	1,508,497	135,130
	多子世帯保育料支援事業	14,676	14,390
	児童扶養手当給付事業	863,827	168,297
	児童手当給付事業	2,212,182	81,586
	児童クラブ運営事業	311,349	14,189
	子育て応援情報発信事業	790	241
	ファミリーサポートセンター事業	4,286	630
	市立病院小児科休日・夜間診療事業	85,769	20,477
	マタニティ教室・両親学級事業	225	64
	妊産婦運動相談事業	627	195
	飯塚市立病院整備事業	4,450	4,450
	保育士就職支援事業	2,912	861
	修学資金貸付事業	3,798	2
	生活資金貸付事業	1,666	519
	保育体制強化事業	8,312	1,625
	保育補助者雇用強化事業費補助事業	26,175	1,550
	楽市・平恒保育所統合事業	13,218	13,218
	重層的支援体制整備事業	19,045	3,972
	補装具・日常生活用具給付事業	68,392	7,941
	高齢者デジタルコミュニケーション支援事業	1,469	1,469
	敬老祝品支給事業	35,716	11,132
	高齢者予防接種事業	201,306	43,026

応援メニュー	事業名	事業費決算額	ふるさと応援基金 活用分
健幸(健康)・子育ての充実	予防接種事業	304,603	94,225
	歯周病検診事業	5,408	462
	がん患者支援事業	627	98
	ヘルスケアプロジェクト事業	83,271	38,569
	合計額	5,926,586	787,500
生活環境・自然環境の整備	鯉田地区遊水池新設事業	429,087	16,313
	各所浸水対策事業	32,454	32,454
	薮野排水機場維持管理事業	32,744	32,744
	浦田第一雨水幹線整備事業	12,464	12,464
	水江雨水ポンプ場新設事業	131	131
	各所新設改良事業	62,372	14,978
	周遊商業エリア連携事業	19,831	12,524
	中心商店街タウンマネージャー設置費補助事業	3,178	2,315
	空き店舗リノベーション事業費補助事業	2,000	1,456
	橋りょう長寿命化事業	135,013	42,148
	浦ノ谷・サコ線立岩踏切改良事業	12,864	12,864
	飯塚駅周辺整備事業	300,429	14,057
	県道新飯塚潤野線整備事業	105,196	20,896
	勝盛公園管理事務所更新事業	20,283	20,283
	都市公園トイレ整備事業	2,667	2,667
	菰田西公園整備事業	52,720	2,662
	予約乗合タクシー運行事業	83,213	38,154
	エリアワゴン運行事業	33,003	18,390
	公園施設長寿命化事業	31,880	15,100
	合計額	1,371,529	312,600

応援メニュー	事業名	事業費決算額	ふるさと応援基金 活用分
市長におまかせ	デジタル化推進事業	2,474	3
	情報発信力強化事業	2,233	3
	穂波庁舎改修事業	4,894	4,894
	筑穂庁舎改修事業	9,968	9,968
	旧教育施設管理事業	161,105	157,986
	定住化促進事業	3,606	2
	移住支援助成事業	16,702	4,177
	シティプロモーション推進事業	8,307	10
	デジタルデバイド対策事業	4,356	4,356
	市税等徴収事務改善事業	17,902	22
	移動支援事業	6,032	5
	市内私立保育所施設型給付事業	2,153,855	602
	各種がん検診事業	5,909	7
	久保白ダム土地改良事業	54,836	54,836
	綱分本村地区水路改良事業	28,310	28,310
	地元ブランド化推進事業	7,830	9
	地域雇用活性化推進事業	37,264	234
	住宅改修補助事業	11,618	11,346
	戸建て中古住宅取得補助事業	19,074	15,027
	道路橋りょう維持管理事業	134,777	14,677
	各所新設改良事業	52,456	43,656
	下水道事業会計補助事業	10,972	13
	派遣技術員事業	19,524	19,524
	市営住宅管理計画推進事業	6,822	3,997
	相田公営住宅建替事業	122,034	14,022
	コミュニティセンター改修事業	145,628	7,428
	障がい児通所支援事業	1,733,719	262
	障がい者自立支援給付事業	4,553,452	1,400
	飯塚地区消防組合事業	1,645,332	277,443

応援メニュー	事業名	事業費決算額	ふるさと応援基金 活用分
市長におまかせ	衛生施設組合事業	2,500,040	229,087
	消防施設管理事業	22,927	22,804
	各小学校整備事業	24,678	24,678
	教職員用情報機器更新事業	23,030	23,030
	各中学校整備事業	14,485	14,349
	合計額	13,566,151	988,167

NPO法人長崎街道内野宿冷水峠デザイン研究会解散清算金の根拠と経過

市民活動支援課

名称 特定非営利活動法人長崎街道内野宿冷水峠デザイン研究会

設立認証年月日 平成 26 年6月3日

設立認証取消年月日 令和2年7月 21 日

代表者の氏名 中島 秀幸

主たる事務所の所在地 飯塚市内野 3313 番地

経緯

令和2年7月 21 日 設立認定取消

令和4年8月 24 日 清算手続人選任 辻井法律事務所 弁護士 井上浩一

令和6年8月 16 日 清算手続終了

受入額 5,087,630 円

特定非営利活動促進法 32 条 1 項及び特定非営利活動法人長崎街道内野宿冷水峠デザイン研究会定款 53 条による。

特定非営利活動促進法 32 条 1 項

(残余財産の帰属)

解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

特定非営利活動法人長崎街道内野宿冷水峠デザイン研究会定款 53 条

(残余財産の帰属先)

この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、飯塚市に譲渡するものとする。

令和6年8月16日

飯塚市長 武井政一様

福岡市中央区舞鶴三丁目2番1号
ヤマウビル（旧：DS福岡ビル）2階
辻井法律事務所
特定非営利活動法人長崎街道内野宿冷水峠
デザイン研究会代理人
弁護士 井上 浩
TEL. 092-733-8657
FAX. 092-733-8667
e-mail: k-inoue@royal.ocn.ne.jp

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

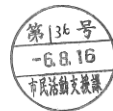
小職は、特定非営利活動法人長崎街道内野宿冷水峠デザイン研究会（以下「通知法人」といいます。）から、通知法人の清算手続について委任を受けた弁護士です。

通知法人の代理人として、貴市に対し、以下のとおりご連絡申し上げます。

通知法人は、令和2年7月21日、福岡県知事の設立の認証の取消しにより解散して清算手続を行っていたところ、令和6年8月16日付けで清算手続を終了いたしました。

つきましては、特定非営利活動促進法32条1項及び通知法人の定款53条に基づき、残余財産として現金508万7630円をお引き継ぎしたいので、よろしくお願いいたします。

敬白



地域スポーツ施設整備助成金の推移

スポーツ振興課

年度	助成金額(千円)	助成金支出団体	充当工事名
令和2年度	-	-	-
令和3年度	-	-	-
令和4年度	80,000	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	市民公園テニスコート改修工事
令和5年度	-	-	-
令和6年度	16,000	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	市民運動公園バックネット・防球ネット整備工事
合計	96,000		

地域スポーツ施設整備助成金

グラウンドの芝生化や、スポーツ競技施設等の整備等の事業に対して助成することにより、地域における身近なスポーツ施設の整備の促進を図ることを目的とした助成金

平成14年(2002年)4月スポーツ振興くじ助成事業開始(地域スポーツ施設整備助成込)

※地域スポーツ施設整備助成の中にも複数のメニューがあるが、現在と同じメニュー内容になったのは平成21年4月から。

助成対象事業及び助成対象者

事業メニュー:グラウンド芝生化事業(令和4年度)

スポーツ施設等整備事業(令和6年度)

助成対象者:都道府県・市町村(特別地方公共団体を含む)

都道府県又は市町村が出資又は拠出したスポーツ団体

法人格を有する都道府県スポーツ協会及び指定都市スポーツ協会

児童クラブ利用料の実績推移(5年間) 児童クラブ利用料の他市比較及び滞納・減免状況

学校教育課

児童クラブ利用料の実績推移(5年間)

(単位:円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	繰越額	徴収率	滞納繰越者数
		A	B	C	D	A-B-C+D	(B-D)/A	(保護者)
令和2年度	現年課税分	74,550,750	73,919,020	0	0	631,730	99.15	70人
	滞納繰越分	3,294,340	1,063,840	0	0	2,230,500	32.29	147人
令和3年度	現年課税分	85,778,340	84,435,820	0	3,860	1,346,380	98.43	129人
	滞納繰越分	2,862,230	584,150	40,000	0	2,238,080	20.41	158人
令和4年度	現年課税分	88,459,690	87,583,460	0	0	876,230	99.01	97人
	滞納繰越分	3,254,270	907,020	961,840	0	1,385,410	27.87	115人
令和5年度	現年課税分	92,475,100	91,222,820	0	12,000	1,264,280	98.63	142人
	滞納繰越分	2,263,640	662,120	0	0	1,601,520	29.25	70人
令和6年度	現年課税分	94,360,560	92,950,660	0	0	1,409,900	98.51	133人
	滞納繰越分	2,853,800	903,580	0	0	1,950,220	31.66	70人

児童クラブ利用料の他市比較及び滞納・減免状況

○他市比較(飯塚市近隣市及び人口10万人前後の市)(令和7年9月9日確認)

市名	通常		延長	
	利用料(1ヶ月)	備考	利用料	備考
飯塚市	4,000円		月額500円/(30分)	月額1,000円/(60分)
嘉麻市	3,000円		上限月額1,500円	1回では100円
直方市	5,000円		上限月額3,000円	1回では300円
田川市	3,000円	8月のみ月額4,500円	—	延長を行っていない
大牟田市	5,000円	7月・8月のみ月額7,000円	—	延長を行っていない
筑紫野市	7,000円		月額1,500円	
春日市	6,000円		上限月額2,000円	1回では200円
大野城市	6,680円	平日のみ月額4,680円	月額2,000円	
宗像市	7,000円		上限月額3,000円	1回では300円
糸島市	5,800円	7月のみ月額6,300円、8月のみ月額8,300円	上限月額2,000円	1回では300円

○滞納状況(令和6年度分)

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額 B	不 納 欠 損 額 C	還 付 未 済 額 D	繰 越 額 A－B－C＋D	徴 収 率 (B－D)/A	滞納繰越者数 (保護者)
現 年 課 税 分	94,360,560円	92,950,660円	0円	0円	1,409,900円	98.51%	133人
滞 納 繰 越 分	2,853,800円	903,580円	0円	0円	1,950,220円	31.66%	70人
計	97,214,360円	93,854,240円	0円	0円	3,360,120円	96.54%	203人

○減免状況(令和7年3月31日現在)

減免区分	月額利用料	月額減免利用料	児童数	月額減免額
減免対象外	4,000円	0円	1,376人	—
兄弟2子目	3,000円	1,000円	314人	314,000円
兄弟3子目以降	0円	4,000円	33人	132,000円
生活保護世帯	0円	4,000円	23人	92,000円
ひとり親世帯	2,000円	2,000円	389人	778,000円
非課税世帯	2,000円	2,000円	36人	72,000円
計			2,171人	1,388,000円

いづかスポーツ・リゾート施設維持費納付金の推移

スポーツ振興課

1 いづかスポーツ・リゾート施設維持費納付金の推移

年度	納付金額(千円)	納付者 (指定管理者)	備 考
令和2年度	0	株式会社ソニックススポーツ	【施設供用開始】 ※新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発出及び不要不急の外出自粛要請等の影響による施設利用料収入の減額等を鑑み納付を免除
令和3年度	5,000	株式会社ソニックススポーツ	
令和4年度	5,000	株式会社ソニックススポーツ	
令和5年度	5,000	株式会社ソニックススポーツ	
令和6年度	5,000	株式会社ソニックススポーツ	
合計	20,000		

2 いづかスポーツ・リゾート施設維持費納付金の根拠

いづかスポーツ・リゾート施設の管理運営に関する基本協定書(令和元年11月6日締結)

第19条(納付金の額)

乙(株式会社ソニックススポーツ)は、本施設の運営によって得た利用料金収入のうち、年間500万円を甲(飯塚市)に支払うものとする。

伊岐須会館運営費補助金の推移(5年間)及び運営協議会規程

人権・同和政策課

(単位:円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
伊岐須会館管理運営協議会	予算額	3,602,000	3,770,000	4,666,000	5,336,000	4,896,000
	決算額	3,601,470	3,770,000	4,666,000	4,986,000	4,466,000

伊岐須会館管理運営協議会規程

(設置)

第1条 伊岐須会館（以下「会館」という。）の円滑な管理運営を図るため、伊岐須会館管理運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、会館の設置目的に沿った適正な管理運営を行うため、次の事項を協議する。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 協議会の予算、決算に関すること。
- (3) 協議会構成団体及び地域コミュニティ団体等の事業計画の総合調整に関すること。
- (4) その他、会館の管理運営にあたって必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、二瀬地区まちづくり協議会、部落解放同盟飯塚市協議会、NPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会、特定非営利活動法人ふれあいが推薦した各3名の委員で構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(協議会役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監査 2人
- (4) 事務局長 1人

2 会長は会務を統括し、会議の議長を務め、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、監査は事業及び会計を監査し、事務局長は、事務局を総括し、業務を遂行する。

3 会長、副会長の選任は委員の互選とする。

4 監査は、会長選出団体に属さない委員の中から団体毎に会長が選任する。

5 事務局長は、会長選出団体に属する委員の中から会長が選任する。

(協議会の招集)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

第7条 協議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことが出来ない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、会館内に事務局を置く。

2 事務局員は、書記若干名をもって、これに充て、事務局長が選任する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って決める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日において、二瀬地区まちづくり協議会が設立されていない場合は、二瀬地区まちづくり協議会が設立されるまでの間は、第3条中「二瀬地区まちづくり協議会」とあるのは「二瀬地区まちづくり協議会設立準備会」と読み替えるものとする。

3 この規程の改正は、令和5年4月1日から施行する。

ふるさと応援寄附事業に関する契約内容及び実績一覧

特産品振興・ふるさと応援課

(単位:件、千円)

申込サイト	開始年度	サイト利用料 (手数料率)	令和6年度 寄附件数	令和6年度 寄附額	業務内容	備考
①ふるさとチョイス	平成27年度	10.0%	28,013	586,328	自社サイト、及びパートナーサイトでの寄附受付	パートナーサイト:KABU&ふるさと納税
②楽天	平成28年度	9.0%	227,407	3,402,763	自社サイトでの寄附受付	クレジット決済手数料を含む
③さとふる	平成29年度	12.0%	101,091	1,690,169	自社サイト、及びパートナーサイトでの寄附受付	寄附者対応、返礼品の配送等の事務代行業務を含む パートナーサイト:Yahoo!ふるさと納税
④ふるさと本舗	平成30年度	7.0%	527	11,358	自社サイトでの寄附受付	
⑤au PAY	平成30年度	10.5%	1,602	31,090	自社サイトでの寄附受付	クレジット決済手数料を含む
⑥ふるなび	令和元年度	10.0%	24,813	659,686	自社サイトでの寄附受付	サイト内広告料が別途3%発生
⑦ANA	令和2年度	8.0%	1,132	40,786	自社サイトでの寄附受付	
⑧ふるさとプレミアム	令和2年度	10.0%	1,174	32,340	自社サイトでの寄附受付	
⑨JAL	令和3年度	8.0%	1,795	49,008	自社サイトでの寄附受付	
⑩ふるラボ	令和3年度	8.0%	720	17,320	自社サイトでの寄附受付	
⑪セゾン	令和4年度	8.0%	756	18,011	自社サイトでの寄附受付	クレジット決済手数料を含む
⑫ふるさと百選	令和4年度	10.0%	1,083	19,936	自社サイトでの寄附受付	クレジット決済手数料を含む
⑬三越伊勢丹	令和4年度	12.0%	171	2,984	自社サイトでの寄附受付	寄附者対応、返礼品の配送等の事務代行業務を含む
⑭JRE	令和5年度	7.0%	398	8,346	自社サイトでの寄附受付	
⑮マイナビ	令和5年度	10.0%	356	13,423	自社サイトでの寄附受付	
⑯Amazon	令和6年度	3.8%	371	7,051	自社サイトでの寄附受付	クレジット決済手数料を含む

※開始以降、全サイト現在まで毎年度契約中。寄附金額は千円未満切り捨て。

コミュニティバス等運行事業に関する契約状況

地域公共交通対策課

業務名	路線及び運行地区	運行事業者	年度別委託料（円）		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
コミュニティバス運行業務	筑穂・高田線	(有)Shonai観光	12,837,000	14,535,400	15,430,800
地区内輸送コミュニティ交通運行業務	穎田	安全タクシー(有)	17,263,400	17,237,000	17,175,400
	鯉田				
	幸袋				
	鎮西	綜合交通(株)飯塚営業所	22,233,200	21,942,800	21,914,200
	二瀬				
	飯塚東	(有)Shonai観光	14,333,000	14,199,900	14,150,400
	庄内				
	穂波	穂波タクシー(株)	19,170,800	19,024,500	18,955,200
	菰田				
	筑穂	(有)Shonai観光	23,936,000	24,533,300	24,383,700
予約乗合タクシー予約受付業務		(株)福岡ソフトウェアセンター	14,109,700	14,109,700	14,109,700
合 計			123,883,100	125,582,600	126,119,400

※全ての業務について、令和4年度から令和6年度までの3年契約(契約締結は単年度毎)

※地区内輸送コミュニティ交通運行業務は、エリアワゴン、予約乗合タクシー及び路線ワゴンの運行を一括で契約

予約乗合タクシー運行業務委託料の内訳

地域公共交通対策課

運行地区	運行事業者	委託料（円）		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
颯田	安全タクシー(有)	11,499,400	11,451,000	11,404,800
鯉田				
幸袋				
鎮西	綜合交通(株)飯塚営業所	18,527,300	18,450,300	18,374,400
二瀬				
飯塚東	(有)Shonai観光	5,749,700	5,725,500	5,702,400
庄内				
穂波	穂波タクシー(株)	11,499,400	11,451,000	11,404,800
筑穂	(有)Shonai観光	17,080,800	17,009,300	16,940,000
合 計		64,356,600	64,087,100	63,826,400

交通安全施設整備事業の実績

土木管理課

交通安全対策特別交付金

(単位:千円)

年 度	9月期		3月期		3月期/9月期 比 率	年額合計 (A+B)	前年度比率
	交付額(A)	前年度比率	交付額(B)	前年度比率			
平成26年度	13,489		14,269		105.78%	27,758	
平成27年度	15,983	118.49%	14,780	103.58%	92.47%	30,763	110.83%
平成28年度	15,455	96.70%	14,041	95.00%	90.85%	29,496	95.88%
平成29年度	14,916	96.51%	13,267	94.49%	88.94%	28,183	95.55%
平成30年度	13,762	92.26%	12,522	94.38%	90.99%	26,284	93.26%
令和元年度	13,262	96.37%	12,453	99.45%	93.90%	25,715	97.84%
令和2年度	14,389	108.50%	13,446	107.97%	93.45%	27,835	108.24%
令和3年度	13,799	95.90%	12,110	90.06%	87.76%	25,909	93.08%
令和4年度	12,154	88.08%	10,508	86.77%	86.46%	22,662	87.47%
令和5年度	10,258	84.40%	9,385	89.31%	91.49%	19,643	86.68%
令和6年度	9,331	90.96%	8,522	90.80%	91.33%	17,853	90.89%
令和7年度(見込み)	8,685	93.08%	8,815	103.44%	101.50%	17,500	98.02%



人権啓発センター管理運営事業費の内訳について

人権・同和政策課

(単位:円)

節名称	人権啓発センター管理運営事業費内訳					
	立岩人権啓発センター		穂波人権啓発センター		筑穂人権啓発センター	
報償費	612,660	・施設管理作業員謝礼金 ・各種学級・教室講師謝礼金 ・隣保館デイサービス事業講師等謝礼金	945,190	・施設管理作業員謝礼金 ・各種学級・教室講師謝礼金 ・隣保館デイサービス事業講師等謝礼金	589,800	・施設管理作業員謝礼金 ・各種学級・教室講師謝礼金 ・隣保館デイサービス事業講師等謝礼金
旅費	0		9,800	・普通旅費	0	
需用費	1,827,714	・消耗品費・燃料費 ・光熱水費・食糧費 ・維持補修費	1,282,927	・消耗品費・燃料費 ・光熱水費・食糧費 ・維持補修費	1,266,165	・消耗品費・燃料費 ・光熱水費・食糧費 ・維持補修費
役務費	451,952	・通信運搬費 ・ごみ処理手数料 ・デイサービス事業講師派遣手数料	239,841	・通信運搬費 ・デイサービス事業講師派遣手数料	190,993	・通信運搬費 ・ごみ処理手数料 ・デイサービス事業講師派遣手数料
委託料	1,049,400	・電気設備保安業務委託料 ・空調設備保守点検委託料 ・消防設備保守点検委託料 ・清掃委託料	1,351,460	・電気設備保安業務委託料 ・空調設備保守点検委託料 ・消防設備保守点検委託料 ・浄化槽保守点検委託料 ・清掃委託料 ・施設管理委託料	1,271,600	・空調設備保守点検委託料 ・消防設備保守点検委託料 ・浄化槽保守点検委託料 ・清掃委託料 ・樹木等管理委託料 ・施設管理委託料
使用料及び賃借料	1,222,848	・テレビ放送受信料 ・複写機借上料 ・バス借上料	712,983	・テレビ放送受信料 ・複写機借上料 ・有料道路通行料 ・バス借上料	17,864	・テレビ放送受信料 ・複写機借上料
備品購入費	139,150	・会議用机	270,600	・AED	0	
負担金補助及び交付金	246,500	・福岡県隣保館連絡協議会負担金・嘉飯桂隣保館連絡協議会負担金 ・研修講習会負担金	4,000	・研修講習会負担金	3,000	・研修講習会負担金
合 計	5,550,224		4,816,801		3,339,422	

部落差別解消推進団体補助金の実績推移

人権・同和政策課

・該当団体一覧

部落解放同盟飯塚市協議会	全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会
--------------	---------------------

・2006年度以降交付実績

(単位:円)

	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
部落解放同盟飯塚市協議会	58,870,000	50,685,300	47,377,500	37,000,000	36,777,425	32,096,106	24,098,113	24,099,030
全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会	5,331,000	4,797,900	3,701,700	2,960,000	2,856,427	2,569,374	2,569,193	2,569,012

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
部落解放同盟飯塚市協議会	24,097,229	21,491,759	20,934,562	20,987,596	20,304,000	19,180,475	13,287,690	13,560,470
全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会	2,569,123	2,568,963	2,539,076	2,539,337	2,524,000	2,524,000	1,179,000	2,548,000

	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
部落解放同盟飯塚市協議会	16,208,322	16,481,771	15,239,475
全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会	2,548,000	2,548,000	2,548,000

人権推進対策関係補助金、負担金交付団体(目的、規約、決算書)について

人権・同和政策課

団 体 名	資 料 名	ページ
部落解放同盟飯塚市協議会	1 部落解放同盟飯塚市協議会規約	50
	2 2024年度(令和6年度)部落解放同盟飯塚市協議会活動報告	52
	3 2024年度部落解放同盟飯塚市協議会決算書	56
全日本同和会福岡県連合会 飯塚支部協議会	1 全日本同和会飯塚支部協議会規約	56
	2 令和6年度事業報告書	57
	3 令和6年度全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会決算書	58
飯塚人権擁護委員協議会	1 飯塚人権擁護委員協議会会則	58
	2 令和6年度収支決算書	60
福岡県隣保館連絡協議会	1 福岡県隣保館連絡協議会会則	61
	2 2024年度福岡県隣保館連絡協議会一般会計及び特別会計収支決算	62
嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会	1 嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会会則	63
	2 2024年度嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会決算書	64

部落解放同盟飯塚市協議会 規 約

第1章 総則

第1条

本会は部落解放同盟飯塚市協議会と称し、事務所を福岡県飯塚市伊岐須869-1に置く。

第2条

本会は部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的とする。

第3条

本会は飯塚市内の部落を拠点とし、前条の目的を達成するために活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体であり、差別と闘うすべての人々との連帯をめざす。

第2章 同盟員

第4条

部落解放同盟の綱領、並びに本会の規約を承認し、別に定める所定の手続きを経て、本会に加入する部落住民・部落出身者を同盟員とする。

第5条

本会を脱退しようとする者は、所定の脱退届を提出し、各級機関の承認を受けなければならない。所定の手続きを経ずに脱退した者、または長期にわたって同盟費を滞納し、その義務を放棄したものは除籍処分とする。

第6条

同盟員は支部に所属することとし、所定の同盟費を納め、本会の諸決定に従い、かつ本会の目的達成のために積極的に活動し、諸集会に参加し役員を選び、また選ばれるものとする。

なお、支部外に居住する部落出身者が同盟員になる場合は、近隣の支部に所属するか、直轄同盟員になることができる。ただし、直轄同盟員は役員に選ばれない。

本会の目的に賛同し、同盟員としての趣旨を理解して活動する者は賛助会員とすることができる。ただし、本会の役員には選ばれない。

第3章 組織

第7条

本会の基礎組織は支部であり、支部は部落を単位として、10名（世帯）以上の同盟員をもって組織することができる。ただし、少数点在部落について、複数の部落を単位として支部を組織することができる。

また、10世帯未満の部落においても単独で支部を組織することもできる。これらの場合、市協議会の決定並びに県連の審査決定と中央本部の承認をうけなければならない。

第8条

支部を組織するときは、支部登録申請書、支部員名簿、支部役員名簿、支部規約を提出し、市協議会の承認を得て県連に提出し、中央本部の承認を要する。

第9条

本会は円滑な目的達成のために、市協を中心に支部との連絡を密にして、支部への連絡徹底、機関誌の配送や日常での同盟員の相談活動など運動を進める。

第4章 機関

第10条

本会に次の機関を置く。

- 1 定期大会
- 2 市協議会
- 3 執行委員会
- 4 統制委員会
- 5 財務委員会

第11条

大会は本会の最高決議機関であって、市協議会の決定に基づき毎年1回、執行委員長が召集する。

但し、市協議会が必要と認めて決定したときは、または同盟員の3分の1以上の申請があったときは、臨時大会を招集しなければならない。

第12条

大会は各支部から選出された代議員及び市協委員・役員をもって構成する。代議員定数及び選出方法は、市協議会で決定する。

第13条

大会は代議員定数の3分の2以上の出席をもって成立し、大会構成員の過半数をもって決議する。

第14条

執行委員・市協委員の定数は規定で定める。

第15条

市協議会は大会に次ぐ決議機関であって、執行部・市協専門部長・各支部長で構成し、50人を超える支部は委員を1人増、100人を超える支部は2人増とする。執行委員長が必要と認めたとき召集する。但し、市協委員総数の3分の1以上の請求があったときは速やかに召集しなければならない。支部長が市協議会に出席できない場合は、市協議会に届け出て代理出席することができる。

第16条

市協議会は市協委員・執行委員をもって構成し、その決定事項については大会に対して責任を負う。決議については第13条に準ずる。

第17条

執行委員会は本会の執行機関であり、執行委員長、副執行委員長、書記長、財務委員長、執行委員をもって構成し、必要に応じて執行委員長が随時これを招集する。

第18条

執行委員会のもとに書記局を設置し、部・局及び各種委員会を設けることができる。書記局及び各種委員会の構成員は執行委員会の決定に基づき、執行委員長が任免する。

第19条

執行委員会は大会及び市協委員会の諸決定を執行し、その執行について大会及び市協委員会に対して責任を負う。

第20条

財務委員会は財務委員をもって構成し、必要に応じて財務委員長が招集する。財務委員会は市協委員会の提起により本会の財務について審議し、決定することができる。但し、これを市協委員会に報告し承認を受けるものとする。

第21条

統制委員会は統制委員をもって構成し、必要に応じて統制委員長が召集する。統制委員長は統制委員の互選によるものとする。統制委員会は執行委員会の提起により規律に違反する行為等を審査し、それに対する処分を決定して、大会に報告するものとする。

第22条

会計監査は本会の会計事務の監督・経理の監査をおこない、これを大会に報告するものとする。

第5章 役員

第23条

本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------|
| 1 執行委員長 | 1名 |
| 2 副執行委員長 | 2名以内 |
| 3 書記長 | 1名 |
| 4 財務委員長 | 1名 |
| 5 執行委員 | 若干名 |
| 6 会計監査 | 3名 |
| 7 統制委員 | 5名 |
| 8 財務委員 | 5名 |

第24条

執行委員長は本会を代表し、本会の諸活動を総括統理する。副執行委員長は執行委員長を補佐し執行委員長事故あるときはこれを代行する。書記長は本会の業務を統轄し、書記局・各部署の業務遂行にあたる。財務委員長は本会の会計を司る。執行委員は執行委員会の職務を分掌する。

会計監査は本会の会計事務を監査する。統制委員は本会の統制事案を処理する。財務委員は本会の財務事案を処理する。

第25条

役員の任期は2年とし、役員選出については役員選挙規定による。ただし、再任はさまたげない。

第6章 会計

第26条

本会の会計は同盟会費、寄付金、助成金、その他の収入でまかなう。会計事務処理においては会計事務の適切をはかる。

第27条

本会の会計年度はその年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第28条

本会の予算と決算は大会の承認を要する。

第7章 規律

第29条

本会の名誉を汚損し、規約に違反し、機関の決定に従わない等の行為ある同盟員は市協統制委員会で審査し、「除名」・「除籍」・「除籍勧告」・「活動停止」・「役職停止」・「戒告」その他の統制処分をおこない、また解除することができる。ただし、除名処分については県連統制委員会を経由して、中央統制委員会の審査確認を必要とする。尚、活動停止や役職停止処分は2年を限度とする。統制処分を受け、不服の場合は県連統制委員会に抗告することができる。

第30条

機関の決定に従わない等の重大な組織違反行為のある支部に対して、市協委員会の決定により組織の解散、機関解体、機関活動停止その他の組織統制処分を行い、また解除することができる。

第8章 付則

第31条

市協委員会の決定により本会に顧問を置くことができる。顧問は執行委員会の諮問に応じて助言するものとし、重要事項につき建議することができる。

第32条

本会の諸規定の改廃は市協委員会の決議を要する。

第33条

本規約の改廃については大会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

2024年度（令和6年度）部落解放同盟飯塚市協議会活動報告

第34条

支部規約は本会の規約に準ずるものとする。

第35条

本規約は決定と同時に効力を発する。

2008年4月 6日 第1回定期大会において決定した。
2010年4月25日 第3回定期大会において一部改正した。
2011年4月 9日 第4回定期大会において一部改正した。
2023年12月7日 臨時大会において一部改正し、2024年4月1日より発効する。

1 各種会議・研修会

会議・集会・研修	開催日	開催場所	出席者	備考
定期大会	2024.4.7	立岩人權啓発センター	40名	第17期定期大会
福岡県大会	2024.7.19	パピオン24ガスホール	26名	第74回県連大会
全国大会	2025.2.28～3.1	神戸芸術センター	3名	第82回全国大会
福岡県委員会	2024.5.2	福岡衛生食品会館	6名	第73期第3回県委員会
	2024.6.6	福岡衛生食品会館	3名	第73期第4回県委員会
	2024.7.9	福岡県中小企業センター	3名	第73期第5回県委員会
	2024.9.18	福岡県中小企業センター	3名	第74期第1回県委員会
	2024.12.4	解放センター	4名	第74期第2回県委員会
	2025.3.11	解放センター	3名	第74期第3回県委員会
飯塚市協委員会	2024.4.4	伊岐須会館	17名	第16期第9回市協委員会
	2024.4.25	穂波人權啓発センター	30名	第17期第1回市協委員会
	2024.6.20	穂波人權啓発センター	32名	第17期第2回市協委員会
	2024.8.23	穂波人權啓発センター	33名	第17期第3回市協委員会
	2024.10.4	穂波人權啓発センター	34名	第17期第4回市協委員会
	2024.12.12	穂波人權啓発センター	30名	第17期第5回市協委員会
	2025.2.25	穂波人權啓発センター	35名	第17期第6回市協委員会
執行委員会	2024.4.4	市協事務所	5名	第16期第10回執行委員会
	2024.4.18	伊岐須会館	9名	第17期第1回執行委員会
	2024.5.15	伊岐須会館	9名	第17期第2回執行委員会
	2024.7.11	伊岐須会館	8名	第17期第3回執行委員会
	2024.9.11	伊岐須会館	7名	第17期第4回執行委員会
	2024.10.16	伊岐須会館	10名	第17期第5回執行委員会
	2024.11.29	伊岐須会館	9名	第17期第6回執行委員会
	2025.2.7	伊岐須会館	8名	第17期第7回執行委員会

財務委員会	2024.4.3	伊岐須会館	7名	第16期第3回財務委員会
大会運営委員会	2024.4.7	立岩人權啓発センター	6名	第17期第2回大会運営委員会
選挙管理委員会	2025.3.13	伊岐須会館	6名	第17期第1回選挙管理委員会
統制委員会				
人権のまちづくり	2024.7.1	イオン穂波他	5名	同和問題啓発強調月間チラシ配布
	2024.7.25	飯塚市役所	2名	被爆79周年非核・平和行進集会
	2024.8.8～9	長崎市	2名	被爆79周年原水禁世界大会長崎大会
子ども支援	2024.5.14	伊岐須会館	3名	第1回飯塚市教育対策部長会
	2024.5.28	飯塚市役所	1名	飯塚市解放子ども会運営委員会
	2024.6.8	立岩人權啓発センター	2名	2024年度飯塚市解放子ども会交流会
	2024.6.13	飯塚市役所	1名	2024年度飯塚市人権・同和教育研究協議会総会
	2024.7.8	伊岐須会館	1名	こども未来部との協議
	2024.12.16	筑穂人權啓発センター	2名	筑穂地区解放子ども会クリスマス会
	2025.1.15	福岡県庁	1名	定数配置に関する要請行動
	2025.1.24	福岡県庁	1名	高校定数要求要請
	2024.4.15	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク臨時役員会
	2024.4.22	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第11回常任理事会
	2024.4.28	イイヅカコミュニティセンター	5名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク総会
	2024.5.18～19	群馬県高崎市	3名	部落解放第67回全国女性集会
	2024.4.28	イイヅカコミュニティセンター	5名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク総会
	2024.5.13	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第10回役員会
	2024.5.14	筑穂人權啓発センター	7名	筑穂地区女性部代表者選出会議
	2024.5.20	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワークホップの会

女性支援

2024.5.27	イイヅカコミュニティセンター	2名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第10回常任理事会
2024.6.3	伊岐須会館	8名	飯塚市協女性部代表者会議
2024.6.10	解放センター	2名	県連女性対策部長・女性部長合同会議
2024.6.10	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第2回役員会
2024.6.17	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワークホップの会
2024.6.24	イイヅカコミュニティセンター	2名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第2回常任理事会
2024.7.1	伊岐須会館	9名	飯塚市協女性部代表者会議
2024.7.8	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第3回役員会
2024.7.18	イイヅカコミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会第1回役員会
2024.7.22	イイヅカコミュニティセンター	2名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第3回常任理事会
2024.8.19	伊岐須会館	8名	飯塚市協女性部代表者会議
2024.8.19	イイヅカコミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会第2回役員会
2024.8.25	立岩人權啓発センター	27名	飯塚市協女性集会
2024.8.26	イイヅカコミュニティセンター	2名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第4回常任理事会
2024.9.9	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第5回役員会
2024.9.14	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワークホップの会
2024.9.26	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第5回常任理事会
2024.9.30	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第4回役員会
2024.10.10	解放センター	2名	県連女性対策部長・女性部長合同会議
2024.10.15	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第5回役員会
2024.10.17	伊岐須会館	10名	第17期第1回市協女性部代表者会議
2024.10.28	イイヅカコミュニティセンター	2名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第6回常任理事会
2024.11.11	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第6回役員会
2024.11.25	イイヅカコミュニティセンター	2名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第7回常任理事会
2024.11.25	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第7回役員会
2024.12.7	福岡県教育会館	10名	部落解放第57回福岡県女性集会
2024.12.9	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第8回役員会
2024.12.16	イイヅカコミュニティセンター	2名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第8回常任理事会
2025.1.14	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第9回役員会
2025.1.20	伊岐須会館	7名	第17期第2回市協女性部代表者会議
2025.1.27	イイヅカコミュニティセンター	2名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第9回常任理事会
2025.2.10	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第10回役員会
2025.2.17	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワークホップの会
2025.2.18	解放センター	1名	第57期第1回県連女性部役員会
2025.2.25	イイヅカコミュニティセンター	2名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第10回常任理事会
2025.3.10	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第11回役員会
2025.3.17	イイヅカコミュニティセンター	1名	いっぴか男女共同参画推進ネットワークホップの会
2025.3.18	解放センター	2名	第57期第1回県連女性対策部長・女性部長会議
2025.3.24	イイヅカコミュニティセンター	2名	いっぴか男女共同参画推進ネットワーク第11回常任理事会

高齢者支援	2024.11.25	各支部指定先	20名	高齢者配食サービス
	2025.3.18	各支部指定先	20名	高齢者配食サービス
人材育成	2024.5.18	解放センター	1名	第49期第2回福岡県青年部活動者会議
人権救済法				
	2024.4.15	伊岐須会館	3名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
	2024.4.23	福岡合同庁舎	3名	産炭地 3局長交渉
	2024.4.30	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
	2024.5.8	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
	2024.5.9	大日寺川	2名	経産省資源エネ庁産炭地現地調査
	2024.5.21~23	東京都経済産業省別館	4名	産炭地中央交渉
	2024.5.14	大日寺川	2名	赤水現地調査
	2024.5.17	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
	2024.5.28	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
	2024.6.4	伊岐須会館	1名	ジョグメックとの協議（赤水問題）
	2024.6.10	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
	2024.6.11	伊岐須会館	1名	J R九州との協議
	2024.6.12	筑穂ぼた山現地	8名	筑穂ぼた山現地確認立会
	2024.6.17	市協事務所	1名	福岡県県土整備事務所との協議
	2024.6.21	市協事務所	1名	国土交通省との協議
	2024.6.28	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
	2024.7.4	伊岐須会館	2名	ジョグメックとの協議
	2024.7.10	博多サンヒルズホテル	4名	産炭地 7機関交渉
	2024.7.18	市協事務所	1名	福岡県県土整備事務所との協議

産炭地関係

2024.7.30	吉田集会所	4名	吉田歩道現況説明会
2024.8.19	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.8.26	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.8.28	伊岐須会館	1名	福岡県県土整備事務所との協議
2024.9.2	福岡県中小企業センター	2名	産炭地 県交渉
2024.9.3	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.9.4	薬市支部	1名	薬市支部納骨堂雨漏り確認立会
2024.9.12	伊岐須会館	1名	国土交通省との協議
2024.9.17	伊岐須会館	1名	ジョグメックとの協議
2024.9.20	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.9.26	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.10.30~11.1	東京 経済産業省	3名	産炭地中央交渉
2024.10.8	うすい人権啓発センター	2名	第74期第1回産炭地委員会
2024.10.10	伊岐須会館	1名	ジョグメックとの協議
2024.10.15	市協事務所	2名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.10.17	伊岐須会館	2名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.11.6	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.11.11	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.11.14	伊岐須会館	1名	J R九州との協議
2024.11.14	伊岐須会館	1名	ジョグメックとの協議
2024.11.25	伊岐須会館	1名	県土整備事務所との協議
2024.11.28	筑穂ぼた山現地	3名	筑穂ぼた山鉱害状況現地確認立会
2024.12.4	伊岐須会館	1名	ジョグメックとの協議
2024.12.10	伊岐須会館	1名	J R九州との協議
2024.12.11	伊岐須会館	2名	J R九州との協議
2024.12.17	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2025.1.21	伊岐須会館	1名	国土交通省との協議
2025.1.29	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2025.2.10	筑穂ぼた山現地	3名	筑穂ぼた山現地視察
2025.2.18	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2025.2.27	伊岐須会館	2名	福岡県県土整備事務所との協議
2025.3.5	伊岐須会館	1名	国土交通省との協議
2025.3.6	伊岐須会館	1名	福岡県建築都市部との協議
2025.3.11	伊岐須会館	1名	松本県農林水産課長との協議
2025.3.17	伊岐須会館	1名	井上筑穂経済建設課長との協議
2025.3.18	伊岐須会館	1名	長尾市民環境部長との協議
2025.3.21	うすい人権啓発センター	2名	産炭地委員会
2025.3.25	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告

2024年度 部落解放同盟飯塚市協議会決算書

(2024年4月1日～2025年3月31日迄)

単位：円

【歳入の部】

区分	予算額 A	決算額 B	決算額の予算額に対する 増減比較 B-A
1 繰越金	85,492	√85,492	0
2 会費	3,247,200	√3,268,800	21,600
3 飯塚市補助金	20,432,500	15,239,475	-5,193,025
4 カンパ金	100,000	√43,000	-57,000
5 雑収入	10,000	√3,014	-6,986
計	23,875,192	√18,639,781	-5,235,411

【歳出の部】

区分	予算額 A	流用額 B	現計予算額 C(=A+B)	決算額 D(=E+F)	補助対象 E	補助対象外 F	不用額 G(=C-D)
1 人件費	8,382,200	0	8,382,200	√6,370,324	6,370,324		2,011,876
①専従役員給与	7,040,000		7,040,000	5,430,000	5,430,000		1,610,000
②運動費	82,200		82,200	74,200	74,200		8,000
③保険料	900,000		900,000	626,124	626,124		273,876
④非常勤役員行動費	360,000		360,000	240,000	240,000		120,000
2 事務所費	1,287,000	68,372	1,355,372	√1,037,116	927,991	109,125	318,256
①維持費	80,000		80,000	58,050	58,050		21,950
②消耗品費	300,000		300,000	219,531	219,531		80,469
③食糧費	40,000	68,372	108,372	108,372	0	108,372	0
④委託料	1,000		1,000	0	0		1,000
⑤通信費	300,000		300,000	179,390	179,390		120,610
⑥印刷製本費	5,000		5,000	0	0		5,000
⑦賃借料	531,000		531,000	458,040	458,040		72,960
⑧備品費	10,000		10,000	0	0		10,000
⑨事務所費その他	20,000		20,000	13,733	12,980	753	6,267
3 会議費	690,000		690,000	√491,560	491,560		198,440
①県委員会	90,000		90,000	65,560	65,560		24,440
②市協議委員会その他	600,000		600,000	426,000	426,000		174,000
4 事業費	6,911,760	30,200	6,941,960	5,356,040	4,635,280	720,760	1,585,920
①人権のまちづくり	158,000	9,500	167,500	√167,500	167,500		0
②子ども支援	210,000		210,000	√133,460	133,460		76,540
③女性支援	720,000	46,560	766,560	√766,560	766,560		0
④高齢者支援	720,000	△281,200	438,800	√156,000	156,000		282,800
⑤人材育成	605,000	△56,060	548,940	√38,980	38,980		509,960
⑥人権救済法	147,200		147,200	0	0		147,200
⑦産地関係	410,000	281,200	691,200	√691,200	691,200		0
⑧研修会費	2,640,000	△148,300	2,491,700	√1,955,280	1,955,280		536,420
⑨費用弁償	70,000		70,000	√42,000	42,000		28,000
⑩その他の行動	1,100,000	148,300	1,248,300	√1,248,300	684,300	564,000	0
⑪教宣費	5,000		5,000	0	0		5,000
⑫狭山	50,000	10,000	60,000	√60,000	0	60,000	0
⑬書籍費	76,560	20,200	96,760	√96,760	0	96,760	0
5 大会費	893,800	0	893,800	√261,320	237,320	24,000	632,480
①市協大会	50,000		50,000	24,000	0	24,000	26,000
②県連大会	159,200		159,200	77,480	77,480		81,720
③全国大会	684,600		684,600	159,840	159,840		524,760
6 活動調査費	2,703,000	0	2,703,000	√2,577,000	2,577,000		126,000
①支部活動調査費	2,703,000		2,703,000	2,577,000	2,577,000		126,000
7 負担金	2,885,400	△103,572	2,781,828	√2,440,400	0	2,440,400	341,428
①県連会費	2,435,400		2,435,400	2,435,400	0	2,435,400	0
②負担金	450,000	△103,572	346,428	5,000	0	5,000	341,428
8 渉外費	60,000		65,000	√58,000	0	58,000	7,000
①渉外費	40,000		40,000	33,000	0	33,000	7,000
②郵便費	20,000	5,000	25,000	25,000	0	25,000	0
9 予備費	62,032		62,032	0	0		62,032
計	23,875,192	0	23,875,192	√18,591,760	15,239,475	3,352,285	5,283,432

歳入 18,639,781

歳出 18,591,760

繰越 48,021

2025年 4月 2日 会計監査済

監査委員

監査委員

監査委員

全日本同和会飯塚市支部協議会 規約

(総則)

第1条 本会は、全日本同和会飯塚支部協議会と称する。

第2条 本会の事務所は飯塚市内に置く。

(目的及び運動)

第3条 本会は、同和問題の完全な解決を図ると共に、民主主義社会の建設に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の三項目を基本線とし、その年々の情勢に即応して必要とする一切の運動を行う。

1 社会的施策の拡充・産業経済の伸長・教育文化の向上・生活環境の改善、啓発教育活動の強化を主軸とする総合的同和国策の樹立実行を強力に推進する。

2 地域住民の自覚と生活意識を高め、社会的、経済的地位の向上と生活環境の改善を図る。

3 婚姻・就職・職業・教育・居住・社交など一切の差別を撤廃し、差別的偏見を打破するための啓発宣伝活動を行う。

(組織)

第5条 本会は、本会の規約に賛成する同士を会員として組織する。

第6条 会員は、所定の会費を納め、本会の決定する方針、決議に基づき、積極的に活動する。

第7条 本会に次の役員を置く。

1 支部長 1名

2 副支部長 1名

3 会計 1名

4 会計監査 2名

5 執行委員 10名以内

第8条 支部長、副支部長、会計、執行委員、監査は支部協議会総会にて選出する。

第9条 支部長は、支部を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定めるところにより、その職務を行う。

全日本同和会 福岡県連合会 飯塚支部協議会

令和6年度 事業報告書

3 会計は本会の会計全般を担当する。

4 会計監査は本会の会計を監査する。

第10条 役員の任期は2年とする。ただし再選は妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第11条 本会の会計は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第12条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第13条 本会の予算及び決算は、支部総会で承認を得なければならない。

第14条 本会の会費は月額400円とし、年額4,800円を会計年度内に納付するものとする。

(その他)

第15条 旅費・手当等及び慶弔費等の支払いについては、「旅費・手当等及び慶弔費等の支払等に関する規程」により支払うものとする。

(付則)

本規約は、平成19年4月1日より実施する。

月	会 議 名	会 催 場 所	開 催 日	参加数
4月	全国常任理事及び全国理事合同会議	東京	11日	1名
	飯塚支部執行委員会議	飯塚市 /	26日	7名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	27日	2名
5月	青年部理事会	東京	22日	1名
	第64回全国大会	東京	23日	5名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	31日	2名
6月	福岡県連合理事及び支部長会議	北九州市	18日	2名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	28日	2名
7月	青年部研修会	大阪	18日	2名
	嘉飯地区協議会正副部長会議	飯塚市	29日	2名
8月	女性部正副部長会議	京都	7日	1名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	29日	2名
9月	九州連合会研修大会	福岡	3日	6名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	28日	2名
	飯塚支部三役会議	飯塚市	30日	3名
	飯塚支部執行委員会議	飯塚市	30日	10名
10月	女性部研修会	京都	17日	4名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	26日	2名
11月	正副部長会議及び総務組織委員長会議	広島	6日	2名
	嘉飯地区協議会正副部長会議	飯塚市	30日	2名
12月	全国常任理事及び全国理事合同会議	東京	4日	1名
	嘉飯地区協議会正副部長会議	飯塚市	26日	2名
1月	九州役員研修会	北九州市	16日	0名
	嘉飯地区協議会正副部長会議	飯塚市	31日	2名
2月	全国合同研修会	東京	13日	5名
	小峠東地区人権研修会	飯塚市	0日	0名
	嘉飯地区協議会正副部長会議	飯塚市	28日	2名
3月	嘉飯地区協議会正副部長会議	飯塚市	22日	2名
	飯塚支部三役会議	飯塚市	23日	3名
	飯塚支部執行委員会議及び監査会	飯塚市	30日	12名

令和6年度全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会【決算書】

【歳入の部】		(単位:円)			
項 目	費 目	予算額 A	決算額 B	備 考	決算額の予算額に 対する増減比較 B-A
1 前年度繰越金	1 前年度繰越金	31,947	31,947		0
2 市補助金	1 市補助金	2,548,000	2,548,000		0
3 会費	1 会費	432,000	432,000	【自主財源】400円×12月×90人	0
4 雑入	1 預金利子等	10	6	【自主財源】	-4
合 計		3,011,957	3,011,953		-4

【歳出の部】

(単位:円)

項 目	費 目	予算額 A	流用額 B	現計予算額 C(=A+B)	決算額		備 考	不用額 G(=C-D)		
					D(=E+F)	補助対象 E			補助対象外 F	
1	行動費	(小計)	728,000	0	728,000	728,000	728,000	0	0	
	1	役員等従行動費	728,000		728,000	728,000	728,000	0	0	
							支部長 16,000円×12ヶ月×1人 副支部長 8,000円×12ヶ月×1人 会計 8,000円×12ヶ月×1人 執行委員 4,000円×12ヶ月×7人 監査 4,000円(年額)×2人			
2	旅費	(小計)	1,465,000	18,900	1,483,900	1,483,900	1,426,900	57,000	0	
	1	大会旅費	400,000	△ 1,500	398,500	398,500	365,500	33,000	0	
	2	研修旅費	610,000	5,900	615,900	615,900	609,900	6,000	0	
	3	会議旅費	455,000	14,500	469,500	469,500	451,500	18,000	0	
							0	食糧費飲食費等は自主財源	0	
3	活動費	(小計)	352,000	0	352,000	342,000	342,000	0	10,000	
	1	青年部	134,000		134,000	134,000	134,000	0	地域活動	0
	2	女性部	134,000		134,000	134,000	134,000	0	地域活動	0
	3	老人部	74,000		74,000	74,000	74,000	0	地域活動	0
	4	研修会費	10,000		10,000	0	0	0	地域での人権学習会等 中止	10,000
4	事務局費	(小計)	180,000	39,499	219,499	219,499	51,100	168,399	0	
	1	事務消耗品等	180,000	39,499	219,499	219,499	51,100	168,399	0	
5	慶弔費	(小計)	10,000	0	10,000	10,000	0	10,000	0	
	1	慶弔費	10,000	0	10,000	10,000	0	10,000	0	
6	地協負担金	(小計)	216,000	0	216,000	216,000	0	216,000	0	
	1	地協負担金	216,000	0	216,000	216,000	0	216,000	0	
					0	0			0	
7	予備費	(小計)	60,957	△ 58,399	2,558	0	0	0	2,558	
	1	予備費	60,957	△ 58,399	2,558	0	0	0	2,558	
合 計		3,011,957	0	3,011,957	2,999,399	2,548,000	451,399		12,558	

収入済額 3,011,953 円 - 支出済額 2,999,399 円 = 12,554 円(繰越金)

令和7年04月02日 上記のとおり、相違ないと認めます。

会計監査

会計監査

飯塚人権擁護委員協議会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、飯塚人権擁護委員協議会と称する。

第2条 本会は、事務所を福岡法務局飯塚支局内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、人権擁護事業に関する能率的運営と組織的活動の促進を図り、もって真に平和と自由を愛する民主的地域社会の確立に努めることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝に関する事項
- (2) 民間に於ける人権擁護活動の助長に関する事項
- (3) 人権擁護委員の職務に関し、必要な資料及び情報の収集
- (4) 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表
- (5) 人権擁護上必要がある場合に関係機関に対し意見を述べる事
- (6) 人権擁護委員相互の連絡及び総合計画の樹立に関する事項
- (7) その他目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第5条 本会は、福岡法務局飯塚支局管内の人権擁護委員をもって組織する。

第4章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長 1人
副会長 2人以内
常務委員 13人以内
事務局長 1人
監 事 2人

第7条 常務委員は、各地区に属する人権擁護委員の互選とする。

2 常務委員は、原則として飯塚市から7人以内、嘉麻市から4人以内、桂川町から1人とする。ただし、会長を選出した市町からは、新たに1人常務委員を選出することができる。

3 会長及び副会長は、常務委員会において選出する。

4 事務局長は、本会に所属する人権擁護委員の中から選出し、常務委員会の意見を聞いて会長が指名する。

なお、事務局長は常務委員を兼任することができるものとする。

5 監事は、常務委員会において選任する。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

3 副会長が会長の職務を行う順位は、会長の指名又は常務委員会で定める。

4 常務委員及び事務局長は、常務委員会を組織し、会務の執行にあたる。

5 監事は、本会の会計を監査する。

第9条 本会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに当該役員が選任されるまでの間、その職務を行う。

第10条 本会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、常務委員会の推薦により会長が総会に諮ってこれを委嘱する。

3 顧問は、重要な事項につき会長の諮問に応じる。

第5章 会 議

第11条 本会の会議は、総会及び常務委員会とする。

第12条 本会の会議は会長が招集し、会議の際は会長が議長となる。ただし、会議の時期及び方法については、福岡法務局飯塚支局と協議しなければならない。

第13条 総会は、毎年1回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

第14条 常務委員会は、必要に応じて開催する。

第15条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければこれを開催することができない。

第16条 会議の議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条 会議に出席することができない者は、あらかじめ通知された事項につき、その会議の出席者に議決を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。

第18条 会長は、特別の事情があるときは、文書をもって常務委員の意見を求め、その会議に代えることができる。

第19条 常務委員会は下記の事項を処理する。

- (1) 本会の任務を遂行するために必要な事項の企画立案及び実施に関する事項
- (2) 総会に附議すべき事項
- (3) 総会から附託された事項

(4) その他会長において必要と認めた事項

第20条 総会には下記の事項を附議する。

- (1) 会則の変更に關する事項
- (2) 収支の予算及び決算に關する事項
- (3) 事業計画に關する事項
- (4) 財産の処分に關する事項
- (5) その他本会の運営についての重要な事項

第21条 福岡法務局飯塚支局長及びその指定する職員は、本会の会議に出席して意見を述べることができる。

第22条 本会が関係機関に対して述べる意見は、総会の意図に基づくものでなければならない。

第23条 本会の会議の議事は、これを記録しなければならない。

第6章 部 会

第24条 本会に同和問題専門部会、高齢者・障がい者問題専門部会、男女共同参画部会、こどもの人権専門部会を設ける。

2 委員は、各地区委員の互選により同和問題専門部会、高齢者・障害者問題専門部会、男女共同参画部会及びこどもの人権専門部会のいずれかの部会に所属するものとする。

3 各部会の部会長または部会長の指定する者は、常務委員会に出席することができる。

第7章 会 計

第25条 本会の会計は福岡法務局飯塚支局管内の市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

3 本会の予算及び決算は、毎年総会にこれを報告して承認を得なければならない。

第8章 事 務 局

第26条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局の規定は、別にこれを定める。

第9章 会則の変更

第27条 本会の会則を変更しようとするときは、総会における出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この会則は、昭和28年 5月20日から施行する。
 この会則は、昭和62年 6月19日から施行する。
 この会則は、昭和63年 5月13日から施行する。
 この会則は、平成 元年 5月30日から施行する。
 この会則は、平成 4年 5月20日から施行する。
 この会則は、平成 4年11月12日から施行する。
 この会則は、平成 9年 5月23日から施行する。
 この会則は、平成11年 5月21日から施行する。
 この会則は、平成13年 5月18日から施行する。
 この会則は、平成15年 5月23日から施行する。
 この会則は、平成16年 5月21日から施行する。
 この会則は、平成19年 5月11日から施行する。
 この会則は、平成21年 5月15日から施行する。
 この会則は、令和 3年 4月23日から施行する。
 この会則は、令和 4年 4月27日から施行する。
 この会則は、令和 6年 4月26日から施行する。

令和6年度収支決算書

収入の部

単位：円

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
①前年度繰越金	44,552	44,552	0	
②助成金	飯塚市	827,000	827,000	0
	嘉麻市	232,000	232,000	0
	桂川町	86,000	86,000	0
③雑 収 入	1,000	137	△ 863	預金利息
合 計	1,190,552	1,189,689	△ 863	

支出の部

項 目		予算額	決算額	増 減	摘 要
①啓発活動費	(1)活動費	710,000	748,766	△ 38,766	人権の花啓発活動(5校)・人権作文コンテスト 審査・表彰(18校1,740編)・各種人権啓発活動 人権擁護委員の日・人権週間啓発活動 など
	(2)部会費	100,000	85,973	14,027	各部会啓発活動
	(3)諸謝金	30,000	5,000	25,000	研修会時講師謝礼
	小 計	840,000	839,739	261	
②会議費	(1)総会費	20,000	18,920	1,080	総会準備経費
	(2)会議費	42,000	42,618	△ 618	常務委員会その他各種会議経費
	小 計	62,000	61,538	462	
③研修費	(1)研修費	100,000	100,823	△ 823	三地区合同・県連総会・各種研修
	(2)図書資料費	10,000	3,270	6,730	参考図書等
	(3)人権ふくおか費	20,000	18,110	1,890	
	(4)人権のひろば費	7,000	6,737	263	
	小 計	137,000	128,940	8,060	
④事務費	(1)通信費	46,000	7,540	38,460	連絡用切手
	(2)事務用品費	50,000	69,170	△ 19,170	事務用品・プリンター・インク等
	小 計	96,000	76,710	19,290	
⑤負担金		45,000	43,530	1,470	県連負担金
⑥予備費		10,552	0	10,552	
合 計		1,190,552	1,150,457	40,095	

収入額 支出額 差引残額
 1,189,689円 - 1,150,457円 = 39,232円

令和7年4月7日 監査の結果、上記のとおり相違ないことを確認しました

監事

監事

福岡県隣保館連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、福岡県隣保館連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条 この会は、同和問題をはじめとする様々な人権課題の速やかな解決を期するため、県内の隣保館相互の有機的連携を強化し、もって隣保事業の充実発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 隣保事業に関する連絡調整
- 二 隣保事業に関する調査研究
- 三 隣保事業担当職員の研修
- 四 そのほか目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 この会は、原則として福岡県内の隣保館をもって組織し、全国隣保館連絡協議会に加盟する。

2 この会の運営を円滑に進めるため、地域ブロックを設ける。

3 地域ブロックに関する事項は、別に定める。

(役 員)

第5条 この会に、次の役員をおく。

- 一 会 長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 理 事 若干名
- 四 監 査 2名

2 会長は各地域ブロック会長の中から互選により選出し、総会で承認する。

3 副会長は各ブロック会長とし、各地域ブロックの推薦により選出し、総会で承認する。

4 理事及び監査は、各地域ブロックの推薦により選出し、総会で承認する。

5 理事及び監査は、兼ねることができない。

(役員の職務)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、会務の執行を決定する。

4 監査は、会計及び会務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。役員に欠員が生じた場合は補充することができる。この場合において、補充された者の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員の再任は、これを妨げない。

(部 会)

第8条 この会には、第2条の目的を達成するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、理事会の議決を経て、設置するものとする。

(顧 問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、特定事項について会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するために事務局をおく。

2 事務局は会長の指定するところに置く。

3 事務局に、事務局長その他の職員をおき、会長が任命する。

(会 議)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会並びに役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、第4条に規定する隣保館の代表者をもって構成し、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び予算の決定に関する事項
- 二 事業報告及び決算の承認に関する事項
- 三 その他総会で承認すべき事項

3 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を議決する。

- 一 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 二 総会に付議すべき事項
- 三 そのほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 役員会は、会長及び副会長で構成し、会の執行すべき事項を企画・立案する。

(会議の開催)

第12条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

3 理事会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(議決等)

第13条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席により成立し、議事は、別にこの会則で規定するもののほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面評決)

第14条 会議が開催不能と予測される場合、書面をもって表決することができる。

2 書面評決は、会議の構成員の過半数の同意をもって決する。

(経 費)

第15条 この会の経費は、分担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(分担金)

第16条 第4条に規定する隣保館は、毎年度総会の決定するところにより、分担金を納入しなければならない。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第18条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ変更することができない。

(委任)

第19条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、昭和46年6月25日から施行する。

一部改正

昭和47年8月30日	平成15年5月 9日
昭和48年5月18日	平成20年5月 9日
昭和50年5月15日	平成22年4月23日
昭和52年5月13日	平成26年4月28日
昭和54年5月11日	平成29年4月28日
平成 元年4月25日	2020年4月28日
平成 3年4月23日	2021年5月14日
平成12年6月 1日	

福岡県隣保館連絡協議会運営要項

第1条 この要項は、福岡県隣保館連絡協議会会則（以下「会則」という）第19条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

第2条 会則第4条第3項に規定する地域ブロックに関する事項は、別表1のとおりとする。

第3条 この要項は、理事会の議決を経て改正することができる。

2 要項を改正した場合は、直近の総会において報告するものとする。

附 則

この要項は、平成29年4月28日から施行する。

2024年度福岡県隣保館連絡協議会一般会計及び特別会計収支決算 (2024. 4. 1～2025. 3. 31)

1 一般会計

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	増減額	備考
1 市町村分担金	5,100,000	70,000	5,170,000	5,170,000	0	館長のみ4館×5万 指導職員配置71館×7万
2 県補助金	1,910,000	0	1,910,000	1,910,000	0	福岡県補助金
3 雑収入	698	△ 215	483	483	0	預金利息
4 繰越金	394,302	0	394,302	394,302	0	前年度繰越金
収 入 合 計	7,405,000	69,785	7,474,785	7,474,785	0	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	予算残額	備考
1 負担金	3,600,000	10,000	3,610,000	3,610,000	0	全隣協負担金、九プロ負担金、 研修負担金
2 旅費	670,000	55,000	725,000	684,974	40,026	理事会、女性代表者会議 研修・委員会への参加(宿泊費等)
3 報償費	80,000		80,000	0	80,000	研修会講師謝金
4 消耗品費	30,000		30,000	9,635	20,365	文具等
5 通信運搬費	50,000		50,000	38,884	11,116	郵送料、インターネット通信料 九プロより40,514円入金
6 使用料及び賃借料	150,000		150,000	26,106	123,894	事務局管理費及び研修会場代 九プロより12,000円入金
7 事務局費	2,810,000		2,810,000	2,700,984	109,016	事務局賃金、通勤費、社会保険料、 雇用保険料、退職金積立
8 繰出金	10,000		10,000	10,000	0	特別会計へ
予備費	5,000	4,785	9,785	0	9,785	
支 出 合 計	7,405,000	69,785	7,474,785	7,080,583	394,202	

収入合計 7,474,785円 - 支出合計 7,080,583円 = 394,202円 翌年度へ繰越

2 運営調整基金特別会計

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	増減額	備考
1 前期繰越金	747,127	0	747,127	747,127	0	前年度繰越金
2 積立金	10,000	0	10,000	10,000	0	一般会計より
3 雑収入(利息等)	873	△ 658	215	215	0	預金利息
収 入 合 計	758,000	△ 658	757,342	757,342	0	

(支出の部)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	予算残額	備考
1 繰出金	1,000	0	1,000	0	1,000	
2 積立金	757,000	△ 658	756,342	0	756,342	
支 出 合 計	758,000	△ 658	757,342	0	757,342	

収入合計 757,342円 - 支出合計 0円 = 757,342円 翌年度へ繰越

嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会会則

改正 1983年7月11日
改正 1987年7月3日
改正 2006年8月31日
改正 2011年9月26日

(名称及び設置)

第1条 この会は、嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会（略称「嘉飯桂隣保館連絡協議会」）と称し事務局を会長出身の隣保館内に置く。

(目的)

第2条 この会は、同和対策審議会答申の精神に基づき、人権・同和問題のすみやかな解決を期するため、嘉麻市・飯塚市・桂川町の隣保館相互の有機的連携を強化し、もって隣保館事業の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 隣保館事業に関する連絡調整
- (2) 隣保館事業に関する調査研究
- (3) 隣保館職員の研修
- (4) その他の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 この会は、嘉麻市・飯塚市・桂川町の隣保館をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 監査 2名

2 会長・副会長及び監査は、会の中から互選により選任する。

3 書記は会長が任命する。

(役員の職務)

第6条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監査はこの会の会計及び会務を監査する。

4 書記は会議の記録を行い、本会の会計及び事務を取り扱うものとする。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(会議)

第8条 この会議は、会長が招集し会長がその議長となる。

(会費)

第9条 この会の経費は、会費をもって支弁するものとする。

2 前項の会費は、1館あたり年額1万円とする。

(会則の変更)

第10条 この会則は、6館の過半数の同意がなければ変更することができない。

付 則

この会則は、1979年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、1983年7月11日から施行する。

付 則

この会則は、1987年7月3日から施行する。

付 則

この会則は、2006年8月31日から施行する。

付 則

この会則は、2011年4月1日から施行する。

2024年度嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会決算書

収 入				(単位:円)
項 目	予算額	決算額	予算残額	備 考
繰越金	100,253	100,253	0	前年度繰越金
分担金	60,000	60,000	0	各館負担金(10,000円×6館)
補助金	48,000	48,000	0	県隣協補助金(8,000円×6館)
雑収入	1,000	57	943	預金利息等
収入合計	209,253	208,310	943	

支 出				(単位:円)
項 目	予算額	決算額	予算残額	備 考
会議費	5,000	0	5,000	
研修費	180,000	93,340	86,660	福岡県人権研究所50周年記念事業チケット代 6000円 九プロ女性職員研修会参加旅費13,800円/2名 筑豊ブロック研修会資料作成費12,000円 九プロ隣保館職員研修会参加旅費 30,000円/3名 九プロ隣保館職員研修会参加旅費 22,540円/1名 全隣協ブロック統一学習会参加費補助10,000円/1人
需用費	5,000	0	5,000	
役務費	5,000	0	5,000	
交際費	3,000	0	3,000	
予備費	11,253	0	11,253	
支出合計	209,253	93,340	115,913	

収入合計 208,310円 支出合計 93,340円 次年度繰越金 114,970円

補助金交付団体の役員の活動状況(人件費、出勤、業務内容)について

人権・同和政策課

- 1. 人 件 費・・・別添の部落解放同盟飯塚市協議会決算書を参照
- 2. 出勤状況・・・下記の部落解放同盟飯塚市協議会役員出勤表を参照
- 3. 業務内容・・・下記の部落解放同盟飯塚市協議会相談事業報告及び別添の活動報告を参照

○部落解放同盟飯塚市協議会役員出勤表(2024年度)

【常勤役員】 (単位:日)		
	書記長	財務委員長
4月	22	22
5月	21	20
6月	20	19
7月	12	22
8月	0	16
9月	0	18
10月	0	22
11月	0	19
12月	0	19
1月	0	19
2月	0	17
3月	0	21
計	75	234

※勤務時間 8:30～17:00

【非常勤役員】 (単位:日)		
	委員長	副委員長
4月	22	0
5月	21	0
6月	19	0
7月	17	0
8月	9	0
9月	19	0
10月	22	0
11月	20	0
12月	18	0
1月	18	0
2月	17	0
3月	21	0
計	223	0

※令和6年度は副委員長空席

○部落解放同盟飯塚市協議会相談事業報告(2024年度)

(単位:件)		
	相 談 項 目	相 談 件 数
1	就労相談	112
2	教育相談	43
3	生活相談	48
4	農業・商業相談	21
5	その他	3
合 計		227

電算入力業務の委託先一覧(5年間)

税務課

○実績推移

(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
委託料	3,586,000	3,025,000	3,025,000	3,403,400	2,936,054
	うち消費税相当額 326,000	うち消費税相当額 275,000	うち消費税相当額 275,000	うち消費税相当額 309,400	うち消費税相当額 266,914
委託先	株式会社 有明ねっこむ 筑豊営業所	株式会社 有明ねっこむ 筑豊営業所	株式会社 有明ねっこむ 筑豊営業所	株式会社 有明ねっこむ 筑豊営業所	NDSデータソリューションズ 株式会社

契約方法 指名競争入札

業務概要 給与支払報告書等に記載された情報を、指定したレイアウト通りにデータパンチし、光学メディア等の記録媒体に格納して納品する。

○入札結果

(単位:円)

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
業者名	金額	結果	業者名	金額	結果	業者名	金額	結果
株式会社有明ねっとこむ 筑豊営業所	3,260,000	落札	株式会社有明ねっとこむ 筑豊営業所	2,750,000	落札	株式会社有明ねっとこむ 筑豊営業所	2,750,000	落札
株式会社ムサシ 福岡支店	5,252,000		株式会社キューブス 飯塚支店		辞退	株式会社ムサシ 福岡支店	5,905,000	
			NDSデータソリューションズ 株式会社		無効	SCSKサービスウェア株式会社	3,300,000	
			株式会社オーイーシー 福岡支社	3,059,000				
			株式会社オオバ 九州支店		辞退			
			西鉄情報システム株式会社		辞退			
			株式会社日本インシーク 九州支店		辞退			
			株式会社BCC		辞退			
			株式会社ムサシ 福岡支店		辞退			
			株式会社メディアクリエート		辞退			
令和5年度			令和6年度					
業者名	金額	結果	業者名	金額	結果			
株式会社有明ねっとこむ 筑豊営業所	3,094,000	落札	NDSデータソリューションズ 株式会社	2,669,140	落札			
SCSKサービスウェア株式会社 北九州センター	4,420,000		日本通信紙株式会社 福岡支店		辞退			
NDSデータソリューションズ 株式会社		辞退	株式会社ムサシ 福岡支店	3,814,000				
日本通信紙株式会社 福岡支店		辞退						
株式会社ムサシ 福岡支店	3,710,000							

社会福祉施設の維持補修の実績

社会・障がい者福祉課

(単位:円)

年度	施設名	維持補修費	内訳	維持補修内容
令和4年度	庄内保健福祉 総合センターハーモニー	227,040	55,000	脱衣室排水修繕
			33,000	給湯ボイラー修繕
			41,800	浴室出入口アルミ戸、戸車取替修繕
			20,680	ボイラー室内煙突点検口修繕
			17,600	網戸、戸車取替修繕
			58,960	各所床修繕
	穂波福祉 総合センター	1,448,700	497,200	集熱ポンプ修繕
			462,000	ボイラー室無圧ヒーター修繕
			489,500	ろ過装置集毛器フランジ部分取替修繕
	小 計	1,675,740		
令和5年度	庄内保健福祉 総合センターハーモニー	597,300	180,400	厨房排水グリストラップ修繕
			37,400	調理室オートヒンジ取替修繕
			30,800	男子浴室アルミ戸取替修繕
			11,000	排水管詰まり直し修繕
			238,700	トップライト内塗装修繕
			99,000	ロールスクリーン修繕
	穂波福祉 総合センター	1,789,480	412,500	脱衣所系統空調室外機インバーター修繕
			499,400	北玄関外側・内側自動扉開閉装置修繕
			298,100	浴室照明器具修繕
			260,480	自動制御機器修繕
			319,000	駐車場外灯修繕
	小 計	2,386,780		
令和6年度	庄内保健福祉 総合センターハーモニー	948,200	30,800	戸車取替
			155,100	ろ過装置修繕
			563,200	ろ過器用循環ポンプ修繕
			199,100	浴槽排水修繕
	穂波福祉 総合センター	3,027,640	394,460	研修室系統空調室内機分解洗浄修繕
			331,980	研修室系統ドレンポンプ交換修繕
			449,900	トレーニングルーム系統高所空調室内機分解洗浄及びドレンポンプ交換修繕
			229,900	1階ホール奥照明器具修繕
			366,300	共同受信用ブースター修繕
			726,000	小浴槽用残留塩素計取替修繕
			529,100	プレート式熱交換器修繕
	小 計	3,975,840		

【備考】 穂波福祉総合センター:令和4年度から令和8年度までの基本協定により、施設の維持補修に関し、1件あたりの見積額で対応を区別。
20万円未満の場合は指定管理者の負担、20万円以上は飯塚市の負担で実施。

社会福祉施設の維持補修の実績(参考)

(単位:円)

年度	施設名	維持補修費	内訳	維持補修内容
令和4年度	筑穂保健福祉 総合センター	751,870	25,300	男性ロッカー・シャワー室換気扇取替修繕
			137,500	冷温水配管補給水取替修繕
			253,000	オイルポンプ取替修繕
			24,090	男性シャワー室ガス給湯器リモコン不良取替修繕
			5,280	女子トイレ漏水修繕
			302,500	浄化槽ロータリーブロワー取替修繕
			4,200	健康増進室男子トイレタンク漏水修繕
令和5年度	筑穂保健福祉 総合センター	17,216,860	12,100,000	空調機器一式取替修繕
			76,890	健康増進室エアロバイクサドル修繕
			26,400	事務所蛍光灯修繕
			33,000	運動室漏電換気用湿度スイッチ交換修繕
			330,000	浄化槽ロータリーブロワー1基取替修繕
			133,100	ろ過装置タイムスイッチ取替修繕
			106,700	運動室床下シロッコファン取替修繕
			275,000	正面自動ドア取替修繕
			1,970	マキタチェーンソー(テンション)修繕
			3,300	非常用放送機器取替修繕
			3,960,000	多目的ホールエアコン取替修繕
			143,000	多目的ホール収納扉ダンパー取替修繕
			27,500	機械室給湯配管漏水緊急修繕
			66,000	男子浴槽系統給湯配管漏水緊急修繕
令和6年度	筑穂保健福祉 総合センター	5,796,494	100,000	機械室排水ポンプ取替修繕
			132,000	和室畳表替
			1,287,000	多目的ホールエアコン改修工事
			1,078,000	玄関庇ガラス廻りシーリング修繕
			23,100	機械室給湯配管漏水修繕
			1,640,000	排水設備修繕(桜の木伐採抜去含む)
			88,000	第2会議室漏水修繕
			275,000	外灯(14本)補修(再塗装)
			96,800	機械室給湯配管漏水修繕(男子浴槽系統)
			132,000	機械室給湯配管漏水修繕(男子浴槽系統)
			338,000	ボイラー室減圧弁取替工事
			45,000	ロビーホール椅子清掃
			68,200	機械室安全弁取替修繕(男子浴槽系統)
			30,800	AEDバッテリー交換
			198,000	男子浴場薬注装置取替修繕
			14,894	血圧計新規取替
			29,700	女子シャワー室換気扇修繕
			154,000	ボイラー室漏水修繕

【備考】 修繕費は筑穂保健福祉総合センター運営費補助金に含まれており、修繕は補助金及び積立金で対応。

社会福祉施設の維持補修の実績(参考)

(単位:円)

年度	施設名	維持補修費	内訳	維持補修内容
令和4年度	忠隈住民センター	68,200	68,200	忠隈住民センター浴室内照明器具漏電修繕
令和5年度	忠隈住民センター	360,800	360,800	忠隈住民センター浴槽ろ過循環ポンプ取替修繕
令和6年度	忠隈住民センター	298,100	298,100	忠隈住民センター浴槽ろ過循環塩素注入器取替修繕

※忠隈住民センターの維持修繕は、2款・1項・4目の「総務費 総務管理費 財産管理」

原油価格・物価高騰対策事業の成果について

臨時特別給付金対策室
調整給付臨時対策室

		生活応援臨時対策室				臨時特別給付金対策室	
		①令和5年度飯塚市 住民税均等割のみ課 税世帯臨時特別給付 金 (R5繰越分)	②令和5年度飯塚市 低所得者の子育て世 帯への加算給付金 (R5繰越分)	③令和6年度飯塚市 住民税非課税世帯等 臨時特別給付金	④令和6年度飯塚市 低所得者の子育て世 帯への加算給付金	⑤住民税非課税世帯 等臨時特別給付金	⑥低所得者子育て世 帯等臨時特別給付金
支給額		1世帯あたり10万円	令和5年度飯塚市住 民税非課税世帯等臨 時特別給付金(7万 円)及び①の給付金 (10万円)の支給対象 世帯のうち、18歳以 下の子ども1人あたり5万 円	1世帯あたり10万円	③の給付金(10万円) の支給対象世帯のう ち、18歳以下の子ども 1人あたり5万円	1世帯あたり3万円	⑤の給付金(3万円)対 象世帯のうち、18歳以 下の子ども1人あたり2 万円
令和6年度	支給件数	464件	161件	2,267件	476件	19,100件	2,744件
	支給額計	46,400,000円	8,050,000円	226,700,000円	23,800,000円	573,000,000円	54,880,000円
令和7年度	給付金繰越額					49,710,000円	1,900,000円

①～②について
基準日:令和5年12月1日
申請期限:令和6年5月10日

↑非課税 32件
均等割 129件

↑非課税 334件
均等割 142件

③～④について
基準日:令和6年6月3日
申請期限:令和6年9月10日

⑤～⑥について
基準日:令和6年12月13日
申請期限:令和7年4月30日

※決算書の給付金額
住民税均等割のみ課税世帯等臨時特別給付金……①のみ 46,400,000円
低所得者子育て世帯等臨時特別給付金……②と④と⑥の合算 86,730,000円
住民税非課税世帯等臨時特別給付金……③と⑤の合算 799,700,000円

		調整給付臨時対策室
		⑦定額減税補足給付金(調整給付(当初調整給付))
支給額		所得税分の定額減税可能額(一人につき3万円)から、令和6年分の推計所得税額を差し引いた額と、個人住民税分の定額減税可能額(一人につき1万円)から令和6年度分の個人住民税所得割額を差し引いた額との合計額を、1万円単位で切上げた額
令和6年度	支給件数	20,724件
	支給額計	900,240,000円

⑦について

基準日:令和6年6月3日

申請期限:令和6年10月31日

長寿祝金・敬老祝品の実績推移及び事務代行手数料の内容

高齢者支援課

長寿祝金・敬老祝品の実績推移

	令和4年度(長寿祝金)					
1人あたりの 支給(相当)額	77歳	88歳	99歳	100歳以上		
	8,000円	15,000円	20,000円	30,000円		
支給者数	77歳	88歳	99歳	100歳	101歳以上	合計
	1,007人	828人	111人	79人	123人	2,148人
実績	長寿祝金					
	28,756,000円					

	令和5年度(敬老祝品)					
1人あたりの 支給(相当)額	77歳	88歳	99歳	100歳以上		
	6,000円	10,000円	15,000円	20,000円		
支給者数	77歳	88歳	99歳	100歳	101歳以上	合計
	1,623人	860人	91人	78人	122人	2,774人
実績	敬老祝品					
	23,703,000円					

	令和6年度(敬老祝品)					
1人あたりの 支給(相当)額	77歳	88歳	99歳	100歳以上		
	6,000円	10,000円	15,000円	20,000円		
支給者数	77歳	88歳	99歳	100歳	101歳以上	合計
	2,059人	858人	93人	69人	120人	3,199人
実績	敬老祝品					
	26,109,000円					

事務代行手数料の内容

・飯塚市敬老祝品支給事業に係る事務の一括代行利用料	4,586,681円
・飯塚市敬老祝品支給事業管理システム保守料金	154,000円
・カタログ配送料及び勸奨通知郵送料、受取人払後納料金	797,549円
合計	5,538,230円

シルバー人材センター補助金の実績推移

高齢者支援課

(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
シルバー人材センター運営費補助金	8,800,000	8,800,000	8,800,000	8,800,000	10,400,000
(うち会員数の増加等による加算分) ※1	－	－	－	－	(1,600,000)
地域活性化環境事業費補助金	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
シルバーサポート事業費補助金	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
デジタル利用促進事業費補助金 ※2	－	－	－	2,000,000	－
フリーランス新法就業環境整備促進事業費補助金 ※3	－	－	－	－	1,000,000
合計	11,700,000	11,700,000	11,700,000	13,700,000	14,300,000

※1 ア.会員数の増加割合に応じた加算額 1,200,000円 イ.女性会員数の増加割合に応じた加算額 400,000円 合計 1,600,000円(ア+イ)

※2 シルバー人材センターの効率的な業務運営を図るため、デジタル化推進事業に対する補助金

※3 フリーランス新法に係る事務処理体制の整備に対する補助金

老人クラブ連合会活動推進事業費補助金の実績推移

高齢者支援課

(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
老人クラブ連合会活動推進事業費補助金(A+B)	9,334,784	9,388,528	9,223,328	8,910,728	8,573,304
高齢者社会活動推進等事業((1)+(2)+(3))…A	7,483,184	7,536,928	7,371,728	7,059,128	6,721,704
(1)老人クラブ助成事業 (単位クラブ数×5,000円×12月)	5,520,000	5,400,000	5,280,000	4,920,000	4,620,000
(2)飯塚市老人クラブ連合会活動促進事業 (ア+イ+ウ)	1,098,184	1,075,928	1,051,728	1,015,128	977,704
ア.連合会活動助成(支部数5×100,000円)	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
イ.会員助成(加入会員数×72円)	230,184	215,928	199,728	187,128	169,704
ウ.支部クラブ助成(単位クラブ数×4,000円)	368,000	360,000	352,000	328,000	308,000
(3)健康づくり事業	865,000	1,061,000	1,040,000	1,124,000	1,124,000
老人クラブ活動推進員設置事業 …B	1,851,600	1,851,600	1,851,600	1,851,600	1,851,600
単位クラブ数(4月1日時点)	92	90	89	82	77
会員数(4月1日時点)	3,197	2,999	2,830	2,599	2,357

※令和元年度、令和2年度は老人クラブ助成補助金

児童発達支援給付費の実績推移 放課後デイサービス給付費の推移と見通し

社会・障がい者福祉課

○給付費の決算額

(単位:円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい児通所支援	児童発達支援給付費	305,649,702	336,270,704	448,167,714	505,675,997	530,949,361	607,381,554
	放課後等デイサービス給付費	462,364,876	522,784,694	597,620,518	699,829,359	882,972,828	1,079,449,821
	保育所等訪問支援	0	0	1,497,058	7,044,417	6,626,684	5,076,773

○年間利用人数

(単位:人)

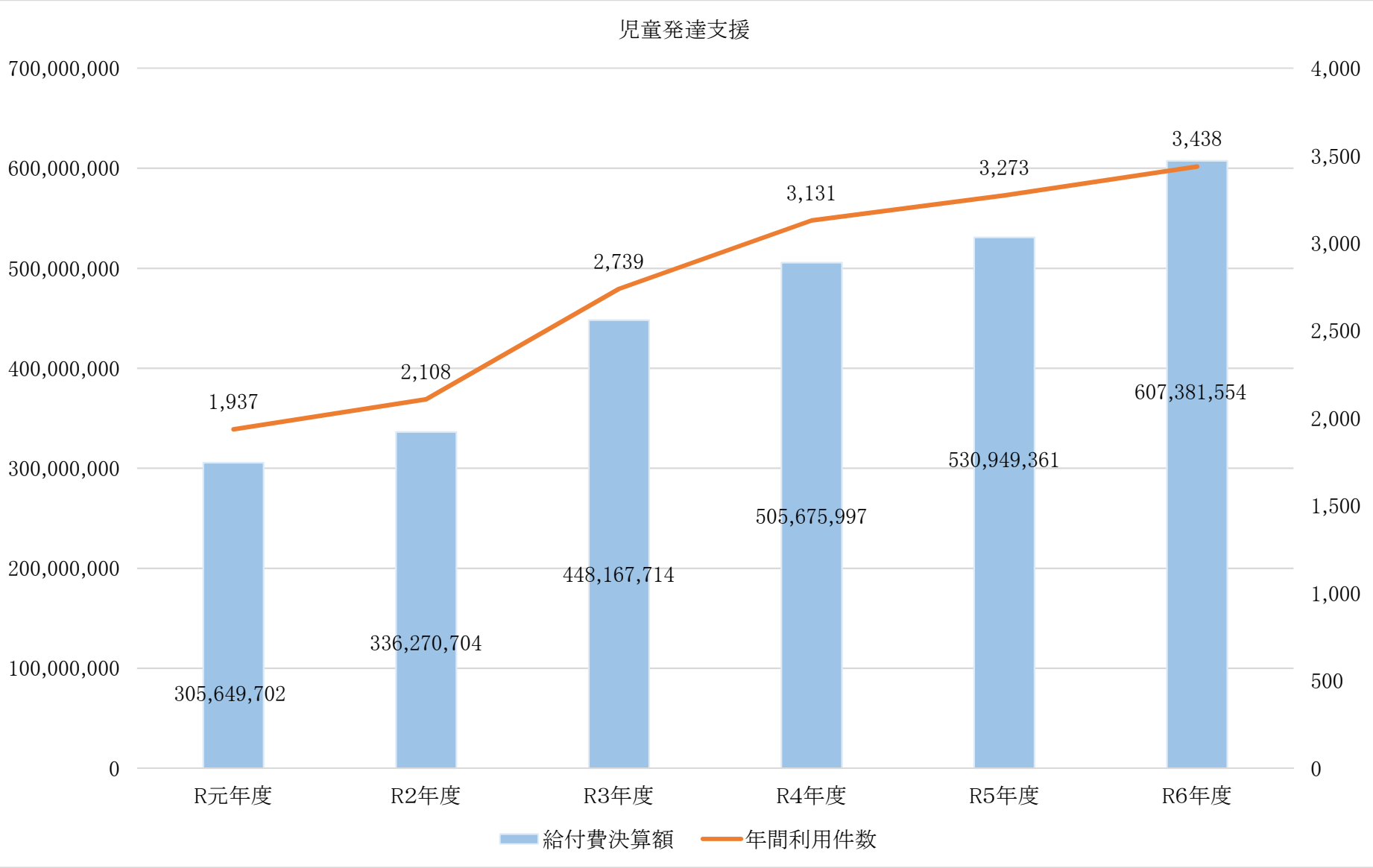
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい児通所支援	児童発達支援給付費	1,937	2,108	2,739	3,131	3,273	3,438
	放課後等デイサービス給付費	4,806	4,949	5,273	6,361	7,502	8,398
	保育所等訪問支援	0	0	39	112	174	153

○年間実利用人数

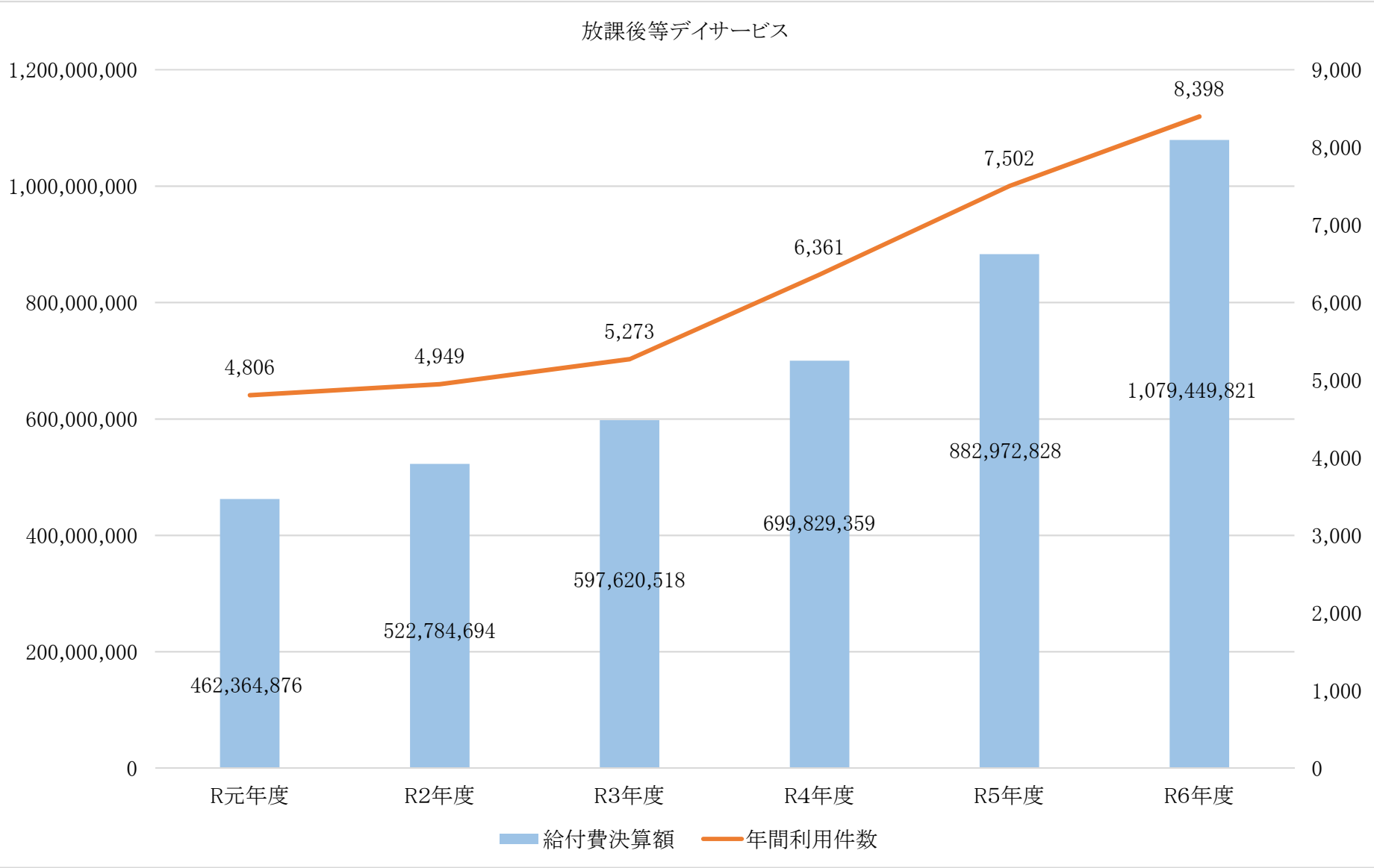
(単位:人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい児通所支援	児童発達支援給付費	176	197	246	265	287	301
	放課後等デイサービス給付費	317	336	394	460	543	596
	保育所等訪問支援	0	0	12	24	30	32

児童発達支援給付費の実績推移



放課後等デイサービス給付費の推移と見通し



基幹相談支援センター運営事業委託料の推移

社会・障がい者福祉課

(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基幹相談支援センター 運営事業委託料	55,441,407	64,225,985	71,359,905	73,439,405	87,109,000

サン・アビリティーズいづか指定管理委託料の推移及び改修工事実績

社会・障がい者福祉課

年度	指定管理委託料 (うち修繕料)	サン・アビリティーズいづか管理費 (直接経費)		維持補修費及び工事請負費内訳
		需用費	工事請負費	
令和2年度	20,875,299円 (1,041,218円)	781,000円	37,400,000円	(維持補修) バスケット台修繕(2箇所) (維持補修) 車いす専用駐車場敷アスファルト修繕 (維持補修) 自動火災報知設備受信機修繕 (工事) 外壁及びプール屋根防水改修工事
令和3年度	20,849,359円 (1,045,540円)	495,000円	0円	(維持補修) サン・アビリティーズいづか研修室ドア取替修繕
令和4年度	22,128,297円 (1,090,410円)	385,000円	12,366,200円	(維持補修) サン・アビリティーズいづかろ過ポンプ修繕 (工事) サン・アビリティーズいづか電気設備改修工事
令和5年度	22,287,868円 (1,099,810円)	488,400円	5,393,300円	(維持補修) サン・アビリティーズいづか体育館面格子塗装 修繕 (工事) サン・アビリティーズいづかアリーナ照明改修工事
令和6年度	21,341,065円 (1,058,065円)	308,000円	1,298,000円	(維持補修) 身体障がい者用トイレ便器取替修繕 (工事) FRPプール槽内塗替え工事

【備考】

平成28年度から令和2年度までの基本協定では、1件あたりの見積額が10万円未満の場合は指定管理者の負担、10万円以上は飯塚市の負担で実施。
令和3年度から令和7年度までの基本協定では、1件あたりの見積額が20万円未満の場合は指定管理者の負担、20万円以上は飯塚市の負担で実施。

集会所等整備事業の実績と計画

人権・同和政策課

(単位:千円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	合計
集会所等整備事業費	32,070	13,430	8,931	7,463	30,267	18,942	3,430	3,057	19,595	3,342	6,036	146,563
(内訳)												
低環境集会所整備事業費	8,640	4,679			9,924							23,243
集会所整備事業費	23,430		8,763	4,304	14,405	12,587			19,595	3,342	6,036	92,462
低環境集会所移譲事業費					5,938	3,048		3,057				12,043
集会所移譲事業費		8,751	168	3,159		3,307	3,430					18,815

※計画については、地元調整が必要となるため、年次計画の作成をしていない。

保育士確保対策事業費関係の実績(助成金・補助金・貸付金)推移

保育課

保育士確保対策事業にかかる利用状況(5年間)

・概要

事業名	内容	対象
飯塚市保育士修学資金貸付金事業	修学に必要な資金を貸付 貸付金額:1人あたり月額50,000円。 ただし、福岡県保育士修学資金貸付対象者は20,000円とする。	保育士養成施設に修学する学生で、市内の私立保育所等で常勤保育士として勤務しようとする学生
飯塚市保育士生活資金貸付事業	生活に必要となる資金の貸付 貸付金額:採用1年目20,000円、採用2年目15,000円、採用3年目10,000円	保育士養成施設を卒業後、2年以内に市内の私立保育所等に常勤保育士として新規採用され、すでに勤務している者
飯塚市保育士就職緊急支援金事業	就職準備金(10万円)、引っ越し費用(上限20万円)として助成金を交付	常勤保育士として市内の私立保育所等に新規採用される保育士

・保育士確保対策事業の貸付状況

令和7年3月末日現在

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計	備考
修学資金貸付件数	7	2	3	5	4	21	
生活資金貸付件数	10	7	6	3	4	30	
緊急支援金貸付件数	30	29	18	17	27	121	

保育体制強化事業等にかかる事業実施状況

・概要

事業名	内容	要件	補助基準額
保育体制強化事業	「保育支援者の配置及び散歩等の児童の園外活動時の見守り等」に要する費用の一部を補助	保育士資格を有していない者で、以下の業務を行う。 ・設備・遊具等の清掃 ・給食の配膳等 ・寝具の用意等 ・外国人保護者の通訳等 ・園外活動の見守り等	保育支援者 1か所当たり月額 10万円(年額 120万円) 園外活動の見守り等 1か所当たり月額 4.5万円(年額 54万円) スポット支援員の配置 1か所当たり月額 4.5万円(年額 54万円) ※上記は合算可
保育補助者雇用強化事業	「保育補助者の雇上げ」に必要な費用の一部を補助	保育士資格を有していない者で、保育に関する40 時間以上の実習(県子育て支援員研修または各園での実習)を受けた者	定員121名未満 1か所当たり年額 2,338,000円 定員121名以上 1か所当たり年額 4,676,000円

・事業実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
保育体制強化事業	5	5	6	16
保育補助者雇用強化事業	7	8	10	25

児童虐待防止関連事業の内容について

こども家庭課

○乳児家庭全戸訪問事業費

1 目的

- ①生後4か月までの乳児の養育状況の把握
赤ちゃんすくすく元気訪問員が訪問し、乳児の健康状態チェックを行う、また、子育て支援に関する情報提供等を行う
- ②児童虐待の未然防止
家庭での養育状況や母親の状況を把握し、乳児家庭の孤立を防ぎ、行政や地域社会資源をつなぐファーストタッチの機会を設ける

2 事業費(令和6年度：決算額)

- 人件費(8,260千円) ※事務事業評価シートから
正職員：0.15人 会計年度任用職員：2.05人
 - 報償費(660千円)
出産祝品料 660,000円
 - 需用費(211千円)
消耗品費 1,126円 燃料費 95,219円 修繕料 114,169円
 - 役務費(112千円)
通信運搬費 52,216円 自動車損害共済 23,952円
自動車賠償責任保険料 35,080円
 - 公課費(14千円)
自動車重量税 13,200円
- 事業費 合計：9,255千円

3 実績

①訪問件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問対象者	658件	620件	575件
訪問件数	642件	614件	565件
訪問率	97.6%	99.0%	98.3%

- ②令和5年2月から伴走型相談支援の実施
(令和7年4月から妊婦等包括相談支援事業へ)
国の制度改正により、妊産婦に寄り添った支援を実施
- ③未来の地域人財応援事業との連携(令和7年3月終了)
第3子以降の出産時に10万円を支給する未来の地域人財応援事業の申請案内と受付を訪問の際に実施

○子ども家庭総合支援拠点運営事業費

(令和7年度当初予算から「こども家庭センター運営事業費(児童福祉機能)」に予算を統合)

1 目的

飯塚市内に居住する子ども及びその家庭並びに妊産婦の福祉に関する実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等を行う

具体的には「子ども家庭支援員」や「虐待対応専門員」等の専門職員を配置し、以下の業務を行う

- ①子ども家庭支援全般に係る業務(実情の把握、情報の提供、相談等)
- ②要保護児童及び要支援児童並びに特定妊婦への支援
- ③関係機関との連絡調整(要保護児童対策地域協議会、児童相談所等)

2 事業費(令和6年度：決算額)

- 人件費(25,094千円) ※事務事業評価シートから
正職員：0.35人 任期付職員：1.10人 会計年度任用職員：4.90人
- 報酬(1,685千円)
子ども家庭総合支援員報酬 1,685,000円
- 旅費(480千円)
費用弁償 88,040円 普通旅費 391,790円
- 需用費(144千円)
消耗品費 143,648円
- 役務費(186千円)
通信運搬費 185,857円
- 負担金補助及び交付金(115千円)
研修講習会負担金 114,400円

事業費 合計：27,704千円

3 実績

①子どもや子育てに関する情報提供・相談件数

社会福祉士の資格を有する子ども家庭支援員と、医師、心理担当支援員、弁護士、スーパーバイザー(SV)という専門職を配置し、国が定める基準より強化した体制で、多様化する児童虐待への対応や支援が必要とされる児童やその家族へより専門的な見地からのアドバイスを生かしたサポートを実施

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待相談	2,912件	3,297件	2,763件
その他の養護相談	1,465件	1,437件	1,584件
育成相談等	176件	283件	87件
合計	4,553件	5,017件	4,434件

②要支援児童・要保護児童・特定妊婦への支援人数

(年度末時点)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要保護児童	141世帯(255人)	136世帯(259人)	109世帯(233人)
要支援児童	35世帯(56人)	46世帯(103人)	52世帯(98人)
特定妊婦	42人	53人	46人

③各種研修への参加

児童福祉司資格認定通信課程・西日本こども研修センターあかしの研修および虐待防止学会等に参加し、より専門的な知識の習得を実施

○支援対象児童等見守り強化事業費

1 目的

- ①特に支援が必要な児童や特定妊婦の支援
主任児童委員や市が委託した訪問員が、生活必需品（飲食物や日用品）を携えて訪問することで、支援対象者を見守りを強化する
- ②地域社会から孤立しがちな子育て世帯の支援
主任児童委員や市が委託した訪問員が、生活必需品（飲食物や日用品）を携えて訪問することで、孤立しがちな子育て世帯の見守りを強化する
- ③児童虐待の未然防止
状況の把握や飲食物及び日用品（生活必需品）の提供を通じて、見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見及び早期対応を図る

2 事業費(令和6年度：決算額)

- 人件費(2,928千円) ※事務事業評価シートから
正職員：0.25人 会計年度任用職員：0.26人
- 委託料(2,853千円)
支援対象児童等見守り強化事務委託料 2,852,578円
- 負担金補助及び交付金(274千円)
支援対象児童等見守り強化事業費補助金 273,278円

事業費 合計：6,054千円

3 実績

- ①令和4年度から訪問者に委託事業者を追加
主任児童委員（R3年度～）
エフコープ生活協同組合（R4年度～）
※プロポーザル方式により業者選定
- ②訪問頻度
主任児童委員 → 月1回程度
エフコープ生活協同組合 → 週1回程度

訪問者	件数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
主任児童委員	対象件数	14世帯 (25人)	19世帯 (31人)	11世帯 (24人)
	延べ訪問件数	116回	155回	97回
委託業者	対象件数	8世帯 (16人)	19世帯 (28人)	21世帯 (47人)
	延べ訪問件数	64回	555回	617回

○子どもの居場所づくり支援事業費

1 目的

子どもたちに無料または低廉で食事や地域住民との交流の場を定期的に提供することにより、子どもたちの居場所づくりをすすめ、子どもたちが健全で安心して過ごせる環境を充実させる。支援が必要な子どもがいた場合、行政等の必要な支援につなげ、子どもが健やかに育成される環境整備を促進する

- ①市内で子ども食堂を実施している団体に子ども食堂にかかる経費の一部を補助
- ②子ども食堂の立ち上げや運営のための情報提供・助言・相談等の支援を行うコーディネーターを配置

2 事業費(令和6年度：決算額)

●人件費(1,629千円) ※事務事業評価シートから
正職員：0.20人

●委託料(770千円)
子どもの居場所づくり業務委託料 770,000円

●負担金補助及び交付金(1,514千円)
子どもの居場所づくり支援事業費補助金 1,514,000円

事業費 合計：3,913千円

3 実績

子どもの居場所づくり支援事業費補助金

子ども食堂補助金の交付		令和4年度	令和5年度	令和6年度
開設・拡充費 補助金交付	団体数	5団体	4団体	7団体
	金 額	333千円	265千円	761千円
運営費 補助金交付	団体数	5団体	4団体	7団体
	金 額	550千円	690千円	753千円

子ども食堂の利用	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用児童数	421人	1,418人	1,218人
支援につなげた児童数	7人	9人	4人

子どもの居場所づくり業務委託（コーディネーター業務）

委託事業者：NPO法人いるか

〔コーディネーター業務の主な活動実績〕

（こども食堂を実施している団体または実施検討中の人）

- ①ネットワーク構築 3団体
- ②物資提供 12回
- ③情報提供、相談対応 17回
- ④研修会開催 2回

○ヤングケアラー支援事業費

1 目的

- ①ヤングケアラーや支援対象児童等がいる家庭の支援
登録したヘルパーを派遣し、家庭において生活支援や育児支援を行う
- ②児童虐待の未然防止
家庭が抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施することにより、ヤングケアラーや支援対象児童等の日常生活における負担を軽減し、子どもらしく生きる権利を回復し、子どもが自身の持つ能力を最大限発揮できるように支援する

2 事業費(令和6年度：決算額)

- 人件費(2,919千円) ※事務事業評価シートから
正職員：0.10人 会計年度任用職員：0.80人
 - 需用費(162千円)
消耗品費 62,598円 燃料費 39,201円 修繕料 59,543円
 - 役務費(155千円)
通信運搬費 125,395円 自動車賠償責任保険料 17,540円
自動車損害共済分担金 11,976円
 - 委託料(487千円)
ヤングケアラー世帯日常生活支援事業委託料 486,500円
 - 公課費(7千円)
自動車重量税 6,600円
- 事業費 合計：3,730千円**

3 実績

相談対応件数

対象者区分		相談経路	
社会人	1件	基幹相談支援センター	1件
高校生	1件	高等学校	1件
中学生	3件	中学校	3件
小学生	2件	小学校	2件
合計	7件	合計	7件

ヤングケアラー世帯日常生活支援事業委託料

	令和5年度	令和6年度	委託事業者
登録者数	3人	2人	飯塚市シルバー人材センター
実利用者数	3人	2人	
延べ派遣件数	75件	123件	飯塚市社会福祉協議会
利用時間	147時間	245時間	一般社団法人 家庭教育研究機構

啓発活動

保育施設、小学校、中学校、高校、特別支援学校、自治会
民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会
少年サポートセンター など

○要保護児童対策地域協議会費

1 目的

児童福祉法に規定する要保護児童、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、飯塚市要保護児童対策地域協議会を設置し、必要な情報の交換を行う場として、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し、各関係機関が連携を取りながら要保護児童等に対する支援に努められるように事務の調整をする

また、児童虐待は、社会全体で解決すべき問題であるため、市民等に対して児童虐待防止のポスター掲示、講演会等で啓発し、児童虐待防止に関する深い関心と理解が得られるように取り組みを推進することにより、その充実と定着を図る

2 事業費(令和6年度：決算額)

●人件費(13,251千円) ※事務事業評価シートから
正職員：0.40人 任期付職員：0.5人 会計年度任用職員：2.10人

●報償費(172千円)
託児謝礼金 11,494円
虐待防止講演会講師謝礼金 100,000円
要保護児童対策地域協議会委員謝礼金 60,300円

●需用費(241千円)
消耗品費 115,563円 印刷製本費 125,400円

●役務費(21千円)
通信運搬費 2,100円 手話通訳派遣手数料 18,000円

事業費 合計：13,685千円

3 実績

①会議回数

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
代表者会議	3回	1回	1回
実務者会議	8回	8回	10回
個別ケース検討会議	54回	46回	46回

②進行管理件数

(年度末時点)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要保護児童	141世帯(255人)	136世帯(259人)	109世帯(233人)
要支援児童	35世帯(56人)	46世帯(103人)	52世帯(98人)
特定妊婦	42人	53人	46人

③その他講演会

区分	令和6年度
講演会	日時：令和7年1月31日 18時30分～20時30分 会場：のがみプレジデントホテル 4階 主催：飯塚市 共催：飯塚病院小児虐待防止委員会 演題：アタッチメントの理解と支援 ～虐待・ネグレクトを受けたこどもたちを中心として～ 講師：山梨県立大学大学院人間福祉学研究科 西澤 哲 特任教授 参加者数：223名

○こども家庭センター運営事業費（令和6年度から実施）

1 目的

子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」を設置し、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を図る。

①サポートプラン作成事業

支援の必要度が高い妊産婦・こども及びその家庭を中心に当該支援対象の課題と解決のための支援内容を模索・提示するサポートプランの作成

②こどもの権利擁護啓発事業

こどもの命や生活を守るために、こどもが自ら相談する力、SOSを発信する力の育成を図ることを目的に、保育所及び認定こども園でこどもワークショップを実施する。併せて、保育士に対して、こどもの権利とこどもの理解、暴力被害や不適切な養育環境又は発達特性を持つこどもの発見や理解、その効果的な対処方法等について研修を実施することで、こどもワークショップの効果を高める。

③通話音声分析・モニタリングシステム構築事業

電話対応や記録業務の効率化等を図るため、通話内容のリアルタイム文字表示機能や対応記録の閲覧・視聴機能を搭載したシステムを導入

2 事業費（令和6年度：決算額）

●人件費（11,679千円） ※事務事業評価シートから
正職員：0.52人 任期付職員：0.40人 会計年度任用職員：1.50人

●需用費（101千円）
消耗品費 57,880円 燃料費 42,616円

●委託料（8,335千円）
通話音声分析・モニタリングシステム構築委託料 7,322,810円
こどもの権利擁護啓発事業委託料 1,012,000円

●使用料及び賃借料（1,502千円）
通話音声分析・モニタリングシステム利用料 1,501,500円

事業費 合計：21,617千円

3 実績

①サポートプラン作成事業
サポートプラン（支援プラン）作成件数 114件

②こどもの権利擁護啓発事業
（委託事業者：特定非営利活動法人にじいろキャップ）
こどもワークショップ実施回数 28回
気になる児童の報告数 131人
保育職員ワークショップ実施回数 5回

③通話音声分析・モニタリングシステム構築事業
（委託事業者：西日本電信電話株式会社北九州支店）
音声認識システムを活用した通話件数 7,003件

児童クラブ運営等委託料の実績推移

学校教育課

児童クラブ 運営等委託料	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	274,030,945円			285,615,960円			308,795,095円		

児童クラブ運営状況(3年間)

学校教育課

児童 クラブ名	令和4年度(4月1日)							令和5年度(4月1日)							令和6年度(4月1日)								
	児童数 ()内障がい児数			支援員等数				児童数 ()内障がい児数			支援員等数				児童数 ()内障がい児数			支援員等数					
	1～3年	4～6年	合計	支援員	補助	合計	1～3年	4～6年	合計	支援員	補助	合計	1～3年	4～6年	合計	支援員	補助	合計					
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
二瀬	74 (4)		74 (4)	4	1	5	58 (1)		58 (1)	4	1	5	82 (1)		82 (1)	5	1						
幸袋	116 (3)	38 (2)	154 (5)	3	4	7	113 (2)	33	146 (2)	4	4	8	121 (3)	44 (1)	165 (4)	5	3						
立岩	210 (3)	72 (1)	282 (4)	8	5	13	208 (4)	89	297 (4)	10	4	14	209 (4)	95 (3)	304 (7)	11	4						
飯塚東	133 (1)	54 (1)	187 (2)	5	3	8	123 (1)	59	182 (1)	5	3	8	111 (1)	49	160 (1)	5	4						
飯塚	49	21	70	4		4	58	14	72	4	1	5	55 (2)	12	67 (2)	4							
菰田	39	21	60	3		3	42	20	62	3		3	48	19	67	3							
鯰田	59 (3)	15	74 (3)	4	1	5	51 (1)	18 (1)	69 (2)	4	2	6	51 (1)	25 (2)	76 (3)	4	2						
片島	106 (4)	39 (2)	145 (6)	5	3	8	110 (3)	56 (1)	166 (4)	7	5	12	128	65 (3)	193 (3)	7	3						
飯塚鎮西	157 (2)	57	214 (2)	6	2	8	166	65 (1)	231 (1)	5	3	8	161 (1)	60 (1)	221 (2)	6	3						
伊岐須	39	50 (1)	89 (1)	3	3	6	31 (1)	61	92 (1)	4	2	6	24	66 (2)	90 (2)	5	2						
高田	17 (1)	10	27 (1)	3		3	12	10 (1)	22 (1)	3		3	16	9	25	3							
棕本	91 (2)	17	108 (2)	3	1	4	105	25 (2)	130 (2)	3	2	5	93	30 (2)	123 (2)	4	2						
穂波東	160 (6)	37 (3)	197 (9)	7	1	8	165 (6)	59 (3)	224 (9)	6	2	8	174 (2)	59 (5)	233 (7)	6	2						
若菜	94 (1)	21 (1)	115 (2)	5	1	6	91 (3)	24	115 (3)	5	2	7	89 (4)	25 (1)	114 (5)	5	1						
庄内	155 (4)	49	204 (4)	6	2	8	167 (3)	53 (3)	220 (6)	6	5	11	157 (2)	73 (3)	230 (5)	5	4						
穎田	51 (7)	25 (2)	76 (9)	2	2	4	55 (6)	18 (3)	73 (9)	3	2	5	46 (4)	19 (2)	65 (6)	3	2						
上穂波	56 (2)	14	70 (2)	4	1	5	49 (2)	18	67 (2)	3	2	5	51 (1)	19 (1)	70 (2)	3	2						
大分	55	20	75	3	2	5	49	23	72	4	1	5	51	21	72	3	2						
内野	14	7	21	2	1	3	13	6	19	2	1	3	9 (1)	9	18 (1)	3							
合 計	1,675 (43)	567 (13)	2,242 (56)	80	33	113	1,666 (33)	651 (15)	2,317 (48)	85	42	127	1,676 (27)	699 (26)	2,375 (53)	90	37						

※()内障がい児数は、障がい者手帳を所持している児童・特別支援学級に在籍している児童が対象。

※「支援員等数」の内、法令による支援員を「支援員」、支援員補助を「補助」と表記。(令和7年3月末の支援員等数:133名)

児童クラブ遊戯室におけるエアコンの設置状況がわかるもの

学校教育課

①遊戯室にエアコン無し

No	施設
1	二瀬
2	立岩
3	飯塚東
4	菰田
5	鯉田
6	片島
7	棕本
8	若菜
9	上穂波
10	大分
11	庄内

②遊戯室無し

No	施設
1	伊岐須
2	高田
3	内野

③遊戯室にエアコン有り

No	施設
1	幸袋
2	飯塚
3	飯塚鎮西
4	穂波東
5	穎田

産後ケア事業の3年間の内容がわかるもの

こども家庭課

(単位:人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(実人数)	186	180	193
利用者数(延べ人数)	329	351	393
(内訳)ショートステイ(母子の宿泊)	24	56	92
(内訳)デイケア(母子の日帰り利用)	74	106	110
(内訳)デイケア(母乳育児相談)	143	127	140
(内訳)アウトリーチ(居宅訪問によるケア)	88	62	51

ふくおか県央環境広域施設組合負担金の実績推移及び根拠

環境対策課

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	金額	金額	金額	金額	金額
議会及び総務に関する経費	39,358	48,854	76,505	83,451	86,862
火葬場費	49,086	52,205	74,398	72,366	72,762
ごみ処理費	1,470,102	1,495,359	1,660,565	1,624,583	1,728,259
し尿処理費	516,701	503,008	540,534	648,721	657,239
公債費(汚泥再生処理センター分)	32,570	—	—	—	—
令和2年～令和6年度 負担額	2,107,817	2,099,426	2,352,002	2,429,121	2,545,122

※ふくおか県央環境広域施設組合条例第15条別表による飯塚市の負担割合により算出(人口割は当該年度の前年度の9月末日現在の住民基本台帳による数)

		合計額	合計額	合計額	合計額	合計額
負担金	環境対策課	1,842,249	1,846,826	2,060,778	2,103,348	2,194,818
	環境整備課	23,518	31,880	42,761	44,824	45,082
	環境センター	242,050	220,720	248,463	280,949	305,222
	合計	2,107,817	2,099,426	2,352,002	2,429,121	2,545,122

大目	中目	小目	細目	環境対策課	文書管理番号	シテ
保存期間	5年	公開区分	①	否	開示年月日	令和6年4月1日
保存期限	5年9月	否理由	8条	項	シテ	令和6年4月1日
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長

6ふ環広組第4号
令和6年4月1日

飯塚市長 武井政一様

福岡県飯塚市楽市728番地1
ふくおか県央環境広域施設組合
組合長 武井政一

令和6年度負担金の請求について(1期)

ふくおか県央環境広域施設組合の令和6年度1期負担金を下記のとおり請求しますので
納入して頂くようお願い致します。

記

1. 納付書 負担金納付書(1枚)
2. 納入期限 令和6年4月30日(火)

令和6年度 負担金 割当明細書			
(単位:千円)			
納入期別	負担金割当額 (予算現額)	1期 請求額	納付残額
1期(4月)	622,522	622,522	1,941,643
2期(7月)	622,522		
3期(10月)	622,522		
4期(1月)	622,521		
5期(3月)	74,078		
計	2,564,165		



○令和6年度 負担金明細書

区分	予算額	納入期別割当額				
		1期(4月)	2期(7月)	3期(10月)	4期(1月)	5期(3月)
飯塚市	2,564,165	622,522	622,522	622,522	622,521	74,078

区分	予算額	納入期別割当額				
		1期(4月)	2期(7月)	3期(10月)	4期(1月)	5期(3月)
議会・総務費	86,862	21,715	21,715	21,715	21,717	0
火葬場費	72,986	17,358	17,358	17,358	17,356	3,556
ごみ処理費	1,742,109	423,989	423,989	423,989	423,988	46,154
し尿処理費	662,208	159,460	159,460	159,460	159,460	24,368
合計	2,564,165	622,522	622,522	622,522	622,521	74,078

大分県中分小分		環境対策課		文書管理番号		シテ-2番	
保存期間	5年	公開区分	可	寄附年月日	6年7月2日	寄附者	
保存期限	15年	寄附理由	8条	寄附品名	決裁	6年7月2日	
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係

6ふ環広組第193号
令和6年7月1日

飯塚市長 武井 政一 様

福岡県飯塚市楽市728番地1

ふくおか県央環境広域施設組合

組合長 武井 政一



令和6年度負担金の請求について(2期)

ふくおか県央環境広域施設組合の令和6年度2期負担金を下記のとおり請求しますので
納入して頂ようお願い致します。

記

1. 納付書 負担金納付書(1枚)
2. 納入期限 令和6年7月31日(水)

令和6年度 負担金 割当明細書 (単位:千円)			
納入期別	負担金割当額 (予算現額)	2期 請求額	納付残額
1期(4月)	622,522	622,522	1,319,121
2期(7月)	622,522		
3期(10月)	622,522		
4期(1月)	622,521		
5期(3月)	74,078		
計	2,564,165		



○令和6年度 負担金明細書

区分	予算額	納入期別割当額				
		1期(4月)	2期(7月)	3期(10月)	4期(1月)	5期(3月)
飯塚市	2,564,165	622,522	622,522	622,522	622,521	74,078

区分	予算額	納入期別割当額				
		1期(4月)	2期(7月)	3期(10月)	4期(1月)	5期(3月)
議会・総務費	86,862	21,715	21,715	21,715	21,717	0
火葬場費	72,986	17,358	17,358	17,358	17,356	3,556
ごみ処理費	1,742,109	423,989	423,989	423,989	423,988	46,154
し尿処理費	662,208	159,460	159,460	159,460	159,460	24,368
合 計	2,564,165	622,522	622,522	622,522	622,521	74,078

供覧

大分県(中)分(中)分(中)分		環境対策課		文書管理番号 17-3番	
保存期間	5年	公開区分	③	否	年月日 供覧 6年10月2日
保存期限	12ヶ月	理由	③	否	年月日 決裁 6年10月2日
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐

飯塚市長 武井 政一 様

6ふ環広組第323号
令和6年10月1日

福岡県飯塚市築市728番地1
ふくおか県央環境広域施設組合
組合長 武井 政

令和6年度負担金の請求について(3期)

ふくおか県央環境広域施設組合の令和6年度3期負担金を下記のとおり請求しますので
納入して頂くようお願い致します。

記

1. 納付書 負担金納付書(1枚)
2. 納入期限 令和6年10月31日(木)

令和6年度 負担金 割当明細書			
(単位:千円)			
納入期別	負担金割当額 (予算現額)	3期 請求額	納付残額
1期(4月)	622,522	622,522	696,599
2期(7月)	622,522		
3期(10月)	622,522		
4期(1月)	622,521		
5期(3月)	74,078		
計	2,564,165		



○令和6年度 負担金明細書

【構成市町別】

(単位:千円)

区分	予算額	納入期別割当額				
		1期(4月)	2期(7月)	3期(10月)	4期(1月)	5期(3月)
飯塚市	2,564,165	622,522	622,522	622,522	622,521	74,078

区分	予算額	納入期別割当額				
		1期(4月)	2期(7月)	3期(10月)	4期(1月)	5期(3月)
議会・総務費	86,862	21,715	21,715	21,715	21,717	0
火葬場費	72,986	17,358	17,358	17,358	17,356	3,556
ごみ処理費	1,742,109	423,989	423,989	423,989	423,988	46,154
し尿処理費	662,208	159,460	159,460	159,460	159,460	24,368
合 計	2,564,165	622,522	622,522	622,522	622,521	74,078

飯塚市長 武井政一様

ふくおか県中央環境広域施設組合
組 合 長 武 井 政 一

ふくおか県央環境広域施設組合の令和6年度4期負担金を下記のとおり請求しますので納入して頂こうお願い致します。

2. 納入期限 令和7年1月31日(金)

第 号
-7.1.16
環境政策課

(單位：千円)

区分	予算額	納入期別割当額				
		1期（4月）	2期（7月）	3期（10月）	4期（1月）	5期（3月）
議会・総務費	86,862	21,715	21,715	21,715	21,717	0
火葬場費	72,986	17,358	17,358	17,358	17,356	3,556
ごみ処理費	1,732,648	423,989	423,989	423,989	423,988	36,693
し尿処理費	662,208	159,460	159,460	159,460	159,460	24,368
合 計	2,554,704	622,522	622,522	622,522	622,521	64,617

大分県小国町(5)		環境対策課		入部番号 27-6	
保存期間	5年	公開区分	公開	年月日	27年5月7日
保存期限	27年5月	否理由	8条	項	27年5月7日
市長	副市長	部長	次長	課長	係長

6ふ環広組第612号
令和7年3月31日

飯塚市長 武井 政 一 様

福岡県飯塚市案市728番地1
ふくおか県央環境広域施設組合
組合長 武井 政

令和6年度負担金の請求について(5期)

ふくおか県央環境広域施設組合の令和6年度5期負担金を下記のとおり請求しますので
納入して頂くようお願い致します。

記

1. 納 付 書 負担金納付書(1枚)
2. 納 入 期 限 令和7年5月16日(金)

令和6年度 負担金 割当明細書			
(単位:円)			
納入期別	負担金割当額	5期 請求額	納付残額
1期(4月)	622,522,000	55,034,507	0
2期(7月)	622,522,000		
3期(10月)	622,522,000		
4期(1月)	622,521,000		
5期(3月)	55,034,507		
計	2,545,121,507		



○令和6年度 負担金明細書

【構成市町別】

(単位:千円)

区分	予算額	納入期別割当額				
		1期(4月)	2期(7月)	3期(10月)	4期(1月)	5期(3月)
飯塚市	2,545,121,507	622,522,000	622,522,000	622,522,000	622,521,000	55,034,507

区分	予算額	納入期別割当額				
		1期(4月)	2期(7月)	3期(10月)	4期(1月)	5期(3月)
議会・総務費	86,862,000	21,715,000	21,715,000	21,715,000	21,717,000	0
火葬場費	72,762,212	17,358,000	17,358,000	17,358,000	17,356,000	3,382,212
ごみ処理費	1,728,258,473	423,989,000	423,989,000	423,989,000	423,988,000	32,303,473
し尿処理費	657,238,822	159,460,000	159,460,000	159,460,000	159,460,000	19,398,822
合 計	2,545,121,507	622,522,000	622,522,000	622,522,000	622,521,000	55,034,507

農業物価高騰対策支援金の成果

農林振興課

1. 農業物価高騰対策支援事業の概要

円安や国際情勢に伴う物価高騰による農業経営への影響を軽減し、営農の継続を支援するため、農業者又は畜産業者に対し令和5年1月から令和5年12月までの農業収入額に応じて1万円から100万円の支援金を支給するもの。

【支援額】

○農業者:1万円～100万円

○畜産業者:2万円～100万円

※令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象事業

2. 予算計上に至るまでの経緯

- ①令和4年7月に福岡嘉穂農政連及び福岡嘉穂農業協同組合の連名により、生産資材の高騰に対して市の支援を求める要望書が提出。
- ②以後、その他関係団体からも要望書が提出される中、農業者へ聞き取りを実施。
- ③物価高騰の高止まりが継続、早急な経営支援に向けて支援策の実施を検討。
- ④検討の結果、令和6年9月市議会定例会において補正予算を上程。

3. 事業の実績

単位:千円

区 分		申請件数	交付金額	
農業者	予算計上時	1,138	30,050	…①
	実 績	562	10,580	…②
畜産業者	予算計上時	23	10,420	…③
	実 績	23	11,520	…④
実績の合計	－	585	22,100	…⑤(②+④)
申請率	－	－	50.4%	…⑥(②+④)／(①+③)
予算計上金額	－	－	40,470	…⑦(①+③)
執行率	－	－	54.6%	…⑧(⑤／⑦)

4.事業の評価

農業者及び畜産業者に対し、本事業の評価について聞き取りを行った際の主な回答は以下のとおり

- ①1万円であっても支援していただくことはありがたい。(小規模農業者)
- ②少額の支援金のために書類をそろえて申請に行くのが面倒だと感じた。(小規模農業者)
- ③物価高騰により今後の営農に不安を感じていたので、支給のタイミングとしては非常に良かった。(認定農業者)
- ④前年の収入額に応じて支援金額を算出しているのは公平で良いと思う。(認定農業者)
- ⑤申請手続きが煩雑でなかったのが良かった。(認定農業者)
- ⑥法人として収入の無い時期に支援金の支給があったので助かった。(農業生産法人)
- ⑦金額云々ではなく、市が農業従事者に支援を実施したこと自体を評価している。(畜産業者)
- ⑧時期的にまとまった支払が必要であったため、支援金は助かった。(畜産業者)

農村環境整備事業(中畑ため池しゅんせつ工事)に関わる土砂処分について

農業土木課

工事名	中畑ため池しゅんせつ工事	
契約日	令和6年8月7日	
工期	令和6年8月8日～令和7年2月28日	
受注業者	住所	飯塚市筑穂元吉453番地3
	氏名	瓜生組 瓜生 誉一郎
請負額	¥29,497,600	

建設発生土受入業者	住所	飯塚市伊岐須907番地1
	氏名	有限会社中尾建設 代表取締役 渡辺 学
	受入地住所	飯塚市筑穂元吉872番地33の一部
土砂処分量	1,640m ³	

建設発生土の種類	一軸圧縮強度 (現場目標強度)	搬出土砂固化材配合量
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの)	40kN/m ²	90kg/m ³

※中畑ため池のしゅんせつ土砂は第4種建設発生土(第4種改良土)に改良するため、一軸圧縮試験により固化材配合量を決定した。

各種団体補助金の内訳推移

商工観光課

○筑豊地区中小企業団体連合会補助金 (単位:円)

交付先	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
筑豊地区中小企業団体連合会	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000

- 1.交付先:筑豊地区中小企業団体連合会
- 2.概要:筑豊地区中小企業団体連合会が行う中小企業の振興及び経営の安定に寄与することを目的とする経費等に対する補助金
- 3.根拠:筑豊地区中小企業団体連合会補助金交付要綱

○小規模事業指導費補助金 (単位:円)

交付先	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飯塚商工会議所	3,755,000	3,755,000	3,755,000	3,755,000	3,755,000

- 1.交付先:飯塚商工会議所
- 2.概要:飯塚商工会議所が実施する小規模事業の振興と安定を目的とする経営改善普及事業に要する経費に対する補助金
- 3.根拠:飯塚市小規模事業指導事業費補助金交付要綱

○商業団体事業費補助金 (単位:円)

交付先	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飯塚市商店街連合会	537,000	537,000	537,000	551,776	718,120

- 1.交付先:商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織等
- 2.概要:団体が商業の振興を図るために行う事業に関する経費に対する補助金
- 3.根拠:飯塚市商業団体事業費補助金交付要綱

○商工会事業費補助金 (単位:円)

交付先	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飯塚市商工会	14,366,540	14,366,540	14,366,540	14,366,540	14,366,540

- 1.交付先:飯塚市商工会
- 2.概要:飯塚市商工会が行う経営改善普及事業、市内商工業者の事業活動を促進するための事業に要する経費に対する補助金
- 3.根拠:飯塚市商工会事業費補助金交付要綱

筑前茜染協議会補助金

1. 交付根拠

飯塚市筑前茜染協議会補助金交付要綱

[以下抜粋]

(趣旨)

第1条 この告示は、筑前茜染の復活を図るとともに、茜染に関する地域の歴史・文化の継承及び茜染を活かした地域交流活動等を支援するため、予算の範囲内において飯塚市筑前茜染協議会(以下「協議会」という。)が行う事業等に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 筑前茜染の魅力発信及び知名度向上に寄与する事業
- (2) 筑前茜染に関する伝統文化の継承及び地域交流の推進に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業

2 補助の対象となる経費は、前項に掲げる事業に要する経費のうち市長が認めるものとする。

2. 手続き

筑前茜染協議会より申請 → 特産品・ふるさと応援課で審査・決定 → 概算払い → 筑前茜染協議会より実績報告・清算書提出 → 特産品・ふるさと応援課から補助金交付金額確定を通知

3. 実績

年度	交付額	備考
令和3年度	2, 839, 000円	
令和4年度	2, 975, 000円	不正引き出しにかかる補助金の過大交付があったため、令和6年度歳入に過大額760, 000円を返金
令和5年度	5, 016, 876円	
令和6年度	3, 945, 124円	

筑前茜染協議会公金外横領に関する資料

【事案】各種団体等現金(公金外)の横領にかかる事案の概要等

1. 対象者

経済部 課長補佐級 50歳代 男性 (職員 A)

2. 事案の概要

本市経済部に事務局を置く、飯塚市筑前茜染協議会(以下「協議会」という。)の準公金の会計事務において、課長補佐級職員 A(以下「職員 A」という。)が、令和4年度から令和5年度にかけて10件、①4,525,940円の不正な引き出しを行ったものであります。

その内訳については、令和4年度分は消耗品費42件のうちの5件(1,160,000円)で、令和5年度分は消耗品費40件のうちの4件(1,680,740円)と調査料1件(1,685,200円)の計5件(3,365,940円)であります。

不正引き出しの様態は、請求書を偽造、請求書を改ざん、請求とは違う発注を行って差額を生じさせることにより、協議会の通帳から現金を引き出したものであります。

引き出した金額①4,525,940円の使途については、事案発覚後の調査により、事業者への支払いが確認されたものが②1,909,370円、職員 A が「自宅に持ち帰り金庫で保管していた」と主張するものが③1,706,520円、職員 A が「協議会の活動のために別業者に支払った」と主張するものが④910,050円となっています。

なお、③1,706,520円と④910,050円は、職員 A から市へ返金済みであります。

① 不正引き出しの総額	10 件 4,525,940 円
② 事業者へ支払いが確認された額	1,909,370 円
③ 自宅に持ち帰り金庫で保管していたとされる額	1,706,520 円
④ 協議会の活動のために別業者に支払ったとされる額	910,050 円
②③④ 計	4,525,940 円

・返金された額

③ 自宅に持ち帰り金庫で保管していたとされる額	1,706,520 円
④ 協議会の活動のために別業者に支払ったとされる額	910,050 円
③④ 計	2,616,570 円

3. 事案の経過と状況

- (1) 令和6年2月から協議会の決算等の準備を行ったところ、領収書等の不備が発見される。
- (2) 不備について確認を行っていたところ、令和4年8月2日から令和6年2月2日までの間において、疑義のある10件4,525,940円の現金引き出しが判明する。4,525,940円うち1,909,370円については、事業者への支払いが確認される。
- (3) 令和6年2月26日、職員 A が10件の不正な引き出しを認める。
- (4) 令和6年2月27日、職員 A が自宅に保管していたとする1,706,520円を返金。引き続き、使途不明金について調査を行う。
- (5) 令和6年3月18日、職員 A が残りの910,050円を返金。(全額返金)
- (6) 令和6年3月29日、職員 A は「懲戒免職」、管理監督者である部長は「戒告」、課長級は「減給10分の1 2箇月」の処分を決定する。

飯塚市公金等取扱要領

現金(公金)の事務取扱要領

1. 公金等は、飯塚市公金等の保管に関する取扱基準に基づき保管すること。
2. 施設外において勤務時間外に徴収した公金は、原則として夜間金庫を利用すること。
3. 公金収納システムについて、疑義が生じた場合は速やかに改善すること。
4. 資金前渡などで公金を受領し、当日の支払いが困難な場合、所属長等名義の預金口座を作成し、金融機関に一時保管すること。
5. 預金口座の管理は、預金通帳と印鑑は別人が所持し、施錠出来る場所で保管すること。
6. 銀行等の払戻請求書への押印は決裁後、出納責任者がその都度行うこと。
7. 預金口座の残高確認を複数職員で行うこと。
8. 報酬、謝礼金等については、口座振替を利用すること。

各種団体等現金(公金外)事務取扱要領

1. 公金外の各種団体等の会計事務についても、公金の事務手続きに準じて取り扱うこととし、適正な事務処理を行うこと。
2. 印鑑と通帳はそれぞれ別の職員が管理し、施錠等により安全に保管すること。
3. 通帳印鑑とその他の文書等に使用する印鑑は、必ず別のものとする。
4. 支払いは、口座振替とし現金の取扱いが必要最小限とすること。
5. 支払い決裁は、事前に複数職員による決裁手続きをとること。
6. 事務担当者が出納責任者等の役割を明確にすること。
7. 銀行等の払戻請求書への押印は、決裁後出納責任者が1件ごとにその都度行うこと。
8. 出納状況は定期監査等によりのみ依存せず、その都度あるいは定期的に出納簿・通帳残高・決裁文書・領収書等により、複数職員で精算・点検を行うこと。
9. 適宜金融機関の預金残高証明書により通帳との照合を行うこと。
10. 各種団体等の現金取扱い事務については、他機関への移管等により職員の関与を廃止、又は軽減できないか検討すること。
11. 各種団体等について事業廃止や統合等、その必要性について検討すること。
12. 各種団体等における現金の取扱事務について疑義が生じた場合は速やかに改善すること。

企業誘致推進事業費の実績推移(5年間)

企業誘致推進課

○決算額

(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
報償費	0	0	309,320	0	0
旅費	240,440	797,320	1,693,620	1,897,102	1,908,560
交際費	73,612	75,608	118,323	170,481	168,912
需用費	595,854	480,599	468,921	73,000	181,198
役務費	529,083	16,770	974,444	19,489	51,478
使用料及び賃借料	7,870	2,540	1,361,741	473,870	1,386,607
計	1,446,859	1,372,837	4,926,369	2,633,942	3,696,755

貨物運送事業物価高騰対策支援金の成果

商工観光課

貨物運送事業物価高騰対策支援事業

運送事業を営むために必要な許認可、届出を行っている市内中小企業者等に対する燃料費支援を目的として、保有する車両(リースを含む)1台につき3万円を交付。

一般貨物自動車運送事業者 … 上限30万円 貨物軽自動車運送事業者 … 上限6万円

予算計上に至るまでの経緯

令和4年7月25日 公益社団法人福岡県トラック協会から「燃料価格高騰に関する要望書」受領

令和5年8月25日 福岡県トラック協会嘉飯山分会から「地方創生臨時交付金による運送事業者支援を求める陳情」受領

2024年問題を抱える運送事業者支援のため令和6年9月補正予算にて予算計上

運輸局届出種別		件数	申請台数	交付金額
一般貨物自動車運送業	法人	83	699	20,970,000
	個人	0	0	0
貨物軽自動車運送業	法人	6	11	330,000
	個人	48	63	1,890,000
一般貨物自動車運送業+ 貨物軽自動車運送業	法人	3	24	720,000
	個人	0	0	0
合計		140	797	23,910,000
予算計上金額				48,000,000
執行率				49.8%

サンビレッジ茜決算関係資料及び国・福岡県との協議状況

スポーツ振興課

1 サンビレッジ茜指定管理委託料決算額の推移(過去3年間)

年 度	指定管理委託料 決算額	備 考
令和4年度指定管理委託料	33,424,256 円	【当初契約額】 31,027,000円 【変更増額】 2,397,256円(コロナ影響額及び物価高騰分を増額)
令和5年度指定管理委託料	38,257,080 円	【当初契約額】 34,650,000円(物価高騰分を含む) 【変更増額】 3,607,080円(11月以降の停電影響額を増額)
令和6年度指定管理委託料	48,433,667 円	【当初契約額】 32,064,000円(物価高騰分を含む) 【変更増額】 16,369,667円(年間分の停電影響額を増額)

2 国・福岡県との協議状況

令和7年3月6日(木)、福岡県教育委員会 社会教育課とサンビレッジ茜の移譲に関する協議。詳細な資料の要求があり、メールにて資料送付を行い、検討いただくようお願いをした。

【説明内容】

サンビレッジ茜はオープンから約34年が経過し、大規模改修等が必要となっている。現在、指定管理で運営を行っているが、指定管理期間が満了となる令和7年度末をもって一時休止することと決定している。

先日、飯塚市議会において、「社会教育的要素が強い施設であることから、福岡県に移譲の相談を行ってみてはどうか」とのご意見をいただき、移譲についてご検討いただきたく、ご相談をさせていただくもの。

【資料内容】

・施設の経過 ・施設の概要 ・施設整備費用 ・施設の配置図、主な施設の説明及びその写真 ・現在までの工事等実績 ・現在までの利用者実績

【福岡県回答】

令和7年3月21日(金)、福岡県教育委員会 社会教育課長より連絡があり、「依頼の件については、現時点において社会教育施設の拡充や新規取得等の計画や予定はないため受けることはできない。」との回答。

※ なお、国とサンビレッジ茜の移譲に関する協議は行っていない。

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
利用料	13,272,750	25,980,890	△ 12,708,140
オアシスゾーン利用料	7,232,850	6,045,690	1,187,160
キャンプ場施設利用料	1,464,610	980,440	484,170
セントラルロッジ利用料	5,768,240	5,065,250	702,990
プレイゾーン利用料	4,950,540	19,108,070	△ 14,157,530
入場料	1,628,660	2,590,940	△ 962,280
スキー場関連施設利用料	3,321,880	16,517,130	△ 13,195,250
体育施設利用料	1,089,360	827,130	262,230
茜ドーム利用料	1,089,360	827,130	262,230
事業収入	6,585,354	3,698,700	2,886,654
イベント事業収入	0	0	0
イベント事業収入	0	0	0
スポーツ振興事業収入	0	1,245,090	△ 1,245,090
スポーツ大会収入	0	1,245,090	△ 1,245,090
野外体験活動事業収入	6,585,354	2,453,610	4,131,744
野外体験活動事業収入	6,585,354	2,453,610	4,131,744
会費収入	50,400	285,600	△ 235,200
会費収入	50,400	285,600	△ 235,200
会費収入	50,400	285,600	△ 235,200
財産収入	51	51	0
基本財産運用収入	51	51	0
基本財産利子収入	51	51	0
受託事業収入	48,433,667	38,257,080	10,176,587
受託事業収入	48,433,667	38,257,080	10,176,587
管理運営業務受託収入	48,433,667	38,257,080	10,176,587
雇用創出受託収入	0	0	0
補助金収入	174,000	175,000	△ 1,000
補助金収入	174,000	175,000	△ 1,000
補助金収入	174,000	175,000	△ 1,000
雑収入	399,504	136,254	263,250
雑収入	399,504	136,254	263,250
雑収入	399,504	136,244	263,260
受取利息	0	10	△ 10
繰入金収入	1,500,000	800,000	700,000
他会計繰入金収入	1,500,000	800,000	700,000
受取基本金	0	0	0
受取基本金	0	0	0
経常収益合計	70,415,726	69,333,575	1,082,151
(2) 経常費用			0
事業費	54,679,737	67,867,959	△ 13,188,222
事業総務費(事)	52,534,519	61,306,585	△ 8,772,066
総務管理費	52,534,519	61,306,585	△ 8,772,066
オアシスゾーン管理費	473,240	1,519,420	△ 1,046,180
キャンプ場施設管理運営費	66,063	1,086,010	△ 1,019,947
セントラルロッジ管理運営費	407,177	433,410	△ 26,233
プレイゾーン管理費	1,671,978	5,041,954	△ 3,369,976
プレイゾーン管理運営費	1,671,978	5,041,954	△ 3,369,976
野外活動振興費	3,383,467	1,361,957	2,021,510
野外活動推進費	3,383,467	1,361,957	2,021,510
野外体験学習事業費	3,383,467	1,361,957	2,021,510
スポーツ事業推進費	0	150,737	△ 150,737
スポーツ大会事業費	0	150,737	△ 150,737
スキー大会費	0	150,737	△ 150,737
イベント事業費	0	323,757	△ 323,757

科 目	当年度	前年度	増減
イベント事業推進費	0	323,757	△ 323,757
特設イベント事業費	0	323,757	△ 323,757
管理費	8,695,457	8,650,051	45,406
管理総務費	8,695,457	8,650,051	45,406
一般管理費	8,695,457	8,650,051	45,406
体育施設管理費	747,234	1,074,391	△ 327,157
茜ドーム管理費	747,234	1,074,391	△ 327,157
茜ドーム費	747,234	1,074,391	△ 327,157
経常費用合計	67,505,895	79,428,852	△ 11,922,957
当期経常増減額	2,909,831	△ 10,095,277	13,005,108
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
固定資産取得支出	0	0	0
固定資産取得支出	0	0	0
固定資産取得支出	0	0	0
経常外収益合計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用合計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	2,909,831	△ 10,095,277	13,005,108
当期一般正味財産増減額	2,909,831	△ 10,095,277	13,005,108
一般正味財産期首残高	△ 2,341,260	7,754,017	△ 10,095,277
一般正味財産期末残高	568,571	△ 2,341,260	2,909,831
II 指定正味財産増減の部			0
当期指定正味財産増額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
III 正味財産期末残高	3,568,571	658,740	2,909,831

正 味 財 産 増 減 計 算 書

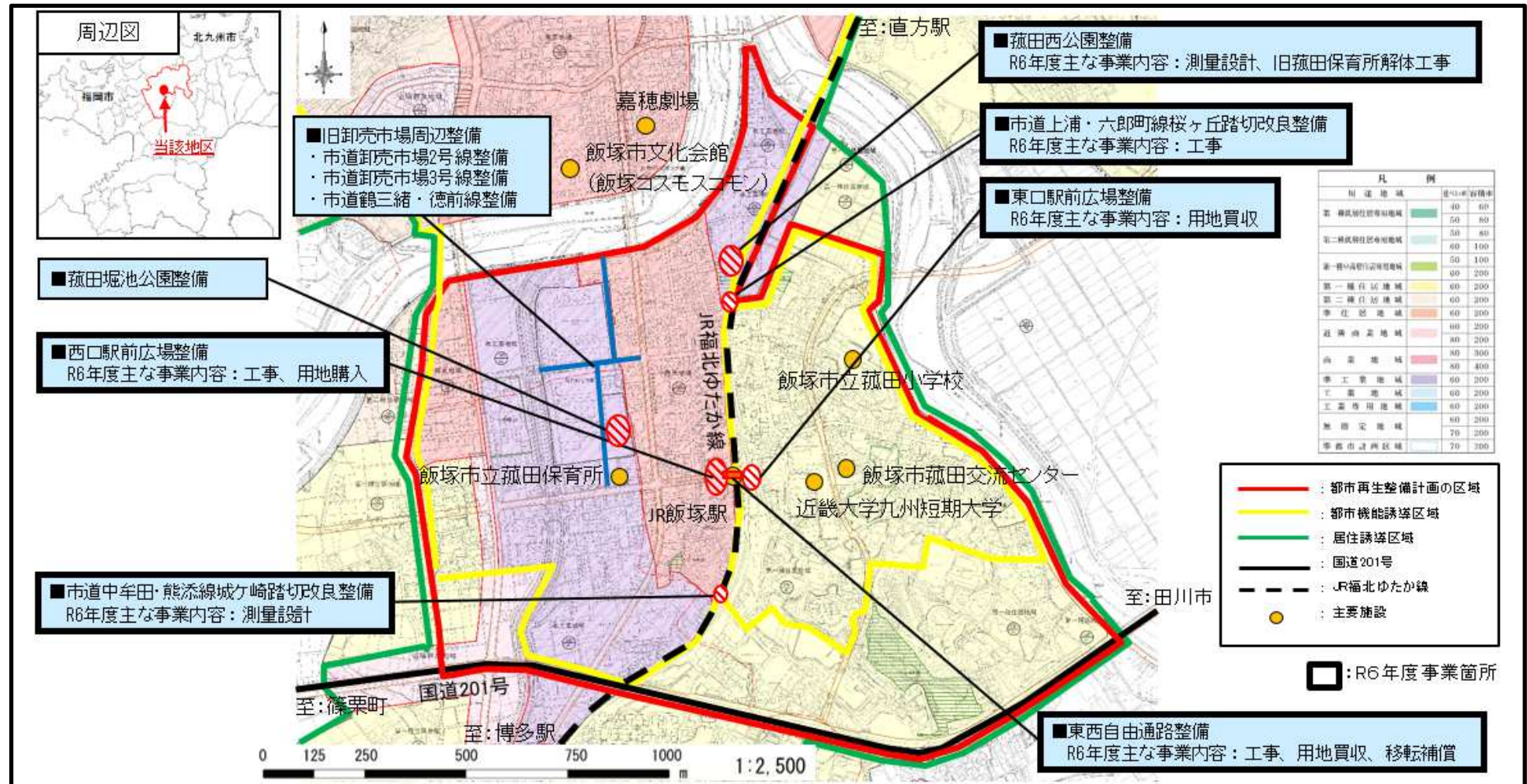
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収入	13,500,190	12,575,740	924,450
販売収入	13,500,190	12,575,740	924,450
ロッジレストラン収入	13,170,940	12,317,160	853,780
ガイドハウス収入	329,250	258,580	70,670
雑収入	637,713	750,448	△ 112,735
雑収入	637,713	750,448	△ 112,735
雑収入	637,713	750,448	△ 112,735
手数料収入	1,300	1,000	300
手数料収入	1,300	1,000	300
受託販売手数料収入	1,300	1,000	300
経常収益合計	14,139,203	13,327,188	812,015
(2) 経常費用			
事業費	11,774,169	11,860,446	△ 86,277
事業総務費	11,774,169	11,860,446	△ 86,277
レストラン管理費	11,774,169	11,860,446	△ 86,277
繰出金	1,500,000	800,000	700,000
他会計繰出金	1,500,000	800,000	700,000
一般会計繰出金	1,500,000	800,000	700,000
資産減少額	△ 35,300	△ 33,300	△ 2,000
期末貯蔵品	78,200	113,500	△ 35,300
期首貯蔵品減少額	△ 113,500	△ 146,800	33,300
経常費用合計	13,309,469	12,693,746	615,723
当期経常増減額	829,734	633,442	196,292
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益合計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用合計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	829,734	633,442	196,292
当期一般正味財産増減額	829,734	633,442	196,292
一般正味財産期首残高	1,936,264	1,302,822	633,442
一般正味財産期末残高	2,765,998	1,936,264	829,734
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増加額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	2,765,998	1,936,264	829,734

菰田・堀池地区活性化事業関連総括

都市計画課



飯塚駅周辺整備事業：300,428,696 円（西口駅前広場整備、東口駅前広場整備、東西自由通路整備）

城ヶ崎踏切改良事業：15,844,350 円、桜ヶ丘踏切改良事業：30,504,228 円、菰田西公園整備事業：52,719,700 円

西秋松排水機場の維持・修繕に係る実績と計画

土木管理課

種別	改良・ 設置年度	法定 耐用 年数	目標 更新 年数	更新 上限 年数	H23	⇒	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	⇒	R20	⇒	R25
土木構造物																						
流入水路	平成23年度	60年	73年	90年																		
ポンプ井	昭和60年度	60年	73年	90年																		
建築物																						
ポンプ棟	昭和60年度	60年	73年	90年																		
電気室	平成23年度	60年	73年	90年																		
機械設備																						
主ポンプNo.1	昭和60年度	15年	18年	34年				★														
主ポンプNo.2	昭和60年度	15年	18年	34年					★													
除塵機	昭和60年度	15年	20年	39年	☆		☆		★													
電気設備																						
ポンプ制御盤	平成23年度	15年	21年	47年	☆											◎						
受電盤	平成23年度	15年	21年	47年	☆											◎						
主変圧器盤	平成23年度	15年	21年	47年	☆											◎						
電源切替補機盤	平成23年度	15年	21年	47年	☆											◎						
除塵機操作盤	平成23年度	15年	21年	47年	☆											◎						
入出力制御盤	平成23年度	15年	21年	47年	☆											◎						
運転支援装置	平成23年度	15年	21年	47年	☆											◎						
除塵機機側操作盤	平成23年度	15年	19年	36年	☆									◎								
非常用発電設備	令和5年度	15年	20年	30年			★													○		◎
計装設備																						
内水位計No.1	平成23年度	10年	20年	23年											◎			●				
内水位計No.2	平成23年度	10年	20年	23年											◎			●				

【凡例】

☆…改良・改修

★…設置・更新

○…法定耐用年数による更新時期

◎…目標更新時期

●…更新上限時期

空き家募集と入居状況の推移がわかるもの(5年間)

住宅課

管理戸数及び空家状況 (R7. 4. 1現在)

(単位: 戸)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
管理戸数	4,357	4,355	4,342	4,306	4,306	公募停止 予算の範囲内で補修後に公募が可能 公募停止扱い
入居戸数	3,097	2,991	2,896	2,811	2,721	
空家	1,260	1,364	1,446	1,495	1,585	
政策空家	526	572	559	523	546	
通常空家	640	697	789	874	941	
補修費大	67	68	70	70	70	公募停止扱い
補修不可	27	27	28	28	28	

市営住宅募集状況 (R7. 4. 1現在)

		令和2年度							令和3年度							令和4年度							令和5年度							令和6年度						
		5月定期	6月随時	8月定期	11月定期	2月定期	随時(通年)	総数	5月定期	8月定期	11月定期	2月定期	随時(通年)	総数	5月定期	8月定期	11月定期	2月定期	随時(通年)	総数	5月定期	8月定期	11月定期	2月定期	随時(通年)	総数	5月定期	8月定期	11月定期	2月定期	随時(通年)	総数				
公募倍率		3.04	1.00	4.67	4.15	5.50	1.21	3.46	3.40	5.00	4.53	4.82	1.09	3.54	3.40	3.14	2.91	3.09	1.62	2.77	3.30	3.11	3.10	2.79	1.59	2.81	2.91	2.52	3.21	2.94	1.44	2.65				
一般目的	募集(戸)	12	3	8	11	8	5	47	14	10	12	10	11	57	12	13	13	16	9	63	14	10	10	15	7	56	13	14	12	13	7	59				
	申込(人)	64	6	75	67	69	6	287	63	60	68	68	14	273	63	57	62	62	17	261	61	50	59	62	16	248	61	53	54	49	11	228				
	入居(戸)	9	2	7	7	7	3	35	8	9	8	7	10	42	6	11	8	4	7	36	9	9	9	11	5	43	10	8	8	12	5	43				
ひとり親世帯向	募集(戸)	1	0	0	1	0	1	3	1	0	0	0	2	3	1	1	0	0	2	4	0	0	1	1	2	4	1	1	1	1	0	4				
	申込(人)	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	3	4	0	0	0	0	5	5	1	0	1	0	0	2				
	入居(戸)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	2				
高齢者世帯向	募集(戸)	2	2	1	1	0	2	8	1	0	0	0	3	4	2	1	3	1	6	13	0	1	2	1	1	5	1	0	0	0	2	3				
	申込(人)	0	0	0	2	0	1	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1				
	入居(戸)	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1				
障がい者世帯向	募集(戸)	0	0	1	2	0	2	5	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	3	0	0	0	0	1	1				
	申込(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1				
	入居(戸)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1				
改良住宅	募集(戸)	9	4	8	5	6	4	36	4	4	5	7	5	25	5	6	6	5	8	30	5	8	7	7	5	32	7	6	6	4	6	29				
	申込(人)	8	3	9	14	8	9	51	5	10	9	14	6	44	5	8	2	6	15	36	5	9	3	5	5	27	2	0	6	4	10	22				
	入居(戸)	4	0	4	4	3	3	18	2	2	3	5	3	15	3	4	1	3	8	19	3	4	2	2	5	16	2	0	4	4	2	12				
計	募集(戸)	24	9	18	20	14	14	99	20	14	17	17	23	91	20	21	22	22	26	111	20	19	20	24	17	100	22	21	19	18	16	96				
	申込(人)	73	9	84	83	77	17	343	68	70	77	82	25	322	68	66	64	68	42	308	66	59	62	67	27	281	64	53	61	53	23	254				
	入居(戸)	13	2	11	12	10	6	54	10	11	11	12	18	62	9	16	9	7	21	62	12	13	11	13	12	61	13	8	13	16	9	59				

相田公営住宅建替事業の実績のわかるもの

住宅課

【経過】

- H25年 県営相田団地の建替えにより、県営住宅跡地(残地)の活用策について県より相談あり。
A案:既存の市営住宅用地に建設(相田公園は残す)
B案:県住跡地に1棟目を建設(相田公園は残す)
C案:県住跡地に公園の代換えを造成し、相田公園に1棟目を建設 の3案を作成。
- H26.6.20 「相田住宅建替の方向性」及び「相田都市公園の今後の方針」について決裁。
① 隣接の県有地の払下げを受け都市公園を整備。
② 既設の相田公園を廃止し相田住宅の建設用地とする。
③ 公園の不足面積については相田住宅建設の基本・実施設計で位置づけ整備する。以上を決定。
- H26.10.14 相田団地自治会(自治会長他役員8名)に対し上記3案を説明、検討を依頼する。自治会長より、「この後隣組長会に諮ったうえで返事をする」と回答。
- H26.11.5 相田団地自治会長と協議。10月25日の隣組常会にて同意を得られたことから県営住宅跡地の購入、相田公園での1棟目建設(C案)で了承するとの回答。建設戸数、集会所、新公園の規模について要望書提出有り。また、近隣自治会(相田、新二瀬)への説明を行うようにとの意見。
- H26.11.6 相田自治会自治会長、新二瀬自治会会長と協議。A～C案を説明し、相田団地自治会からはC案の方向性に了承をもらっていることを補足。相田自治会会長からは了承を得る。新二瀬自治会会長から、住民説明会の開催を依頼される。(12月7日開催、C案で了承)
- H29年度 C案に方向性が決定したことにより、県住跡地を購入。(この間は管理委託)
- H30.8.24 相田団地自治会長と協議。団地住民へのアンケート調査について。

【令和元年度】

- R1.11.21 相田団地自治会長と協議。建設戸数について説明。今後の説明については「建替連絡協議会」を通じて住民周知を行うこととする。
- R1.12.23 相田団地自治会(自治会長、市住居住者18名、県住居住者6名、一般住宅住居者1名)「相田団地建設に伴う方針等説明会」(構成は「建替連絡協議会」メンバー含む)
- R2.3 相田公営住宅建設基本設計完了。

【令和2年度】

- R2.6.3 相田団地自治会役員へ基本計画内容の説明。
- R2.7.8 相田団地自治会「連絡協議会」委員(隣組長)へ基本設計の説明。(分散開催)
- R2.7.11 相田団地自治会「連絡協議会」委員(隣組長)へ基本設計の説明。(分散開催)
- R2.7.14 相田団地自治会「連絡協議会」委員(隣組長)へ基本設計の説明。(分散開催)
- R2.7.16 相田団地自治会「連絡協議会」委員(隣組長)へ基本設計の説明。(分散開催)
相田団地自治会長より、相田公園東側戸建て住宅20軒(以下16組と表記)の住民が自治会に加入していないと伝えられる。(H30年までは自治会加入)
- R2.7.21 16組の各世帯へ資料のポスティング(造成実施設計業務に関する地盤調査予定の周知)を実施。
翌22日電話あり、説明会の開催を約束するも訪問時に、地盤調査の中止を要求される。
- R2.7.29 現相田公園の地盤調査予定箇所(2箇所)に現地にて木杭を設置する。
- R2.7.30 16組住民からの地盤調査中止の要求を受け、地盤調査を中断する。
- R2.8.9 16組住民への説明会実施。地盤調査を中断していることを伝える。参加者の現相田公園の存続に向けた強い要望を受け、途中で散会。
- R2.9.13 16組住民への説明会実施(第2回目)。公園の存続を望む声を市長に説明し、意見を聞いてくるように、との要望が出され一方的に説明会は散会となる。
- R2.9.15 所管部署より市長に説明。周辺住民の意見を十分に聴取し、配置や景観について可能な限りの対応は行い理解を得るようにとの指示を受ける。
- R2.9.29 相田公園隣接者(1軒)を訪問し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.9.30 相田公園隣接者(1軒)を訪問し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.10.7 相田公園隣接者(1軒)を訪問し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.10.25 相田公園隣接者(1軒)を訪問し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.10.29 相田公園隣接者(1軒)に電話にて市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.9.9～ 都市公園の変更について法定縦覧(相田公園の廃止及び代替公園の追加)。意見書の提出なし。(縦覧期間:令和2年9月23日まで)
- R2.11.2 16組住民(6軒7名)より書面にて市長あての要求書が提出される。(市長の説明会への出席と現地視察を要望)
- R2.11.30 市長が現地視察(都市建設部長随行)
- R2.12.11 12月市議会一般質問にて川上議員が、公園を維持する建替案を提案
→「自治会と協議しながら、提案の事業進捗への影響、費用、相互理解の観点から検討を行う」と市長答弁。

- R3.1.13 現行案(現相田公園に1棟目を建設)の他に、現相田公園を保存する3案を検討する。
第1案 現相田公園の南東側エリアに1棟目を建設する。
第2案 現相田公園の西側エリアに1棟目を建設する。
第3案 旧県有地に1棟目を建設する。
- R3.3.5 現公園を保存する案(第1～3案)と市の現行案の比較資料を作成し、3月19日に説明会を開催する旨の案内を併せて相田公園隣接者にポスティングを実施。
- R3.3.11 説明会開催について説明するため相田公園隣接者(3名)訪問。開催日程について都合が悪いと断られる。
3月19日に自治会と自治会未加入者との合同説明会を企画するも16組は参加できないとの回答を得たことから開催を中止。
- R3.3.17 公園の隣接者6軒より要望書提出。現相田公園を残し県住跡地に1棟目建設する案:以下第3案)の実施を要望。

【令和3年度】

- R3.4.5 公園隣接者(2軒)を訪問する。要望書にて申し入れた第3案を強く要望。第3案での事業実施の工程以外の協議は行わないとの回答。
- R3.4.14 住宅課長が比較資料の説明のため代表者に電話するも、市の方針が現案のままならば、説明は受けないとの回答。
- R3.4.20 公園隣接者3名と川上市議が来庁し協議。相田公園の隣接者からの要望(第3案)を地元自治会へ説明するよう要望される。
- R3.5.20 相田団地自治会隣組長常会(1班9名)において公園隣接者からの要望(第3案)を伝達。(分散会)
- R3.5.21 相田団地自治会隣組長常会(2班6名)において公園隣接者からの要望(第3案)を伝達。(分散会)
- R3.5.22 相田団地自治会隣組長常会(3班8名)において公園隣接者からの要望(第3案)を伝達。(分散会)
- R3.5.23 相田団地自治会隣組長常会(4班9名)において公園隣接者からの要望(第3案)を伝達。(分散会)
- R3.5.28 相田団地建替連絡協議会において、自治会は現案(現相田公園に1棟目を建設)を支持するとの意見でまとまる。
- R3.6.1 市営相田住宅の建替事業について現案(現相田公園に1棟目を建設)で市長決裁を受ける。
- R3.6.2 公園隣接者に、現案(現相田公園に1棟目を建設)で事業を進めることとなった旨を文書にて発送。
- R3.6.11 6月2日に送付した回答文書を持参し、隣接者(4名)が来庁し市長と懇談。現相田公園に1棟目を建設する方針で決定した旨を説明した上で、回答書に記載の通り、隣接者からのご意見を伺いながら景観やプライバシー等に配慮した設計を進めていく旨を説明。詳細については担当部署より説明を行う旨伝える。
- R3.6.16 6月市議会一般質問にて川上議員が、第3案(旧県有地に1棟目を建設)についての質問あり。
→基本的には地元自治会と進めてきたことを念頭に住民の方の声にも耳を傾け、現案を第一義とした上でも何か寄り添う対応ができるのではないかと

という観点から検討したいと市長答弁。

当該住民の強い要望により市長が後日、面談することを約束。

R3.6.22 市長、都市建設部長、都市建設次長、秘書課課長補佐と公園隣接者(4名)、川上市議が同席の上面談。第3案(旧県有地に1棟目を建設)を強く要望される。工期が延びる事、工事費が増額になることを説明し、現案(相田公園に1棟目)で隣接者に配慮した建物の配置案等を例示する。
→第3案と現案との工期、コストの比較差を再検討することになった。

R3.7.5 公園隣接者(4名)、川上市議が来庁。

都市建設部長、都市建設部次長、住宅課長、住宅課長補佐で対応。6月22日の協議内容の課題(工期と金額増)を再確認。

R3.7.26 第3案と現案の工期とコストの比較差の再検討を行ったが、これまで通り現案の優位性が認められたため、市長を含め内部協議を行い、現案で事業を進めることを市の方針として決定。

R3.7.27 公園隣接者の方1名に電話で、市の方針が現案で決定したこと、後日、みなさんには文書にて結果を通知する旨伝える。また、他の隣接者に市の方針の決定を伝えてもらう。

R3.7.28 前述の隣接者より入電、他の隣接者及び川上議員に市の方針の決定を伝えたとのこと。

市の方針の結果の通知文書を隣接者6名に発送。

R3.7.29 相田団地自治会長に、市の方針が決定したことを報告。

R3.9.21 相田自治会・相田団地自治会・新二瀬自治会へ暫定公園整備工事のお知らせについて、自治会回覧文書を各自治会長へ配布し、10月初めの回覧での周知をお願いする。

R3.9.22 暫定公園整備工事を着手したことにより、相田団地分譲住宅の有志の方(3名)から現地にて、工事へ着手したことについての抗議及び現公園の存続に対する要望のため、市長との再協議を要求される。

R3.9.23 暫定公園整備工事を一時中断する。(中断期間:令和3年9月23日～令和3年10月17日)

R3.9.27 相田団地分譲住宅の有志の方々より「相田団地建替事業計画に関する市長との協議の要望書」が提出される。

要望の内容は、住民の合意を得ないまま着工しないこと。生活環境の保全、事業に係る協議の継続について。

R3.10.4 顧問弁護士(井上弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。

R3.10.7 顧問弁護士(松尾弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。

R3.10.8 令和3年9月27日付け相田団地分譲住宅の有志の方々からの要望書に対して、要望のあった生活環境については十分に検討し事業を進めさせていただくが、現相田公園に1棟目を建設する事業方針の見直し及び協議については控えさせていただく旨の回答を行う。

R3.10.12 相田団地分譲住宅の有志の方々を含む相田団地分譲住宅へ個別訪問により、暫定公園整備工事のお知らせの文書を配布する。

- R3.10.18 暫定公園整備工事の再開。
- R3.11.16 相田団地分譲住宅の有志の方々へ1棟目建設計画の説明会を行う。(参加:川上市議、有志4名)
相田団地分譲住宅の有志の方々へ相田公園に1棟目を建設するにあたり、周辺に分譲住宅と1棟目の建物との位置関係について、例を挙げながら市には検討の用意がある旨を説明する。しかしながら理解を得ることができず、相田団地分譲住宅の有志の方々は現公園の存続を要望される。
- R3.11.17 相田団地自治会隣組長常会3班・4班の7名に対して、暫定公園整備工事についての進捗報告並びに1棟目への移転までのスケジュール(概)について説明する。
- R3.11.18 相田団地自治会隣組長常会5班の5名に対して、暫定公園整備工事についての進捗報告並びに1棟目への移転までのスケジュール(概要)について説明する。
※相田団地自治会隣組長常会1班・2班については、日程調整が難しく自治会長と協議し、次回以降の常会にて説明することで了承を得る。
- R3.12.20 九州経済産業局より、事業用地に関する炭鉱の坑内実測図、平面図、古洞図の提供を受ける。
- R4.2.7～ 1棟目への移転対象者となる現相田団地1～13棟の入居者に対し、最終のアンケート調査を聞き取りにより実施する。聞き取り項目は、世帯構成の変更の有無、要介護の有無、自動車の保有台数等。(調査期間:令和4年2月7日～令和4年2月18日)
- R4.3.2 暫定公園整備工事における遊具の設置について、相田団地建替連絡協議会・都市計画課・住宅課にて現地立会いを実施。
- R4.3.31 暫定公園整備工事完了。

【令和4年度】

- R4.4.4 相田団地自治会長に集会所の間取りの最終案を提示した際、1棟目の建物配置計画案に基本設計時以外の案も検討されていたことについて、令和3年度からここまでの間、相田団地建替連絡協議会には何ら説明も提案もない旨の指摘を受ける。
- R4.4.8 相田公営住宅1棟目移転対象者最終アンケートの集約結果資料を相田団地自治会長へ提出する。
- R4.4.18 相田団地自治会長へ1棟目の建物配置計画案の再検討について、相田団地建替連絡協議会への説明や提案が遅れていたことについて謝罪。
- R4.6.8 相田団地自治会長と面談し、相田団地建替連絡協議会へ1棟目の建物配置計画案についての説明や提案が遅れた経緯、事情を報告。
- R4.6.13 相田公営住宅1棟目石炭採掘資料作成業務委託を発注。(履行期間:令和4年6月14日～令和4年8月31日)
- R4.7.14 相田団地自治会長へ協議を申し入れるも、当日協議の時間がとれず、後日自治会長から連絡を受けた上で日程調整を図ることとなった。
- R4.7.28 相田公営住宅1棟目建築実施設計業務委託を発注。(履行期間:令和4年7月29日～令和5年3月24日)
- R4.8.1 相田公営住宅建替工事に伴う集会所建築実施設計業務委託を発注。(履行期間:令和4年8月2日～令和5年3月24日)
- R4.8.31 相田団地自治会長と面談し、市のほうで基本計画の策定から今日までの経過を資料として整理した上で、後日自治会長に確認をいただく事でした。

承をもらう。

- R4.9.8 福岡県に国費(社交金)について、本年度実施予定の事業に対する執行額及び不用額の報告を行う。
- R4.9.16 市長へ1棟目の建物配置計画案について、相田団地建替連絡協議会に対し説明や提案が遅れた経緯、進捗状況を報告し、今後の調整について説明。また、本年度計画する各種調査業務や造成工事が実施に至らず、国費(社交金)の取り扱いについて福岡県と協議したことの説明を行う。
- R4.10.20 相田団地自治会会長より、相田団地建替連絡協議会の総会を開催する考えであるとの意見を頂き、説明会に向けて内容の確認を行う。
- R5.1.13 相田団地自治会役員(相田団地自治会長 他役員3名)への説明会を開催。
相田団地自治会役員へ令和4年度予定していた事業を進めることが出来なかったことの経緯、事業見直しによるスケジュール、1棟目建設計画について説明を行う。このことについて、相田団地建替連絡協議会に対する説明会開催についてお願いをする。説明会開催については了承を得る。
- R5.1.26 相田団地分譲住宅の有志の方々(3名)、川上市議が来庁し協議。
12月補正予算にて、令和4年度相田公営住宅建替事業費を減額補正した経緯について説明を求められ説明を行う。なお、相田公園に1棟目を建設することが決定していること、令和5年度から事業を実施することを説明するが、相田団地分譲住宅の有志の方々は、あくまでも相田公園の存続を希望するのみの発言であり、1棟目建設に対する理解は得られず散会。
- R5.1.27 市長へ、1棟目の建物配置は、基本設計時に基づく建物配置で実施する説明を行い了承される。
- R5.1.28 相田団地建替連絡協議会(相田団地自治会長 他参加者19名)への説明会を開催。令和4年度予定していた事業を進めることが出来なかったことの経緯、事業スケジュールの見直し、1棟目建設計画等について説明を行い、現入居者を含めた意見の聴取をお願いする。
- R5.3.10 相田団地分譲住宅有志の方々と協議。(有志4名、川上市議)
1棟目建設計画に関する調整池・地盤調査業務の内容について説明。地盤調査に関する資料に本来表示されていた旧炭鉱の斜坑跡を近隣の方々への配慮のため一部伏せて配布したことについて改ざんとの指摘を受ける。相田公園に1棟目居住棟・集会所を建設することは決定していることの説明を行うが、理解を得ることができず、相田団地分譲住宅の有志の方々は現公園の存続を要望される。

【令和5年度】

- R5.5.16 相田団地建替連絡協議会への説明会を開催。(参加者 自治会長他13名)
1棟目の建設計画等についての説明を行い、事業を進めていくことについて了承を得る。
- R5.6.1 相田公営住宅建替工事に伴う集会所建築検証業務委託を発注。(履行期間 R5.6.2～R6.3.22)
- R5.6.1 16組の各世帯へ地盤調査に関する回覧文書の配付。
- R5.6.7 相田公営住宅1棟目建築地盤調査業務委託を発注。(履行期間 R5.6.8～R5.12.28)

- R5.6.8 相田公営住宅 1 棟目建築検証業務委託を発注。(履行期間 R5.6.9～R6.3.22)
- R5.6.8 相田公営住宅 1 棟目造成地検証業務委託を発注。(履行期間 R5.6.9～R5.8.31)
- R5.6.13 相田団地分譲住宅の有志の方々との協議。(有志 4 名、川上市議)
相田団地分譲住宅の有志の方々から前回の説明会にて配付した地盤調査に関する資料の一部を伏せたことについて謝罪文書の提出や資料の見直しを要望される。1 棟目計画に関する説明を行うも理解は得られず散会。
- R5.6.16 相田団地分譲住宅の有志の方々との協議。(有志 3 名、川上市議)
相田団地分譲住宅の有志の方々から謝罪文書の提出や資料の見直しを要望されていたため、作成した文書の案を提示するも内容に理解は得られず散会。
- R5.6.19 相田団地分譲住宅の有志の方(3 名)を個別訪問し、翌日から旧相田公園内を立入禁止として地盤調査を実施することを説明したが理解は得られなかった。
- R5.6.20 地盤調査のため旧相田公園内を立入禁止。相田団地分譲住宅の有志の方々(6 名)から現地付近にて抗議があり工事の中止を要求される。
- R5.6.21 旧相田公園内の立入禁止工事エリア内に相田団地分譲住宅の有志の方々(3 名)が進入し、工事の中止を要求される。
- R5.6.22 相田団地分譲住宅の有志の方(3 名)と川上市議が来庁。都市建設部長と面談の後、副市長と面談。
- R5.7.20 市の顧問弁護士(井上弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。
- R5.7.26 市の顧問弁護士(松尾弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。
- R5.8.8 相田団地分譲住宅の有志の方(1 名)に文書の準備が出来たことを連絡したが、住宅課から発出の文書になることについて理解を得られなかった。
- R5.8.24 川上市議が来庁し副市長と面談。
- R5.9.1 相田団地分譲住宅の有志の方々(3 名)を個別訪問し、地盤調査に関する資料の一部を伏せたことについて説明。併せて文書を渡したが、1 名から受取りを拒否される。
- R5.10.3 相田公営住宅 1 棟目造成地検証業務(その 2)委託を発注。(履行期間 R5.10.4～R5.12.28)

【令和 6 年度】

- R6.5.13 相田団地自治会長から相田団地建替連絡協議会へ建替えスケジュールの説明を依頼される。
- R6.5.18 相田団地建替連絡協議会への説明会を開催。(参加者 自治会長他 18 名)
相田団地建替えスケジュールを説明し、1 棟目の建設を進めていくことについて了承を得る。
- R6.6.14 相田公営住宅建設に伴う周辺家屋事前調査業務委託(H ブロック)を発注。(履行期間 R6.6.15～R6.11.29)

R6.6.25～8.24 家屋事前調査の対象となる各世帯(8 世帯)を訪問。事前調査の趣旨等を説明し、調査を実施。

R6.7.17 相田公園電源移設工事を発注。(履行期間 R6.7.18～R6.8.31)

R6.7.23 相田公営住宅石炭採掘資料作成業務委託を発注。(履行期間 R6.7.24～R6.10.31)

R6.8.7 相田公営住宅(H ブロック)造成工事を発注。(履行期間 R6.8.8～R7.2.28)

R6.9.11 旧相田公園周辺住民及び 16 組の各世帯へ造成工事のお知らせを配付。

R6.10.4 相田公営住宅2棟目(A棟)建設用地試掘調査業務委託を発注。(履行期間 R6.10.5～R7.1.31)

R6.10.29 2 棟目建設予定地周辺住民へ試掘調査のお知らせを配付。

R6.12.4 相田公営住宅 1 棟目調整池構造変更設計業務委託を発注。(履行期間 R6.12.5～R7.1.31)

R7.1.21 旧相田公園周辺住民及び 16 組の各世帯へ造成工事に伴う夜間作業実施のお知らせを配付。

R7.3.19 相田公営住宅 1 棟目建設工事を発注。(履行期間 R7.3.19～R9.2.26)

NPO人権ネットいづかの状況及び委託料の推移がわかるもの

人権・同和政策課

団 体 名	資 料 名	ページ
NPO法人人権ネットいづか	1 特定非営利活動法人 人権ネットいづか定款	124
	2 2024年度事業報告書	129
	3 2024年度活動計算書	129
	4 2024年度貸借対照表	130
	5 計算書類の注記	130
	6 2024年度財産目録	131
	7 NPO法人人権ネットいづか理事・監事名簿、人権・同和啓発推進員及び担当	132
	8 人権啓発事業委託料内訳及び実施状況(3年間)及び委託仕様書	133

特定非営利活動法人 人権ネットいづか定款

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 人権ネットいづか という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県飯塚市新飯塚2番3号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、部落解放・人権確立をめざす様々な事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① いきいきサロン事業
- ② 人権教育・啓発推進事業
- ③ 人権フェスタ事業
- ④ 人権啓発展示事業
- ⑤ 人権相談事業
- ⑥ 人権情報発信事業
- ⑦ 子どもの自立と人権意識の高揚を図る事業
- ⑧ 就労支援事業
- ⑨ その他目的を達成するために必要とみとめられる事業
- ⑩ 第3条の目的を達成するために必要な指定管理者制度に係る施設の管理運営委託事業

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して資金面で支援するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が定める入会申し込み書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (5) この定款等に違反したとき。
- (6) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

(種別及び定款)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事6人以上
- (2) 監事1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款を定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は期間満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決に

より、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲以内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな業務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総数の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、27条及び28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の議決があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務をおこなった者の氏名

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものと

する。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業計画年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数決による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

- (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者の係るものに限る）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- (解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、飯塚市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(広告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告は、当法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	松本 建一
副理事長	安永 勝利
理事	松本 繁子
同	榎本 雄輔
同	原田 勝則
同	松岡 博信
同	和多 真太郎
同	松本 美知子
同	下見 義友
監事	和多 政数

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年6月30日までとする。

4 この法人の当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から2005年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の正会員の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 1000円
- (2) 年会費 1200円

7 賛助会員の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 個人入会金 1000円 団体入会金 5000円
- (2) 個人年会費 1200円 団体年会費 6000円

附則

- 1 2005年4月 8日一部変更
- 2 2007年5月25日一部変更
- 3 2009年6月19日一部変更
- 4 2014年5月16日一部変更
- 5 2017年4月28日一部変更
- 6 2025年4月18日一部変更

2024年4月1日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人人権ネットいづか

1 事業の成果

飯塚市が実施している人権・同和啓発事業の一部の事業委託を受け、人権同和啓発推進委員により、市内の自治会・いきいきサロン・サークル・企業・事業所で啓発を行ってきました。

そして、市民向け講演会を2回行い延べ875名の参加がありました。地域での啓発は延べ211回、5,065名参加がありました。企業・事業所では延べ37回の研修、1,778名参加がありました。

人権ネットだよりを年3回発行し、自治会やサークルや企業啓発の様子を載せて、自治会長と人権推進員に届けて、全自治会での回覧をしていただきました。

さらに、ホームページで、講演会の周知を図っていきたくと考えています。

就労支援事業では、年々年を重ね、猛暑の中での草刈り作業が困難な状況で、今年度は実施しませんでした。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	事業費 の金額 (千円)
人権教育啓 発推進事業	市民啓発講演会を行っ た。	9月20日 2月15日	コスモス コモン	15人	一般市民 延べ875名	49,528
	各地域や事業所で人権・ 同和啓発を行った。	随 時	各 所	15人	延べ6,843名	
就労支援 事業	実施しなかった。					

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	事業費 の金額 (千円)
その他の事業	実施しなかった。				

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員入会金	1,000		1,000
正会員受取会費	57,600		57,600
2.受取寄附金			
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
3.受取助成金等			
受取助成金	0		0
4.事業収益			
人権教育啓発推進事業収益	52,406,200		52,406,200
就労支援事業収益	0		0
5.その他収益			
受取利息	7,250		7,250
雑収益	0		0
経常収益計	52,472,050		52,472,050
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	36,322,227		36,322,227
福利厚生費	9,068,038		9,068,038
人件費計	45,390,265		45,390,265
(2) その他経費			
研修費	1,348,670		1,348,670
業務委託費	0		0
講演会事業費	821,049		821,049
諸謝金	0		0
通信運搬費	302,379		302,379
消耗品費	990,915		990,915
水道光熱費	627,513		627,513
費用弁償費	8,000		8,000
雑費	40,000		40,000
その他経費計	4,138,526		4,138,526
事業費計	49,528,791		49,528,791
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	120,000		120,000
人件費計	120,000		120,000
(2) その他経費			
会議費	78,000		78,000
減価償却費	188,670		188,670
その他経費計	266,670		266,670
管理費計	386,670		386,670
経常費用計	49,915,461		49,915,461
消費税・住民税及び事業税	2,635,670		2,635,670
当期正味財産増減額	-79,081		-79,081
前期繰越正味財産額			12,683,315
次期繰越正味財産額			12,604,234

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

2024年度貸借対照表

2025年3月31日現在

特定非営利活動法人人権ネットワークいづか

科目	金額 (単位: 円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	200,000		
飯塚信用金庫 普通預金	12,180,908		
未収金	3,513,600		
流動資産合計		15,894,508	
2 固定資産			
什器備品	860,377		
固定資産合計		860,377	
資産合計			16,754,885
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	2,889,181		
消費税等未払金	1,112,100		
預り金	149,370		
流動負債合計		4,150,651	
負債合計			4,150,651
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		12,683,315	
当期正味財産増減額		-79,081	
正味財産合計			12,604,234
負債及び正味財産合計			16,754,885

計算書類の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によつてい

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定率法で償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によつています。

2. 事業別損益の状況

(単位: 円)

科目	人権教育啓蒙 推進事業費	就労支援 事業費	その他の 事業費	事業部門計	管理部門	合 計
I 経常収益						
1. 受取会費					58,600	58,600
2. 受取寄附金	0	0		0	0	0
3. 受取助成金等	0	0		0	0	0
4. 事業収益	52,406,200	0		52,406,200	0	52,406,200
5. その他収益	0	0		0	7,250	7,250
経常収益計	52,406,200	0		52,406,200	65,850	52,472,050
II 経常費用						
1. 事業費						
(1) 人件費						
給料手当	36,322,227	0		36,322,227	0	36,322,227
福利厚生費	9,068,038	0		9,068,038	0	9,068,038
人件費計	45,390,265	0		45,390,265	0	45,390,265
(2) その他経費						
研修費	1,348,670			1,348,670	0	1,348,670
業務委託費	0	0		0	0	0
講演会事業費	821,049	0		821,049	0	821,049
諸謝金	0	0		0	0	0
通信運搬費	302,379	0		302,379	0	302,379
消耗品費	990,915	0		990,915	0	990,915
水道光熱費	627,513	0		627,513	0	627,513
費用弁償	8,000	0		8,000	0	8,000
雑費	40,000	0		40,000	0	40,000
その他経費計	4,138,526	0	0	4,138,526	0	4,138,526
2. 管理費						
(1) 人件費						
役員報酬					120,000	
人件費計					120,000	120,000
(2) その他経費						
会議費					78,000	78,000
減価償却費					188,670	188,670
その他経費計	0	0	0	0	266,670	266,670
経常費用計	49,528,791	0	0	49,528,791	386,670	49,915,461
消費税等	2,635,670	0	0	2,635,670	0	2,635,670
当期経常増減額	241,739	0	0	241,739	-320,820	-79,081

3. 固定資産の増減内訳

(単位: 円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品		1,049,047		1,049,047	△188,670	860,377
合計		1,049,047	0	1,049,047	△188,670	860,377

・ 現物寄附の評価方法

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によつています。

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

2024年度財産目録

2025年3月31日現在

特定非営利活動法人人権ネットいづか

科目	金 額 (単位：円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金	200,000		
飯塚信用金庫 普通預金	12,180,908		
未収金			
3月分人権同和啓発事業委託	3,513,600		
流動資産合計		15,894,508	
2 固定資産			
什器備品			
ノートパソコン	24,889		
ノートパソコン	67,608		
エアコン	287,300		
ノートパソコン	181,600		
ノートパソコン	298,980		
固定資産合計		860,377	
資産合計			16,754,885
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
3月分給与	2,384,915		
3月分市県民税	71,400		
3月分社会保険料	425,147		
3月分光熱費	7,719	2,889,181	
消費税等未払金	1,112,100		
預り金 職員に対する源泉所得税	149,370		
流動負債合計		4,150,651	
負債合計			4,150,651
正味財産合計			12,604,234

NPO法人人権ネットいづか理事・監事名簿

理事	原田 勝則
理事	和多 真太郎
理事	吉田 幸子
理事	櫻本 悦子
理事	高林 勝雄
理事	上野 美智子
監事	菅 成微

人権・同和啓発推進員及び担当

上野 美智子	(事務局)
上野 力	(庄内地区)
和多 真太郎	(菰田地区)
矢野 文	(穂波・鎮西地区)
豊内 哲	(穂波・鎮西地区)
上野 美智子	(二瀬地区)
山下 勲	(鯉田・立岩地区)
山田 治男	(飯塚片島・飯塚東地区)
平山 直詞	(幸袋地区)
田外 憲治	(筑穂地区)
古野 雅恵	(筑穂地区)
中嶋 良広	(潁田地区)

人権啓発事業委託料内訳及び実施状況(3年間)及び委託仕様書

1. 委託料内訳の推移(NPO人権ネットいづか)

(単位: 円)

費 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
賃 金	37,193,000	37,100,700	37,910,000
共 済 費	6,171,000	6,184,300	6,341,000
消耗品等諸経費	1,400,000	1,490,000	1,490,000
事 業 費	2,429,000	2,429,000	2,505,000
消 費 税	4,719,300	4,720,400	4,824,600
合 計	51,912,300	51,924,400	53,070,600

2. 実施状況

自治会、企業実績数

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
自治会サークル等研修	126回	3,462人	195回	5,030人	205回	5,268人
企業研修等	31回	842人	35回	979人	34回	918人
合 計	157回	4,304人	230回	6,009人	239回	6,186人

仕 様 書

1.業 務 名 人権啓発事業委託

2.履 行 場 所 飯塚市地内

3.履 行 期 間 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで

4.業務の内容

(1)研修事業

- ①飯塚片島地区、菰田地区、飯塚東地区、幸袋地区、立岩地区、二瀬地区、鯉田地区、鎮西地区、穂波地区、筑穂地区、庄内地区、瀬田地区の交流センター及び自治会等における人権啓発事業
- ②企業、官公庁等における人権啓発事業

(2)相談事業

- ①人権に関わる相談に応じ適切な助言を行う事業

(3)広報事業

- ①「人権いづか」及び「人権いづか めくもり」(年6回)発行に伴う情報の収集及び企画会議への参加
- ②地域における人権啓発広報活動

(4)展示事業

- ①「人権・同和問題啓発展示コーナー」における展示物作成に伴う情報の収集及び企画会議への参加

(5)その他啓発事業等

- ①人権問題講演会事業
- ②部落解放研究集会・同和問題啓発強調月間事業及び人権週間に関わる企画会議等への参加

(6)その他

- ①飯塚市人権・同和政策課との定例連絡会議の実施

5.選 定 要 件

- (1)人権啓発事業を遂行できる十分な能力を持つ職員を確保し、かつ、事業に専念できる体制を整えること。

6.事 業 報 告

- (1) 受注者は、毎月の業務完了後、業務完了報告書を作成し、発注者へ提出するものとする。なお、毎月の業務完了日は25日とする。ただし、12回目の支払い分については、業務完了日を31日とする。
- (2) 受注者は、全事業完了後、下記必要事項を含む事業報告書を作成し、提出するものとする。
 - ①啓発事業の実施状況
 - ②啓発事業の収支状況
 - ③その他市長が必要と認める事項
- (3) 発注者が必要と認めたときは、随時、事業経過報告書を提出するものとする。

7.委託料の支払

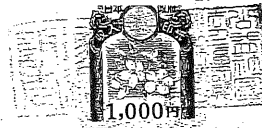
- (1) この委託業務に係る委託料の支払は12回払いとし、各月の業務完了後、受注者からの正当な請求に基づき、30日以内に別紙「委託料金 月別支払い金額表」のとおり支払うものとする。

8.そ の 他

- (1)地区交流センター及び人権啓発センターにおける人権啓発事業委託業務遂行に当たり、市が必要と認める限りにおいては、当該交流センター及び人権啓発センターの施設及び備品(机、椅子等をいう。)を使用することができるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。

人権問題市民意識等調査委託料に関する資料

業務委託請負契約書



1. 業務名 飯塚市人権問題市民意識調査業務 委託

2. 履行場所 飯塚市 新立岩 地内

3. 履行期間 令和6年5月11日から
令和7年3月31日まで

4. 請負代金額 3,091,000 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 281,000 円也)

5. 契約保証金 免 除

上記の業務について、発注者 飯塚市 と 受注者 公益社団法人 福岡県人権研究所
とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって請負契約を締結し、信義に
従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年5月10日

発注者 飯塚市

代表者 飯塚市長 武井 政一

受注者 住所

氏名

〒812-0046
福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡県吉塚合同庁舎4階

公益社団法人 福岡県人権研究所
TEL (092) -645-0388 / 0387 (FAX)

理事長 新谷 恭

人権・同和政策課

(総則)

- 第1条 受注者は別冊の図面及び仕様書(金額を記載しない設計書を含む)に基づき、頭書の請負代金額をもって頭書の履行期間内に頭書の業務を完成しなければならない。
- 2 仕様書及び図面に明示されていないもの又は図面と仕様書の交互符合しないものがある場合には、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 3 この契約に基づき又はこの契約の履行に関し受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き監督職員を経由しなければならない。

(業務予定表)

- 第2条 受注者は、この契約締結後14日以内に業務予定表(以下「予定表」という。)を作成して発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は予定表について、遅滞なく審査し不相当と認めたときは、受注者と協議するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の処理を一括して第三者に委任し又は請負わせてはならない。

(監督員、技術者)

- 第5条 発注者は、この契約の履行について自己に代わって監督し若しくは指示する監督職員を定め、また受注者は業務履行の技術上の管理をつかさどる技術者を定めそれぞれ官職等及び氏名を通知するものとする。

(業務内容の変更等)

- 第6条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し又は一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において履行期間又は請負代金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 第1項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(履行期間の延長)

- 第7条 受注者は、その責めにやらない理由により履行期間内に業務を完成することができないことが明らかになったときは発注者に対して遅滞なくその事由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただしその延長日数は発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

- 第8条 業務の履行に関し発生した一切の損害のために必要を生じた経費は受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、これを発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(検査及び引渡し)

- 第9条 受注者は、業務が完成(完了)したときは遅滞なく発注者に対して完成(完了)届を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の完成(完了)届を受理したときは、その日から10日以内に目的物について完成(完了)検査を行わなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完成(完了)を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けなければならない。

- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、業務の完成(完了)と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。
- 5 第2項の検査に合格しないときは、受注者は遅滞なく修補して、再検査を受けなければならない。この場合においては、第12条に規定する履行の追完の完了を業務の完成(完了)とみなす。

(請負代金の支払い)

- 第10条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、所定の手続きに従って請負代金の支払いを請求するものとする。
- 2 発注者は前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(部分払)

- 第11条 業務の一部が完成し、かつ可分のものであるときは発注者は当該部分について引渡しを、受注者は当該部分に対する請負代金相当額を請求することができる。
- 2 前項の場合においては、第9条及び第10条の規定を準用する。

(契約不適合責任)

- 第12条 業務目的に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、発注者は受注者に対して、その契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務目的の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約の保証)

- 第13条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、飯塚市契約規則(平成18年飯塚市規則第61号)第52条第2項第3号から第10号の規定により免除した場合は、この条は適用しない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。))は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第21条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額に3割以上の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(発注者の任意解除権)

- 第14条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第15条から第16条の3までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく第2条に規定する期間内に予定表を提出しないとき。
- (4) 第4条の規定に違反したとき。
- (5) 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第3条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合、又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、現存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 第18条又は第19条の規定によらないでこの契約を解除したとき。

(談合その他不正行為の場合の解除権)

- 第16条の2 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。))第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

(暴力団関与の場合の解除権)

- 第16条の3 発注者は、警察からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行おうおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。))をいう。以下同じ。))が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。))となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- (9) 暴力的組織又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第15条各号、第16条各号、第16条の2各号及び第16条の3各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第15条、第16条、第16条の2及び第16条の3の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が2/3以上減少したとき。
- (2) 第6条第1項の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の1/2を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第15条各号、第16条各号及び第16条の3各号の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の1/10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第15条各号、第16条各号及び第16条の3各号の規定により業務の完了前にこの契約が解除された場合
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第16条の3の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第13条の規定により

契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第22条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第10条第2項(第11条において準用する場合を含む。)の規程による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第23条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった業務材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第11条第2項に規定する検査に合格した出来形部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

6 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第15条から第16条の3まで又は第23条第3項によるときは発注者が定め、第18条又は第19条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(談合等に伴う損害賠償)

第24条 受注者は、受注者がこの契約に関して第16条の2各号のいずれかに該当したときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、請負代金額の2/10に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する金額を超える場合において、当該超過分を併せて請求することを妨げるものではない。

(契約不適合責任期間等)

第25条 発注者は、当該目的物に関し、第9条第4項又は第5項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年を経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合期間については適用しない。
- 8 発注者は、その目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第26条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（あつせん）

第27条 この契約の条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者と受注者とが協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

（相殺）

第28条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

（補則）

第29条 この契約書に定めのない事項については、飯塚市契約規則（平成18年飯塚市規則第61号）によるほか、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

※ この約款に定める遅延利息は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により変更があったときは変更後の率とする。

仕 様 書

1. 業 務 名 飯塚市人権問題市民意識調査業務委託
2. 履行場所 飯塚市 新立岩 地内
3. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
4. 業務目的

人権問題に対する現在の市民意識の実態について 現状や問題点を把握し、これまでの人権教育及び啓発を推進する施策についての成果や課題を整理し、今後の啓発活動や相談体制の方向性を見出し、部落差別問題をはじめ、あらゆる人権問題の早期解決に寄与することを目的とする。

5. 委託内容

- （1）調査対象 【市民意識調査】飯塚市内在住の18歳以上の市民3,000人を無作為抽出

（2）業務内容

①調査票の作成（市民意識調査）

人権に関する設問回答等28問程度について、A4両面印刷で概ね16ページ程度とし、発注者と協議し作成すること。

【令和元年度市民意識調査（参考）】

<https://www.city.iizuka.lg.jp/jinkenkehatsu/documents/2019houkokusho.pdf>

②調査票発送等

発送用封筒（角2）、返信用封筒（長3）の準備、印刷、封入封緘、宛名ラベル貼付（宛名ラベルシールは発注者で作成）、発送、発送郵送料及び返送郵送料の負担（返信郵便料は本市名義の料金受取人払いラベル貼付等の発送準備※調査対象者の抽出及び発送用の宛名ラベルの作成は発注者が行う。

③調査票発送者への礼状兼督促はがきの発送等

作成及び印刷発送全ての調査票発送者に送付する礼状兼督促はがきの準備、作成及び印刷、宛名ラベルを貼付し発送。※発送用の宛名ラベルの作成は発注者が行う。

④調査票の回収

回答後に届いた調査票について、発注者と協議のうえ定期的に回収にすること。

⑤調査票の整理・集計及び分析等

調査票回答についてのデータ入力集計、結果を基にクロス集計等の調査分析。※集計後、速やかに単純集計結果等の速報値を報告すること。

⑥調査結果の報告書及び概要版報告書の作成

・調査報告書は、電子データ（ワード・エクセル等を電子記憶媒体に保存したもの）一式及び出力原稿 1 部とし、作成データについてはモノクロ印刷時に見やすいものとする。

・概要版報告書は、2,000 部（A4 版、コート紙 110kg 程度、4 色カラー、12 ページ程度、中綴じ）作成し、電子データ（ワード・エクセル等電子記憶媒体に保存したもの）一式及び出力原稿 1 部とする。

⑦検討委員会会議等への出席

調査票の作成及び調査結果報告書の作成に当たっては、飯塚市人権問題市民意識調査等検討委員会に出席し、必要な資料を提出のうえ、提案・報告・助言等を行うこと。

6. 準拠

本業務の履行に当たっては、本仕様書のほか、飯塚市諸規則等に準拠するものとする。

7. 秘密保持・データの保管等

業務上知り得た個人情報等の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。秘密に属するデータは、紛失・漏えい等事故が発生しないように管理しなければならない。なお、データの保管等にあって事故が発生した場合は、速やかに発注者へ報告すること。また、全ての業務完了後、速やかに廃棄処分とする。

8. データ・成果品の帰属

業務の処理に係るデータ及び成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を得ずに公表、貸与、使用してはならない。

9. 協議・記録

受注者は協議に関しては必ず記録を取り、速やかに発注者に提出するものとする。

10. 成果品

本業務に関する成果品は、次のとおりとする。

①調査結果報告書

電子データ一式（ワード・エクセル等を電子記憶媒体に保存したもの）
出力原稿 1 部

（作成データについてはモノクロ印刷時に見やすいものとする。）

②概要版報告書

冊子 2,000 部

（A4 版、コート紙 110kg 程度、4 色カラー、12 ページ程度、中綴じ）
電子データ一式（ワード・エクセル等を電子記憶媒体に保存したもの）

出力原稿 1 部

11. その他

本仕様書並びに委託契約書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ定める。

12. 検査

受注者は発注者の指定する検査員又は監督員の検査を受け、適合しない場合は速やかに修正し、指定期日までに納入しなければならない。また、委託期間完了後であっても発注者が必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を、受注者の責任において無償で行い、再納入しなければならない。

13. 支払方法

契約金額を 2 で除した金額を 2 回払いとし、市民意識調査票の回答回収後及び業務完了後、受注者からの正当な請求書に基づき 30 日以内に支払うものとする。

就学援助実施状況推移(小・中別に)

教育総務課

区 分		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		金額	人数	金額	人数	金額	人数
医 療 扶 助 費	小学校	372,270円	175人	312,370円	168人	255,010円	128人
	中学校	94,460円	49人	119,740円	66人	80,840円	43人
	計	466,730円	224人	432,110円	234人	335,850円	171人
学 用 品 扶 助 費	小学校	25,967,685円	1,767人	25,792,520円	1,750人	26,061,660円	1,755人
	中学校	24,017,525円	920人	24,736,910円	950人	26,022,680円	995人
	計	49,985,210円	2,687人	50,529,430円	2,700人	52,084,340円	2,750人
修学旅行 扶 助 費	小学校	6,689,708円	345人	6,064,578円	327人	7,156,275円	342人
	中学校	11,398,898円	301人	18,165,673円	317人	21,724,218円	368人
	計	18,088,606円	646人	24,230,251円	644人	28,880,493円	710人
給 食 扶 助 費	小学校	74,238,729円	1,766人	73,965,130円	1,751人	74,543,461円	1,732人
	中学校	44,953,034円	896人	47,150,667円	927人	49,139,885円	964人
	計	119,191,763円	2,662人	121,115,797円	2,678人	123,683,346円	2,696人
入学準備 扶 助 費	小学校	15,820,980円	457人	16,326,120円	302人	13,588,680円	421人
	中学校	20,460,000円	341人	22,530,000円	610人	22,050,000円	348人
	計	36,280,980円	798人	38,856,120円	912人	35,638,680円	769人
校外活動 扶 助 費	小学校	593,128円	299人	530,347円	111人	345,156円	92人
	中学校	25,666円	8人	60,429円	15人	65,241円	9人
	計	618,794円	307人	590,776円	126人	410,397円	101人
合 計	小学校	123,682,500円	1,767人	122,991,065円	1,751人	121,950,242円	1,755人
	中学校	100,949,583円	920人	112,763,419円	950人	119,082,864円	995人
	計	224,632,083円	2,687人	235,754,484円	2,701人	241,033,106円	2,750人

5月1日現在児童生徒数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	6,843人	6,724人	6,619人
中学校	3,201人	3,178人	3,189人
計	10,044人	9,902人	9,808人

援助率および就学援助受給者数

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	援助率	受給者	援助率	受給者	援助率	受給者
小学校	25.8%	1,767人	26.0%	1,751人	26.5%	1,755人
中学校	28.7%	920人	29.9%	950人	29.9%	955人
計	26.8%	2,687人	27.3%	2,701人	27.6%	2,710人

令和6年度市立図書館の管理運営に関する年度協定書

飯塚市（以下「甲」という。）と株式会社図書館流通センター（以下「乙」という。）とは、令和6年3月15日締結の市立図書館の管理運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、令和6年度の市立図書館の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定における市立図書館は以下の6館とする。



- 1) 飯塚市立図書館（以下「飯塚図書館」という。）
- 2) 飯塚市立図書館筑穂館
- 3) 飯塚市立図書館庄内館
- 4) 飯塚市立図書館穂波館
- 5) 飯塚市立図書館願田館

（目的）

第1条 本協定は、市立図書館の管理運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（期間）

第2条 本協定の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 令和6年度の業務内容は、基本協定の第8条に定めたとおりとする。

（指定管理料）

第4条 甲は、本業務の実施の対価として支払う指定管理料の額は、122,387,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、次の表のとおり分割して支払う。

支払月	指定管理料の額
令和6年 4月	20,397,000円
令和6年 6月	20,397,000円
令和6年 8月	20,397,000円
令和6年10月	20,397,000円
令和6年12月	20,397,000円
令和7年 2月	20,402,000円

2 甲は乙から正当な請求があったときは、所定の手続きに従って30日以内に支払うものとする。

3 第1項の指定管理料のうち本業務に係る修繕料600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）については、概算払いとし、年度末に精算を行うものとする。

（経費の精算）

第5条 乙は、協定期間（年度）終了後、前条第3項の規定に基づき、概算で支払いを受けた修繕料について、実績報告書を速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、前条第3項に定める概算払い額と前項に定める報告書の額に過不足が生じた場合は、第6期の支払いにおいてその過不足額を精算するものとする。

（図書館の休館日の特例）

第6条 基本協定第53条第1項第1号に規定する令和6年度のコミュニティセンター維持管理業務に伴う飯塚図書館の休館日は、次のとおりとし、翌日の月曜日または第3火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その日以後の休日でない日とする。）を開館日とする。

維持管理業務に伴う休館日	開館日（同左の代替日）	作業内容
令和6年 7月 7日（日）	令和6年 7月 8日（月）	害虫消毒
令和6年 9月 1日（日）	令和6年 9月 2日（月）	消防点検
令和6年12月15日（日）	令和6年12月17日（火）	電気設備点検・貯水槽点検
令和7年 1月19日（日）	令和7年 1月21日（火）	害虫消毒
令和7年 2月16日（日）	令和7年 2月18日（火）	消防点検
令和7年 3月16日（日）	令和7年 3月18日（火）	館内クリーニング

2 甲は、前項のコミュニティセンター維持管理業務の実施日を変更するときは、乙の管理業務に支障が生じることがないよう事前に通知しなければならないものとする。

3 甲は、第1項のコミュニティセンターの維持管理業務に伴う休館日を減じるため、当該業務の実施日を集約する等の調整に努めるものとする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。

（協定の改定）

第8条 管理業務に関し、管理業務の前提条件又は内容の変更があったとき若しくは特別な事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、この協定を改定することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 4月 1日

甲 飯塚市新立岩 6番 6号

飯塚市

飯塚市長 武井 政一



乙 東京都文京区大塚 1丁目 1番 1号

株式会社図書館流通センター

代表取締役 三谷 一 文



給食調理委託状況の推移

教育総務課

学校名	契約期間(年度)																
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
立岩小学校		650食 41,202,000円 共立メンテナンス			740食 72,623,520円 一富士フード			1,460食 275,484,000円 一富士フード									
片島小学校			420食 38,108,880円 中村学園		610食 62,914,320円 中村学園												
菰田小学校			160食 24,499,800円 日本国民食														
飯塚第一中学校		780食 48,667,500円 日米クック			750食 76,325,760円 日米クック			1,370食 255,090,000円 日米クック									
飯塚小学校				340食 33,621,480円 ハーベストネクスト		570食 51,246,000円 共立メンテナンス											
鯉田小学校				230食 33,109,560円 日本国民食													
飯塚第二中学校			330食 20,995,200円 共立メンテナンス		830食 81,000,000円 共立メンテナンス			820食 160,308,000円 共立メンテナンス					810食 212,300,000円 共立ソリューションズ				
飯塚東小学校				540食 42,395,850円 中村学園													

※表中に記載の上段から食数、契約期間の契約額及び委託業者名。

学校名	契約期間(年度)																
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
二瀬中学校		450食 28,698,600円 一富士フード		1,240食 98,742,240円 一富士フード			1,120食 198,731,410円 一富士フード					920食 197,428,000円 一富士フード					
伊岐須小学校	790食 52,756,200円 一富士フード																
幸袋一貫校					820食 58,935,600円 日米クック			800食 145,594,800円 シダックス大新東					810食 159,720,000円 シダックス大新東				
鎮西一貫校							1,000食 98,807,040円 ハーベストネクスト			1,040食 184,250,000円 ハーベストネクスト							
八木山小学校																	
顚田一貫校		460食 25,729,200円 シダックス大 新東		1,340食 110,730,240円 シダックス大新東			1,390食 222,585,240円 シダックス大新東					1,390食 239,164,200円 シダックス大新東					
庄内中学校	840食 65,583,000円 シダックス大新東																
庄内小学校																	
穂波東一貫校					1,010食 69,941,880円 中村学園			1,000食 157,096,350円 中村学園					1,070食 205,700,000円 共立ソリューションズ				

学校名	契約期間(年度)																
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
穂波西中学校											1,350食 305,250,000円 ハーベストネクスト						
若菜小学校																	
椋本小学校																	
高田小学校																	
筑穂中学校																	
上穂波小学校																	
大分小学校																	
内野小学校																	

※平成18～23年度までの状況…平成18～20年度、庄内中学校、320食、28,035,000円、魚国総本社。

平成21～23年度、庄内小学校及び庄内中学校、880食、54,810,000円、魚国総本社。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用実績

企画政策室

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(令和6年度受入分)

充当先事業名	款	充当額
令和5年度 現年予算 ※当該年度不足分の交付金受入のみ		
住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費	03 民生費	24,500,000
令和6年度 繰越明許		
住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費(子ども加算等)	03 民生費	63,513,935
令和6年度 現年予算		
住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費(子ども加算等)	03 民生費	258,344,719
定額減税調整給付事業費	03 民生費	939,691,932
職員給与費(定額減税調整給付事業分)	03 民生費	1,128,257
住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費	03 民生費	629,486,978
職員給与費(住民税非課税世帯等臨時特別給付事業分)	03 民生費	527,186
保育所等給食費支援事業費	03 民生費	8,084,662
農業物価高騰対策支援事業費	06 農林水産業費	13,051,473
地域活性化応援券発行事業費	07 商工費	60,505,975
生活応援クーポン発行事業費	07 商工費	520,791,211
貨物運送事業物価高騰対策支援事業費	07 商工費	13,998,462
小学校賄材料費	10 教育費	36,343,837
中学校賄材料費	10 教育費	22,143,380
合 計		2,592,112,007

福岡ソフトウェアセンターへの業務委託及び物品調達の一覧(5年間)

関係各課

○物品

令和2年度

(単位:円)

	件名	契約金額	契約締結日	担当課
1	児童生徒用タブレット端末(飯塚第一中学校(1年生)分)	14,977,600	令和2年7月31日	教育部教育総務課
2	児童生徒用タブレット端末(立岩小学校(5・6年生)分)	13,687,300	令和2年7月31日	教育部教育総務課
3	児童生徒用タブレット端末(小中一貫校潁田校(小学部)分)	13,687,300	令和2年7月31日	教育部教育総務課
4	児童生徒用タブレット端末(小中一貫校幸袋校(4～6年生)分)	13,631,200	令和2年7月27日	教育部教育総務課
5	児童生徒用タブレット端末(小中一貫校幸袋校(1～3年生)分)	13,530,000	令和2年7月31日	教育部教育総務課
6	Web会議用(本庁)ノートパソコン一式	252,230	令和2年8月11日	総務部情報政策課
7	Web会議用(支所)ノートパソコン一式	453,200	令和2年9月2日	総務部情報政策課
8	外付けSSD(480GB) SSD-PG480U3-BA 2個	18,480	令和2年9月23日	総務部情報政策課
9	タブレット端末充電保管庫一式(立岩小学校分)	4,989,600	令和2年11月11日	教育部教育総務課
10	タブレット端末充電保管庫一式(小中一貫校穂波東校(小学部)分)	4,725,600	令和2年11月11日	教育部教育総務課
11	タブレット端末充電保管庫一式(小中一貫校飯塚鎮西校(小学部)分)	4,638,700	令和2年11月11日	教育部教育総務課
12	タブレット端末充電保管庫一式(飯塚第一中学校分)	4,638,700	令和2年11月11日	教育部教育総務課
13	タブレット端末充電保管庫一式(庄内小学校分)	4,287,800	令和2年11月11日	教育部教育総務課
14	ノートパソコン一式(コンパクトタイプ)	281,600	令和2年12月11日	総務部情報政策課

令和3年度

	件名	契約金額	契約締結日	担当課
1	Web会議用ノートパソコン一式	399,300	令和3年5月11日	経済部産学振興課
2	ノートパソコン2-in-1	133,980	令和3年6月18日	行政経営部総合政策課

令和4年度

(単位:円)

	件名	契約金額	契約締結日	担当課
1	学校用Web会議カメラセット	3,168,000	令和4年7月4日	教育部学校教育課
2	交流センター用Web会議カメラセット	1,372,800	令和4年7月4日	市民協働部まちづくり推進課
3	インクジェット複合機 外1件	289,300	令和4年7月4日	教育部生涯学習課
4	Web会議用カメラセット	277,200	令和4年7月12日	総務部情報管理課
5	ノートパソコン 外17件	4,697,000	令和4年7月25日	教育部生涯学習課
6	Web会議用カメラセット 増設マイク	265,650	令和4年12月6日	市民協働部まちづくり推進課
7	ノートパソコン一式	359,150	令和4年12月15日	教育部生涯学習課
8	内蔵SSD500GB×2個	18,480	令和5年1月6日	市民協働部まちづくり推進課

令和5年度

	件名	契約金額	契約締結日	担当課
1	災害対策本部用WEBカメラセット	147,400	令和5年5月9日	総務部防災安全課
2	交流センター用 無線LANルーター	9,760	令和5年9月1日	市民協働部まちづくり推進課
3	先進地視察用ノートパソコン(ノート型及びタブレット型)	142,590	令和5年9月22日	行政経営部業務改善・DX推進課
4	ガンタイプ2次元スキャナー	36,300	令和6年1月10日	教育部生涯学習課
5	内臓2.5インチSSD×3個	20,460	令和6年1月16日	市民協働部まちづくり推進課
6	内臓2.5インチSSD×2個	13,640	令和6年1月29日	市民協働部まちづくり推進課

令和6年度

	件名	契約金額	契約締結日	担当課
1	AP集中管理ソフト	21,780	令和6年4月22日	教育部生涯学習課
2	券売機	5,384,500	令和6年5月24日	市民協働部スポーツ振興課
3	ノートパソコン一式(その1)	3,935,250	令和6年7月1日	総務部情報管理課
4	ノートパソコン一式(その2)	4,022,700	令和6年7月1日	総務部情報管理課
5	インクジェットプリンター 外1件	109,340	令和6年6月14日	教育部教育総務課
6	A4カラーレーザープリンター	48,900	令和6年11月6日	教育部教育総務課
7	デジタルツール用ノートパソコン	238,000	令和6年11月28日	行政経営部業務改善・DX推進課
8	公衆無線LAN用アクセスポイント(鎮西交流センター)	38,720	令和6年11月15日	行政経営部業務改善・DX推進課

○業務委託

令和2年度

(単位:円)

	業務委託名	契約金額	契約締結日	担当課
1	スポーツ施設予約システム保守委託	1,232,000	令和2年4月1日	市民協働部健幸・スポーツ課
2	飯塚市予約乗合タクシー予約受付業務委託	13,739,000	令和2年4月1日	市民協働部地域公共交通対策課
3	小中学校ICT活用推進事業委託	15,690,400	令和2年4月1日	教育部学校教育課
4	RPAソフトウェア導入及び保守業務委託	2,475,000	令和2年4月30日	総務部情報政策課
5	全銀協データ作成システム構築委託	286,000	令和2年5月1日	福祉部特別定額給付金対策室
6	令和2年度再就職(再雇用)応援事業委託	36,245,000	令和2年5月20日	経済部経済対策室
7	公衆無線LAN整備事業業務委託	2,304,500	令和2年6月29日	総務部情報政策課
8	小中学校GIGAスクールサポーター配置事業委託	16,390,000	令和2年10月21日	教育部学校教育課
9	飯塚市生活困窮者自立相談支援等業務委託(R3.3.24～R6.3.31)	61,344,800	令和3年3月23日	福祉部生活支援課
10	飯塚市予約乗合タクシー予約受付業務委託	14,109,700	令和3年3月26日	市民協働部地域公共交通対策課

令和3年度

	業務委託名	契約金額	契約締結日	担当課
1	RPAソフトウェアライセンス更新及び保守業務委託	1,779,800	令和3年4月1日	総務部情報政策課
2	コミュニティセンター施設管理システム保守点検委託(R3.4.1～R6.3.31)	2,240,700	令和3年4月1日	教育部生涯学習課
3	スポーツ施設予約システム保守委託	1,232,000	令和3年4月1日	市民協働部健幸都市推進課
4	小中学校ICT教育推進事業委託(R3.4.1～R5.3.31)	75,500,700	令和3年4月1日	教育部学校教育課
5	令和3年度再就職(再雇用)応援事業委託	56,366,200	令和3年4月1日	経済部商工観光課
6	公衆無線LAN整備事業業務委託	2,370,500	令和3年6月2日	総務部情報政策課
7	本庁舎内Web会議専用無線LAN構築委託	642,400	令和3年7月27日	総務部情報政策課
8	本庁舎委員会室Web会議専用無線LAN増設委託	35,200	令和3年11月26日	総務部情報政策課
9	公衆無線LAN整備事業業務委託	2,462,900	令和4年2月1日	総務部情報政策課
10	飯塚市ファミリー・サポート・センター事業業務委託(R4.2.19～R7.3.31)	20,262,000	令和4年2月18日	福祉部子育て支援課
11	飯塚市予約乗合タクシー予約受付業務委託	14,109,700	令和4年3月18日	市民協働部地域公共交通対策課
12	飯塚市新産業創出支援センター指定管理業務委託(R4.4.1～R8.3.31)※	39,758,400	令和4年3月18日	経済部産学振興課

※指定管理委託料として支出したもの

令和4年度

(単位:円)

	業務委託名	契約金額	契約締結日	担当課
1	スポーツ施設予約システム保守委託	1,232,000	令和4年4月1日	市民協働部スポーツ振興課
2	RPAソフトウェアライセンス更新及び保守業務委託	1,778,700	令和4年4月1日	総務部情報管理課
3	飯塚市市民課等窓口業務委託	58,201,000	令和4年4月1日	市民環境部市民課
4	令和4年度再就職(再雇用)応援事業委託	45,003,200	令和4年4月1日	経済部商工観光課
5	飯塚市生活困窮者就労準備支援等業務委託(R4.4.1～R6.3.31)	5,453,800	令和4年4月1日	福祉部生活支援課
6	督促手数料及び延滞金計算表示システム構築委託	495,000	令和4年6月20日	会計管理者会計課
7	飯塚市の未来を担う子どもたちへの応援券受付情報入力等業務委託	24,355,100	令和4年7月18日	福祉部子育て支援課
8	飯塚市民応援クーポン券換金受付業務等委託	15,510,000	令和4年11月18日	経済部商工観光課
9	飯塚市婚活業務委託	495,000	令和4年11月30日	福祉部子育て支援課
10	飯塚市窓口業務委託(R5.1.5～R10.3.31)	449,879,100	令和5年1月4日	市民環境部市民課、医療保険課、 総務部総務課
11	公衆無線LAN整備事業業務委託	9,075,000	令和5年2月15日	行政経営部業務改善・DX推進課
12	幸袋交流センター公衆無線LAN移設業務委託	184,800	令和5年3月9日	行政経営部業務改善・DX推進課

令和5年度

	業務委託名	契約金額	契約締結日	担当課
1	小中学校ICT教育推進事業委託(R5.4.1～R7.3.31)	78,488,300	令和5年4月1日	教育部学校教育課
2	飯塚市予約乗合タクシー予約受付業務委託	14,109,700	令和5年4月1日	市民協働部地域公共交通対策課
3	RPAソフトウェアライセンス更新及び保守業務委託	1,778,700	令和5年4月1日	総務部情報管理課
4	スポーツ施設予約システム保守委託	1,240,800	令和5年4月1日	市民協働部スポーツ振興課
5	本庁1階相談室外3箇所無線LAN増設委託	236,500	令和5年5月30日	総務部情報管理課
6	飯塚市総合体育館公衆無線LAN増設設置業務委託	580,800	令和5年6月29日	市民協働部スポーツ振興課
7	飯塚市生活応援クーポン券発行等業務委託	25,653,100	令和5年7月7日	福祉部生活応援臨時対策室
8	公衆無線LAN機器保守及びアクセス認証管理クラウド運用サービス提供業務委託	1,442,100	令和5年9月15日	行政経営部業務改善・DX推進課
9	飯塚市婚活業務委託	495,000	令和5年10月3日	福祉部子育て支援課
10	飯塚市生活困窮者自立相談支援等業務委託(R6.1.5～R9.3.31)	52,762,600	令和6年1月4日	福祉部生活支援課

令和6年度

(単位:円)

	業務委託名	契約金額	契約締結日	担当課
1	RPAソフトウェアライセンス更新及び保守業務委託	1,340,900	令和6年4月1日	総務部情報管理課
2	スポーツ施設予約システム保守委託	1,240,800	令和6年4月1日	市民協働部スポーツ振興課
3	イイヅカコミュニティセンター施設予約管理システム保守点検委託	767,800	令和6年4月1日	教育部生涯学習課
4	公衆無線LAN機器保守及びアクセス認証管理クラウド運用サービス提供業務委託	3,289,000	令和6年4月1日	行政経営部業務改善・DX推進課
5	飯塚市ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業分)業務委託	4,286,000	令和6年10月24日	こども未来部こども家庭課
6	飯塚市予約乗合タクシー予約受付業務委託	14,109,700	令和6年4月1日	市民協働部地域公共交通対策課
7	飯塚市生活応援クーポン券コールセンター等業務委託	13,200,000	令和6年9月27日	行政経営部生活応援クーポン券発行臨時対策室
8	飯塚市婚活業務委託	495,000	令和6年10月10日	こども未来部こども家庭課
9	飯塚市婚活業務委託	484,000	令和7年1月10日	こども未来部こども家庭課

国民健康保険税の他都市比較推移（平成29年度以降）

市名	区分	方式	H29(2017)	H30(2018)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
飯塚市	医療	所得割	8.80%	6.80%	→	→	→	→	→
		資産割	6.00%	-	→	→	→	→	→
		均等割	23,200円	21,000円	→	→	→	→	→
		平等割	28,500円	23,000円	→	→	→	→	→
	支援	所得割	3.10%	2.80%	→	→	→	→	→
		資産割	4.00%	-	→	→	→	→	→
		均等割	7,800円	8,100円	→	→	→	→	→
		平等割	9,800円	8,800円	→	→	→	→	→
	介護	所得割	3.40%	2.60%	→	→	→	→	→
		均等割	16,200円	9,100円	→	→	→	→	→
		平等割	0円	6,700円	→	→	→	→	→
直方市	医療	所得割	9.90%	8.96%	9.45%	→	→	→	→
		均等割	22,000円	21,300円	22,500円	→	→	→	→
		平等割	27,000円	23,300円	23,300円	→	→	→	→
	支援	所得割	2.00%	2.80%	3.30%	→	→	→	→
		均等割	6,300円	6,700円	7,700円	→	→	→	→
		平等割	5,000円	7,400円	8,000円	→	→	→	→
	介護	所得割	1.53%	2.10%	3.30%	→	→	→	→
		均等割	9,500円	12,200円	15,300円	→	→	→	→
田川市	医療	所得割	6.63%	→	→	→	→	→	→
		均等割	20,915円	→	→	→	→	→	→
		平等割	17,882円	→	→	→	→	→	→
	支援	所得割	4.97%	→	→	4.74%	3.06%	2.93%	→
		均等割	15,674円	→	→	15,200円	10,600円	10,200円	→
		平等割	13,401円	→	→	13,400円	9,300円	8,960円	→
	介護	所得割	3.67%	→	→	3.17%	2.36%	→	→
		均等割	14,568円	→	→	13,080円	10,120円	→	→
		平等割	8,856円	→	→	8,400円	6,800円	→	→

医療保険課

市名	区分	方式	H29(2017)	R6(2024)
嘉麻市	医療	所得割	8.50%	→
		資産割	30.00%	0.00%
		均等割	20,000円	23,000円
		平等割	23,000円	26,500円
	支援	所得割	3.50%	→
		資産割	20.00%	0.00%
		均等割	6,500円	7,500円
		平等割	6,500円	7,500円
	介護	所得割	1.50%	→
		均等割	10,500円	12,000円
宮若市	医療	所得割	9.20%	→
		資産割	15.00%	→
		均等割	22,000円	→
		平等割	23,500円	→
	支援	所得割	3.00%	→
		均等割	7,800円	→
		平等割	6,500円	→
	介護	所得割	3.00%	→
		資産割	3.19%	→
		均等割	7,900円	→
		平等割	5,600円	→

※「→」は前年度と同率、同額。

※R1は全自治体前年度と同率、同額のため削除。

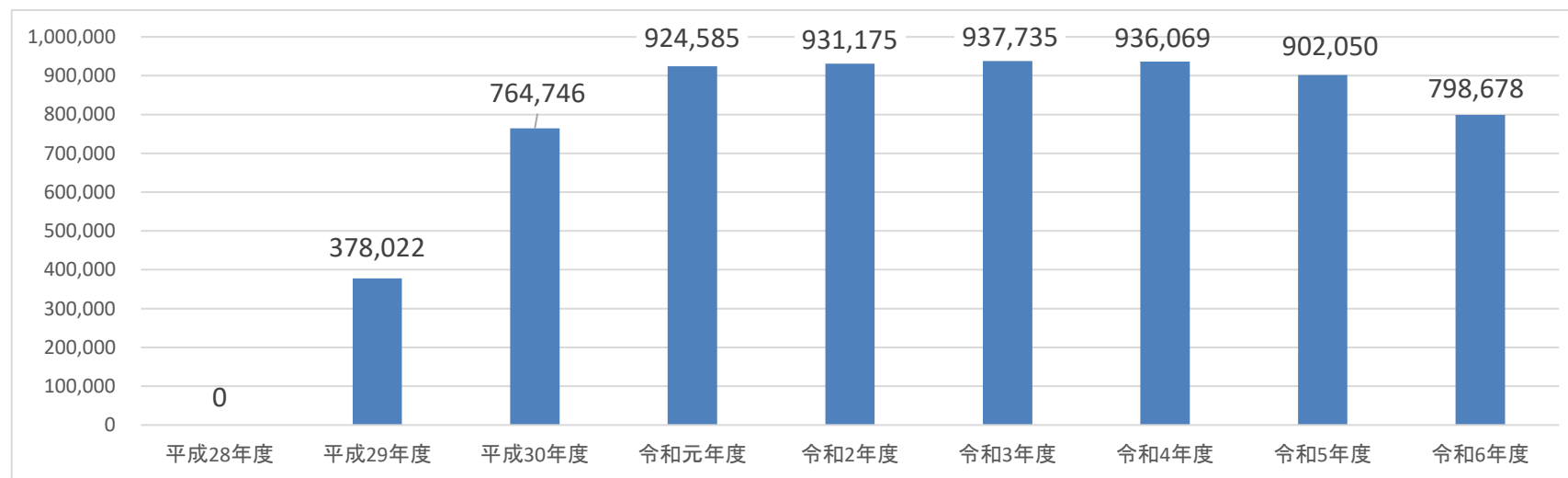
※嘉麻市と宮若市はH29以降変更がないため間の年度は削除。

国民健康保険給付費等準備基金の残高推移(2016年度以降)

医療保険課

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
積立	0	378,022	384,114	154,627	0	0	0	0	0
取崩	0	0	0	0	0	0	-7,500	-40,000	-110,000
運用収入等	0	0	2,610	5,212	6,590	6,560	5,834	5,981	6,628
基金残高 (年度末)	0	378,022	764,746	924,585	931,175	937,735	936,069	902,050	798,678



全国・県内介護保険料比較表(第4期～第9期)

介護保険課

保 険 者 名	県内順位						全国順位						基準額(月額:円)					
	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
福岡県介護 保険広域連合 A	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,203	7,153
飯塚市	2	2	2	1	2	2	75	52	94	151	44	83	4,975	5,890	6,380	6,600	7,170	7,026
福岡市	6	5	8	8	8	3	321	257	453	497	467	142	4,494	5,362	5,771	6,078	6,225	6,899
北九州市	8	7	9	7	3	4	337	325	497	491	258	303	4,450	5,270	5,700	6,090	6,540	6,590
嘉麻市	1	1	1	2	4	5	16	4	62	196	264	323	5,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
みやま市	4	6	4	2	4	5	214	316	359	196	264	323	4,686	5,281	5,850	6,500	6,500	6,500
久留米市	3	4	10	6	6	7	194	209	565	433	381	452	4,720	5,448	5,651	6,163	6,358	6,358
那珂川市	—	—	—	18	20	8	—	—	—	988	1016	470	—	—	—	5,550	5,680	6,300
八女市	19	17	16	9	11	9	906	876	940	527	630	573	3,950	4,700	5,200	6,000	6,000	6,200
直方市	12	8	3	4	7	10	428	344	245	306	395	659	4,343	5,244	5,998	6,333	6,314	6,100
大牟田市	23	3	5	5	9	11	1012	191	379	375	468	726	3,890	5,480	5,823	6,220	6,220	6,000
筑後市	25	11	14	13	14	11	1304	717	918	749	764	726	3,600	4,860	5,265	5,800	5,900	6,000
大川市	13	20	23	22	16	11	643	1035	1224	1152	865	726	4,150	4,500	4,900	5,350	5,800	6,000
福岡県介護 保険広域連合 B	—	—	—	—	21	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,527	5,969
春日市	9	14	11	13	13	15	346	760	589	749	731	843	4,440	4,800	5,600	5,800	5,950	5,950
中間市	16	16	7	10	10	16	766	815	449	632	541	947	4,043	4,798	5,779	5,937	6,160	5,854
朝倉市	7	9	12	11	11	17	326	553	826	645	630	968	4,480	4,990	5,370	5,900	6,000	5,800
みやこ町	14	23	6	13	16	17	707	1212	388	749	865	968	4,100	4,300	5,800	5,800	5,800	5,800
苅田町	22	24	16	16	16	17	995	1318	940	923	865	968	3,900	4,150	5,200	5,600	5,800	5,800

※福岡県介護保険広域連合については、国がABCの平均値で公表しているため、全国順位については未記載としている。

厚生労働省ホームページより

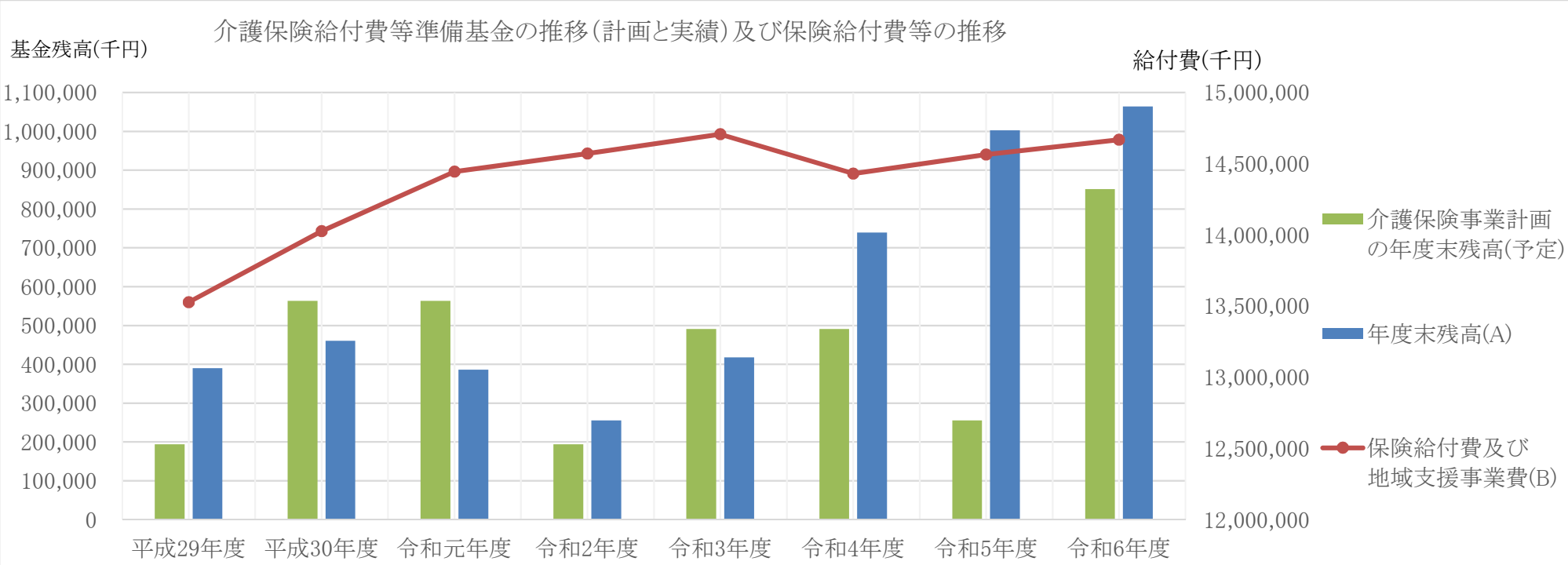
保 険 者 名	県内順位						全国順位						基準額(月額)					
	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
行橋市	17	26	16	16	16	17	845	1383	940	923	865	968	4,000	4,000	5,200	5,600	5,800	5,800
大野城市	5	10	20	19	25	21	320	561	1019	1086	1194	1067	4,495	4,985	5,140	5,400	5,430	5,728
糸島市	—	14	13	12	15	22	—	760	846	743	860	1151	—	4,800	5,320	5,810	5,810	5,600
粕屋町	15	21	25	23	22	22	763	1128	1272	1164	1118	1151	4,044	4,400	4,850	5,300	5,500	5,600
筑紫野市	9	12	22	25	24	22	345	747	1118	1238	1187	1151	4,440	4,837	5,000	5,200	5,450	5,600
太宰府市	9	13	21	21	23	25	347	748	1080	1149	1182	1227	4,440	4,830	5,070	5,360	5,460	5,540
古賀市	17	17	23	27	27	26	847	876	1224	1441	1372	1356	4,000	4,700	4,900	4,800	5,100	5,300
福津市	19	19	15	24	26	27	907	1010	922	1223	1318	1399	3,950	4,550	5,250	5,250	5,250	5,250
小郡市	24	25	26	26	28	28	1135	1329	1349	1345	1404	1405	3,760	4,100	4,760	5,010	5,010	5,200
福岡県介護 保険広域連合 C	—	—	—	—	30	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,814	4,976
宗像市	21	21	16	19	29	30	948	1128	940	1086	1406	1539	3,910	4,400	5,200	5,400	5,000	4,750

※福岡県介護保険広域連合については、国がABCの平均値で公表しているため、全国順位については未記載としている。

厚生労働省ホームページより

介護保険給付費等準備基金の残高推移(2016年度以降)及び他都市比較資料

介護保険課



(単位:千円)

	第6期	第7期			第8期			第9期
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規積立 (前年度余剰金)	64,260	67,278	0	0	160,663	318,928	258,582	54,018
取崩	0	0	△ 77,626	△ 133,243	0	0	0	0
積立(運用等)	2,384	2,792	3,182	2,788	1,852	2,564	4,635	7,207
年度末残高(A)	389,950	460,020	385,576	255,121	417,636	739,128	1,002,345	1,063,570
介護保険事業計画 の年度末残高(予定)	193,846	562,972	562,972	193,846	490,756	490,756	255,121	850,787
保険給付費及び 地域支援事業費(B)	13,527,743	14,025,489	14,445,169	14,570,940	14,706,979	14,430,891	14,564,241	14,668,842
(A/B)	2.88%	3.28%	2.67%	1.75%	2.84%	5.12%	6.88%	7.25%

保険者別 介護保険特別会計経理状況

(単位:千円)

都道府県	保険者	歳入合計	歳出合計	歳入歳出 差引残額	うち基金繰入額	介護給付費 準備基金保有額
全 国		12,310,555,968	11,982,096,718	328,459,251	59,294,012	1,075,815,889
福岡県	北九州市	109,359,705	105,530,544	3,829,162	-	8,606,034
福岡県	福岡市	122,303,739	121,386,487	917,252	917,252	1,442,221
福岡県	大牟田市	13,490,367	13,166,184	324,183	-	1,508,239
福岡県	久留米市	28,578,079	28,439,738	138,342	138,342	1,984,374
福岡県	直方市	6,558,525	6,482,612	75,913	35,501	676,190
福岡県	飯塚市	15,829,209	15,399,730	429,479	-	1,002,345
福岡県	八女市	8,068,625	7,838,759	229,866	110,915	918,577
福岡県	筑後市	4,366,566	4,284,907	81,659	-	723,828
福岡県	大川市	4,089,979	3,905,897	184,082	-	357,001
福岡県	行橋市	6,846,534	6,498,355	348,179	120,357	848,213
福岡県	中間市	5,316,669	4,973,819	342,850	-	580,084
福岡県	小郡市	4,597,019	4,551,395	45,624	-	789,727
福岡県	筑紫野市	7,530,523	7,399,518	131,005	-	609,827
福岡県	春日市	7,671,228	7,528,780	142,448	-	1,302,251
福岡県	大野城市	6,452,453	6,452,227	227	-	1,365,534
福岡県	宗像市	8,079,406	7,871,054	208,352	68,732	1,438,686
福岡県	太宰府市	5,675,878	5,614,347	61,531	-	396,038
福岡県	古賀市	4,262,492	4,222,853	39,638	2,739	434,218
福岡県	福津市	5,388,905	5,295,786	93,119	-	787,524
福岡県	嘉麻市	5,663,210	5,612,282	50,928	-	815,020
福岡県	朝倉市	6,068,807	5,878,581	190,226	-	887,704
福岡県	みやま市	5,148,176	4,905,339	242,836	-	604,094
福岡県	糸島市	9,752,322	9,219,906	532,415	-	1,656,402
福岡県	那珂川市	3,543,871	3,536,293	7,577	-	262,134
福岡県	粕屋町	2,667,637	2,605,280	62,357	-	395,281
福岡県	荏田町	2,998,391	2,891,915	106,476	-	328,259
福岡県	みやこ町	2,629,498	2,616,383	13,116	-	390,775
福岡県	福岡県介護保険広域連合	74,365,087	71,338,159	3,026,929	-	5,328,642

厚生労働省 令和5年度介護保険事業状況報告(年報)より

介護保険事業に関わる適正化の実績(第7期以降)

介護保険課

第7期介護保険事業計画に記載の内容

第7期における 具体的な取組	第7期目標値 (事業内容、指標等)	具体的な取組	
		令和元年度	令和2年度
①要介護認定の適正化	認定調査票及び主治 医意見書の確認・点 検 100%	適正な審査判定が行われるよう、全件に対し、認定調査票や主治医意見書の記入漏れや内容の不整合がないか点検を行った。 福岡県が実施している認定調査員の現任研修等の研修に参加し、技術的向上を図った。 平成30年度厚生労働省の技術的助言事業及び、令和元年度福岡県の認定審査アドバイザー派遣事業での助言を活かしていくために、認定調査員と認定審査会委員にフィードバックを行い、介護認定審査会の簡素化を実施し、迅速な結果通知に繋げることにより、今後の認定件数増加に対応するための実施体制を図った。	適正な審査判定が行われるよう、全件に対し、認定調査票や主治医意見書の記入漏れや内容の不整合がないか点検を行った。 福岡県が実施している認定調査員の現任研修等の研修に参加し、技術的向上を図った。 介護認定審査会の簡素化を実施し、迅速な結果通知に繋げることにより、今後の認定件数増加に対応するための実施体制を図った。
②ケアプランの点検	点検後のヒアリング実施事業所数 10件	点検後のヒアリング実施事業所数 66事業所(サービスプラン含)	点検後のヒアリング実施事業所数 41事業所(サービスプラン含)
③住宅改修等の点検	事後現地点検件数 120件	事後現地点検件数 104件	事後現地点検件数 2件
④縦覧点検・医療情報との突合	事業所確認件数 30件	事業所確認件数 30件	事業所確認件数 2,055件
⑤介護給付費通知	年間発送回数 1回	発送件数6,682件	発送件数6,637件

第8期介護保険事業計画に記載の内容

第8期における 具体的な取組	第8期目標値 (事業内容、指標等)	具体的な取組		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①要介護認定の適正化	認定調査票及び主治 医意見書の確認・点 検 100%	適正な審査判定が行われるよう、全件 に対し、認定調査票や主治医意見書 の記入漏れや内容の不整合がないか 点検を行った。 福岡県が実施している認定調査員の 現任研修等の研修に参加し、技術的 向上を図った。 介護認定審査会の簡素化を実施し、 迅速な結果通知に繋げることで、 今後の認定件数増加に対応するため の実施体制を図った。	適正な審査判定が行われるよう、全件 に対し、認定調査票や主治医意見書 の記入漏れや内容の不整合がないか 点検を行った。 福岡県が実施している認定調査員の 現任研修等の研修に参加し、技術的 向上を図った。 介護認定審査会の簡素化を実施し、 迅速な結果通知に繋げることで、 今後の認定件数増加に対応するため の実施体制を図った。	適正な審査判定が行われるよう、全件 に対し、認定調査票や主治医意見書 の記入漏れや内容の不整合がないか 点検を行った。 福岡県が実施している認定審査アド バイザー派遣事業や認定審査セミ ナー事業、調査員の現任研修等の研 修への参加により、技術的向上を図っ た。 介護認定審査会の簡素化を実施し、 迅速な結果通知に繋げることで、 今後の認定件数増加に対応するため の実施体制を図った。
②ケアプランの点検	ケアプラン点検後のヒ アリング実施事業所数 50事業所	点検後のヒアリング実施事業所数 59事業所(サービスプラン含)	点検後のヒアリング実施事業所数 137事業所(サービスプラン、高齢者向 け住まい含む)	点検後のヒアリング実施事業所数 112事業所(サービスプラン、高齢者向 け住まい含む)
③住宅改修等の点検	事後現地点検件数 120件	事後現地点検件数 30件	事後現地点検件数 0件	事後現地点検件数 住宅改修点検 80件 福祉用具購入点検 64件
④縦覧点検・医療情報 との突合	縦覧点検・医療情報と の突合 (事業所照会件数) 1,500件	縦覧点検・医療情報との突合 (事業所照会件数) 2,240件	縦覧点検・医療情報との突合 (事業所照会件数) 2,628件(R5年3月分未確定)	縦覧点検・医療情報との突合 (事業所照会件数) 2,502件(R6年3月分未確定)
⑤介護給付費通知	年間発送回数 2回	発送件数8,569件	発送件数7,740件	発送件数7,866件
⑥サービス事業者への 指導・監督	年間実地指導件数 50件 集団指導 1回	・年間実地指導件数51件 市単独 50件 県との合同 1件 ・集団指導 1回	・年間実地指導件数 64件 市単独 60件 県との合同 4件 ・集団指導 1回	・年間実地指導件数 53件 市単独 45件 県との合同 8件 ・集団指導 1回

第9期介護保険事業計画に記載の内容

第9期における 具体的な取組	第9期目標値 (事業内容、指標等)	具体的な取組
		令和6年度
①要介護認定の適正化	認定調査票及び主治 医意見書の確認・点 検 達成率 100%	適正な審査判定が行われるよう、全件に対して認定調査票、主治医意見書の記入漏れや内容の不整合がないか点検を行った。 福岡県が実施する認定審査セミナー事業、調査員の現任研修等への参加により技術的向上を図った。 介護認定審査会の簡素化を実施し、迅速な結果通知に繋げることで、今後の認定件数増加に対応するための実施体制を図った。
②ケアプラン(個別サービス計画書含)点検	点検後のヒアリング実施件数 実施件数 75件	運営指導時に確認したケアプラン及びサービスプランを含み、102事業所に対し、プランの点検及びヒアリングを実施した。
③高齢者向け住まい等 対策のケアプラン点検	事業所件数 件数 2件	高齢者向け住まい等に居住している利用者のケアプランについて、市が指定した要件に該当するサービスを利用するケアプランを点検し、適正な利用となっているか等、居宅介護支援事業所等に対し、確認及び指導を行った。 2事業所(10プラン)
④住宅改修・福祉用具 購入の点検	事後現地点検件数 件数 120件	点検対象を抽出し、訪問し本人の動作確認や家族を含め聞き取りを行い、住宅環境を確認した。また、申請書と相違の有無など適正に施工、利用されているか現地確認を行った。 住宅改修点検 101件 福祉用具購入点検 25件
⑤福祉用具貸与調査	調査件数 件数 30件	ケアプラン点検の一環として、福祉用具貸与がケアプランに位置付けられているプランを抽出し、点検を行った。指導に際しては、利用者の正確な状態像を把握する必要があるため、利用者宅を訪問し、状況も確認し、適切な福祉用具貸与となるよう指導を行った。 調査件数:34件
⑥医療情報との突合・ 縦覧点検	事業所確認件数 件数 1,500件	縦覧点検・医療情報との突合 (事業所照会件数) 2,918件

地域包括支援センター運営委託料の推移

高齢者支援課

(単位:円)

No.	地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	飯塚・片島 立岩の一部	19,428,000	19,728,000	19,800,000	22,805,000	22,840,000
2	飯塚東・菰田	22,655,000	22,710,000	22,618,000	25,283,000	24,840,000
3	立岩の一部 鯉田	19,873,000	20,155,000	20,078,000	23,305,000	23,423,000
4	二 瀬	30,395,000	30,273,000	30,090,000	32,895,000	32,818,000
5	幸 袋	17,305,000	17,423,000	17,600,000	20,640,000	20,618,000
6	鎮 西	18,128,000	18,478,000	18,650,000	21,905,000	21,933,000
7	穂波東	17,483,000	17,545,000	17,605,000	20,460,000	20,450,000
8	穂波西	26,368,000	26,578,000	26,783,000	29,900,000	29,745,000
9	筑 穂	20,295,000	20,390,000	20,260,000	23,283,000	23,210,000
10	庄 内	18,555,000	18,778,000	18,790,000	21,700,000	21,673,000
11	穎 田	12,105,000	12,168,000	12,340,000	15,190,000	14,923,000
合 計		222,590,000	224,226,000	224,614,000	257,366,000	256,473,000

福祉サービス申請件数及び決算額の推移

高齢者支援課

(単位:件、円)

事 業		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
地域支援事業	介護用品(紙おむつ・尿とりパッド)給付事業	18	4,005,741	37	3,756,452	44	4,008,054	40	3,844,948	32	3,285,387
	介護手当給付事業	2	1,320,000	6	1,350,000	6	1,420,000	4	1,110,000	5	890,000
	「食」の自立支援事業(配食サービス)	189	73,232,000	154	65,349,600	198	63,899,480	219	64,552,320	295	70,079,520
	緊急通報システム事業	5	464,200	7	291,203	7	234,256	12	261,360	5	198,693
	認知症高齢者等位置検索システム事業	0	0	0	0	1	2,990	1	2,540	0	0
	介護保険特別会計 小 計	214	79,021,941	204	70,747,255	256	69,564,780	276	69,771,168	337	74,453,600
高齢者福祉サービス事業	軽度生活援助事業	426	4,771,980	334	3,328,500	289	3,071,880	287	3,075,170	241	2,394,320
	福祉電話設置事業	1	267,203	3	259,032	4	258,517	2	227,457	7	238,858
	高齢者訪問理美容サービス事業	8	18,700	6	25,500	5	18,700	8	15,300	8	30,600
	高齢者住宅改造助成事業	5	235,940	1	90,000	2	121,588	0	0	0	0
	高齢者日常生活用具給付等事業	0	0	0	0	1	5,425	4	22,672	0	0
	一般会計 小 計	440	5,293,823	344	3,703,032	301	3,476,110	301	3,340,599	256	2,663,778
合 計		654	84,315,764	548	74,450,287	557	73,040,890	577	73,111,767	593	77,117,378

※件数:各年度における申請受付件数であり、変更・却下を含み、過年度からの継続分は含まない。

JKA交付金の推移表(日本トーターへの包括的民間委託開始以降)

公営競技事業所

小型自動車競走法第20条の規定により、小型自動車競走施行者は、1回(9日)開催による勝車投票券(通称「車券」という。)の売上金の額に応じて、小型自動車競走振興法人(JKA)へ交付を行っている。同法人は、「小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与する。」というオートレース事業の主旨に基づき、機械振興や公益事業振興のための補助事業を行っており、当該交付金はその原資となっている。

1号交付金:小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための補助事業分

2号交付金:体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助事業分

3号交付金:小型自動車競走関係業務分

(単位:円)

年度	売上金額 (発売収入－返還金)	JKA交付金	売上に対する 交付率	内訳		売上に対する 交付率
平成27年度	10,743,971,600	216,476,916	2.01%	1号	98,015,807	0.91%
				2号	64,741,252	0.60%
				3号	53,719,857	0.50%
平成28年度	13,680,215,200	280,170,789	2.05%	1号	126,715,585	0.93%
				2号	85,054,132	0.62%
				3号	68,401,072	0.50%
平成29年度	14,028,187,800	279,553,165	1.99%	1号	125,614,603	0.90%
				2号	83,797,626	0.60%
				3号	70,140,936	0.50%
平成30年度	14,401,287,100	282,744,292	1.96%	1号	125,377,862	0.87%
				2号	85,359,998	0.59%
				3号	72,006,432	0.50%
令和元年度	15,408,263,300	304,592,011	1.98%	1号	135,366,689	0.88%
				2号	92,184,012	0.60%
				3号	77,041,310	0.50%
令和2年度	20,759,668,400	428,164,663	2.06%	1号	190,337,061	0.92%
				2号	134,029,265	0.65%
				3号	103,798,337	0.50%
令和3年度	22,199,051,300	461,874,773	2.08%	1号	204,755,884	0.92%
				2号	146,123,637	0.66%
				3号	110,995,252	0.50%
令和4年度	22,000,845,700	452,025,578	2.05%	1号	200,903,696	0.91%
				2号	141,117,660	0.64%
				3号	110,004,222	0.50%
令和5年度	21,900,502,800	460,553,570	2.10%	1号	207,165,074	0.95%
				2号	143,885,986	0.66%
				3号	109,502,510	0.50%
令和6年度	24,899,183,000	529,588,730	2.13%	1号	236,738,338	0.95%
				2号	168,354,481	0.68%
				3号	124,495,911	0.50%
合 計	180,021,176,200	3,695,744,487	2.05%	1号	1,650,990,599	0.92%
				2号	1,144,648,049	0.64%
				3号	900,105,839	0.50%

メインスタンド整備状況について

公営競技事業所

令和7年8月31日現在

単位:円

			当初予算	当初契約額(A)	変更契約額(B)	変更後契約額(A+B)	
委託費	工事監理業務委託	工事監理業務委託(建築工事)		86,900,000	0	86,900,000	
		工事監理業務委託(切回工事)		11,330,000	0	11,330,000	
		計	140,767,000	98,230,000	0	98,230,000	
	システム移設等委託	オートレースシステム仮移設等業務委託		223,300,000	0	223,300,000	
		オートレースシステム本移設等業務委託		205,700,000	0	205,700,000	
		計	459,800,000	429,000,000	0	429,000,000	
	映像機器移設等委託	映像機器移設等委託		13,200,000	0	13,200,000	
		映像機器本移設等業務委託		9,625,000	0	9,625,000	
		計	23,265,000	22,825,000	0	22,825,000	
	発走合図機更新等委託 (審判設備移設等委託)	審判設備仮移設等業務委託		22,000,000	0	22,000,000	
		審判設備本移設等業務委託		21,406,000	0	21,406,000	
		計	55,164,000	43,406,000	0	43,406,000	
	電話交換機更新等委託	電話交換機更新等委託(MDF)		69,184	0	69,184	
		電話交換機更新等委託(仮設)		4,510,000	0	4,510,000	
		電話交換機更新等委託(本設)		2,993,980	0	2,993,980	
		計	9,645,000	7,573,164	0	7,573,164	
	是正工事設計業務委託	是正工事設計業務委託	11,528,000	10,780,000	0	10,780,000	
委託費計			700,169,000	611,814,164	0	611,814,164	
工事費	第一払戻所改修工事	建築工事		6,810,100	0	6,810,100	
		電気設備工事		4,125,000	0	4,125,000	
		空調設備工事		5,610,000	0	5,610,000	
		トイレ設備工事		1,100,000	0	1,100,000	
		屋根防水補修工事		1,298,000	0	1,298,000	
		計	32,220,000	18,943,100	0	18,943,100	
	メインスタンド改築工事	切回電気設備工事		143,000,000	0	143,000,000	
		切回受変電設備工事		81,400,000	0	81,400,000	
		切回機械設備工事		62,426,100	0	62,426,100	
		切回通信設備工事		16,500,000	0	16,500,000	
		計	304,987,000	303,326,100	0	303,326,100	
	メインスタンド整備工事	メインスタンド整備工事		2,526,700,000	99,167,439	2,625,867,439	
		付属建物整備工事		6,163,608	0	6,163,608	
		サテライトシアター整備工事		29,511,900	0	29,511,900	
		計	2,565,793,000	2,562,375,508	99,167,439	2,661,542,947	
	工事費計			2,903,000,000	2,884,644,708	99,167,439	2,983,812,147
	事業費計			3,603,169,000	3,496,458,872	99,167,439	3,595,626,311

(メインスタンド整備事業の進捗状況)

年 月	令和4年												令和5年												令和6年												令和7年								
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7				
解体工事																																													
杭工事																																													
土工事																																													
地業工事																																													
その他																																													